

森林経営管理制度に係る取組事例集

VOL. 3

林野庁 森林利用課

令和 5 年 3 月

はじめに

本書の使い方

本書は大きく2つのパートに分かれています。事例は、令和2年度に発行した「森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.1」に掲載した11地域の取組を中心に、[全国を取組事例を収録](#)しています。[取組の段階に応じた事例を整理](#)していますので、各地域における課題解決のツールとしてご活用ください。

第1部 取組段階別のポイントやノウハウ

意向調査から集積計画、事業発注まで、森林経営管理制度の取組段階ごとに、各地域の取組のポイントやノウハウを紹介しています。また、民間事業者への斡旋の事例や、協定に基づく間伐の事例など、集積計画を策定せずに森林整備を進めている手法も紹介しています。

第2部 地域ごとの取組

11地域における森林整備の方針や森林経営管理制度の活用方法、具体の取組の進め方を紹介しています。

付属CD

本事例集で紹介している事例で実際に使われている各種業務資料を収録しています。

「[森林経営管理制度に係る取組事例集 Vol.1,2](#)」も併せてご覧ください

- Vol.1,2では、合わせて24地域の取組を紹介しています。
- 「地域編」「取組編」「資料編」の3部構成となっており、各地域の取組体制や業務フロー、取組のポイントを段階ごとに紹介しています。

【参考】よくある疑問と参考となる事例

- Q1 森林経営管理制度の対象森林や優先順位など、どのように方針を定めれば良いか？**
→ 15～19頁をご覧ください。森林経営管理制度の取組方針策定に関する事例を掲載しています。
- Q2 意向調査の回答率を向上させるにはどうしたら良いか？**
→ 30頁をご覧ください。意向調査の回答率向上に向けた取組事例を掲載しています。
- Q3 意向調査後に、その後の対応方針を森林所有者に通知している事例は？**
→ 31頁をご覧ください。森林所有者に御礼状や集積計画策定の可否を通知している事例を掲載しています。
- Q4 林業経営に適している／適していないの判断基準は？**
→ 46、65頁をご覧ください。林業経営の適否の判断基準を独自で設けている事例を掲載しています。
- Q5 集積計画の作成可否について、どのように判断すれば良いか？**
→ 44～46頁をご覧ください。集積計画の作成可否について、具体の判断基準を設けている事例を掲載しています。
- Q6 境界明確化を効率的に行っている事例は？**
→ 36～41頁をご覧ください。境界明確化に積極的に取り組んでいる事例を掲載しています。
- Q7 集積計画を策定する際は、関係権利者「全員」の同意が必要となるが、効率的な同意取得の方法はないか？**
→ 49頁をご覧ください。関係権利者全員の同意を効率的に取得している事例を掲載しています。
- Q8 再委託につなげるためには、どうすれば良いか？**
→ 54、55頁をご覧ください。再委託につなげるために、様々な工夫を行っている事例を掲載しています。
- Q9 意向調査の結果を直接、民間事業者につなげている事例は？**
→ 64、65頁をご覧ください。民間事業者に効果的に情報提供を行っている事例を掲載しています。
- Q10 集積計画ではなく、協定に基づく森林整備を実施している事例は？**
→ 67、68頁をご覧ください。集積計画ではなく、協定に基づく森林整備を実施している事例を掲載しています。

目次

第1部 取組段階別のポイントやノウハウ

1. 事前準備	
(1) 体制整備	9
(2) 準備業務	14
2. 意向調査から森林整備まで	
(1) 意向調査	29
(2) 現地調査・境界明確化	35
(3) 集積計画	42
(4) 配分計画	51
(5) 事業発注	57
3. 民間事業者への斡旋等の取組	
(1) 民間事業者への斡旋	63
(2) 市町村との協定に基づく森林整備	66
(3) 市町村独自の補助による間伐支援	69

第2部 地域ごとの取組

1. 秋田県大館市	73
2. 宮城県登米市	74
3. 埼玉県秩父市	75
4. 静岡県富士市	76
5. 岐阜県恵那市	77
6. 岐阜県郡上市	78
7. 和歌山県有田川町	79
8. 徳島県那賀町	80
9. 徳島県美馬市・つるぎ町	81
10. 熊本県御船町	82
11. 鹿児島県鹿児島市	83

第1部 取組段階別の ポイントやノウハウ

第1部の構成

第1部では、意向調査から集積計画、事業発注まで、森林経営管理制度の取組段階ごとに、全国の優良事例のポイントやノウハウを紹介しています。掲載事例の市町村が何を重視して取り組んでいるのか、先進的に取組を進めている地域のノウハウを集約しています。

1. 事前準備

(1) 体制整備 9

市町村が職員を増員して対応する事例、複数市町村で連携して体制を構築する事例などを掲載しています。

- ①市自らによる体制整備の事例 | 秋田県大館市 10
- ②既存組織の活用 | 埼玉県秩父市 11
- ③広域連合の活用による制度の推進体制の構築 | 長野県木曾広域連合 12
- ④複数市町との連携による協議会の設置 | 徳島県那賀町 13

(2) 準備業務 14

森林のゾーニングに基づき対象森林を抽出する事例、所有者情報の整理・更新を行っている事例、モデル事業を踏まえて運用改善を図っている事例などを掲載しています。

- ①森林の将来目標区分（ゾーニング） | 岐阜県郡上市 15
- ②森林整備の優先順位の検討 | 岐阜県恵那市 16
- ③協議会における方針決定 | 熊本県多良木町 17
- ④事業体の提案を踏まえた対象森林の決定 | 島根県邑南町 18
- ⑤意向調査の優先順位の見直し | 宮城県登米市 19
- ⑥所有者情報の把握・林地台帳の更新 | 鹿児島県鹿児島市 20
- ⑦林地台帳の更新作業の効率化 | 高知県四万十市 21
- ⑧制度設計の見直し～モデル地区の設定～ | 栃木県宇都宮市 22
- ⑨制度設計の見直し～意向調査の実施～ | 栃木県宇都宮市 23
- ⑩制度設計の見直し～集積計画の策定～ | 栃木県宇都宮市 24
- ⑪制度設計の見直し～林業経営者への再委託～ | 栃木県宇都宮市 25
- ⑫制度設計の見直し～取組の成果～ | 栃木県宇都宮市 26

2. 意向調査から森林整備まで

(1) 意向調査 29

意向調査の回答率向上に向けた取組の事例、集積計画作成の可否について所有者に通知する事例、寄付・売却希望に対応する事例などを掲載しています。

- ①回答率向上に向けた取組 | 静岡県富士市 30
- ②意向調査実施後の森林所有者への通知 | 和歌山県有田川町 31
- ③所有者探索の進め方 | 高知県四万十市 32
- ④公有林化の推進～寄付・売却希望への対応～ | 徳島県那賀町 33
- ⑤林地供給事業の活用 34

(2) 現地調査・境界明確化 35

空中写真を活用して境界推定図を作成する事例、境界明確化に対する補助事業を創設した事例、図面により合意形成を行う事例などを掲載しています。

- ①境界明確化の実施方法の確立～取組のイメージ～ | 鹿児島県垂水市 36
- ②境界明確化の実施方法の確立～垂水モデル～ | 鹿児島県垂水市 37
- ③地域林政アドバイザーによる町直営の境界明確化 | 熊本県御船町 38
- ④空中写真を活用した境界推定図の作成 | 徳島県美馬市・つるぎ町 39
- ⑤境界明確化補助金の創設 | 秩父地域森林林業活性化協議会 40
- ⑥境界測量・境界確認の簡素化 | 静岡県富士市 41

(3) 集積計画 42

集積計画の策定基準を定める事例、森林所有者の全員同意を効率的に進める事例、施業プランを作成する事例などを掲載しています。

- ①集積計画策定方針に基づく対象森林の選定 | 和歌山県有田川町 44
- ②集積計画策定に向けた方針書の作成 | 徳島県美馬市・つるぎ町 45
- ③実施方針に基づく対象森林の選定 | 和歌山県紀美野町 46
- ④集積計画作成に向けた施業プランの作成 | 岐阜県郡上市 47
- ⑤集積計画作成のための所有者への個別説明 | 岐阜県恵那市 48
- ⑥全員同意の効率的な取得方法 | 徳島県美馬市・つるぎ町 49
- ⑦所有者不明森林における集積計画の策定 | 青森県三戸町 50

(4) 配分計画 51

主伐・再造林の事例、林業事業体に企画提案の方法を指導している事例、効率的に再委託につなげている事例を掲載しています。

- ①配分計画に基づく主伐・再造林の実施 | 秋田県大館市 52
- ②配分計画に基づく主伐・再造林の実施 | X県Y町 53
- ③林業事業体に対する企画提案方法の指導・助言 | 秋田県大館市 54
- ④森林経営計画の作成を見据えた集積計画の検討 | 静岡県富士市 55
- ⑤森林所有者への利益還元方法 | 山形県最上町、静岡県富士市 56

(5) 事業発注 57

契約単価を改定した事例、歩掛を調整した事例、事業発注方法を変更した事例を掲載しています。

- ①契約単価の改定～意向調査～ | 和歌山県有田川町 58
- ②契約単価の改定～集積計画～ | 和歌山県有田川町 59
- ③市町村森林経営管理事業における歩掛の調整 | 鹿児島県鹿児島市 60
- ④事業発注の方法の変更 | 岐阜県恵那市 61

3. 民間事業者への斡旋等の取組

(1) 民間事業者への斡旋 63

意向調査の結果を民間事業者に提供することで、森林経営計画の作成につなげている事例を掲載しています。

- ①情報に基づく経営管理方式の確立 | 南予森林管理推進センター 64
- ②林業経営に適する森林の取り扱い | 新潟県村上市 65

(2) 市町村との協定に基づく森林整備 66

早期に間伐を実施するため、集積計画ではなく、森林所有者と市町村との協定に基づく森林整備を実施している事例を掲載しています。

- ①協定による森林整備と補助事業創設による支援 | 熊本県御船町 67
- ②集積計画と協定による森林整備の推進 | 三重県松阪市 68

(3) 市町村独自の補助による間伐支援 69

集積計画の策定要件に合致しなかった森林を対象に、市町村独自の補助事業により間伐等を促している事例を掲載しています。

- ①間伐への補助 | 和歌山県有田川町 70
- ②町独自の支援策による森林整備 | 兵庫県神河町 71

1. 事前準備

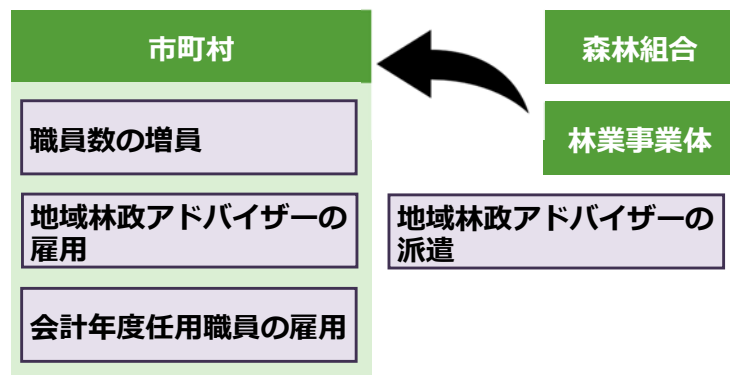
(1) 体制整備

- 市町村の森林・林業担当職員は全国で約3,000人程度であり、専ら林務を担当する職員数が0人の市町村が4割を占めるなど、体制が十分ではない市町村が多い。そのため、森林経営管理制度を円滑に運用していくためには、市町村の取組体制を構築することが重要。
- 具体的には、①市町村自らの体制構築や②協議会の設置による民間活力の活用、③複数市町村の連携などが考えられる。

【体制整備の例】

①市町村自らの体制構築

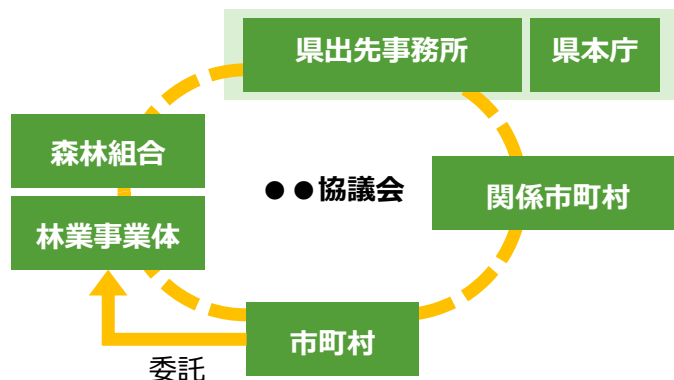
- 市町村による体制整備の方法は様々であり、自ら体制強化を図っている事例としては、組織再編により新たな専属部署を設置する例や会計年度任用職員等の雇用も含め、林務担当職員を増員する例、地域林政アドバイザーを活用する例などがあります。



- 上記のほか、特徴的な取組としては、森林経営管理制度関連の事務を担う人材を地域おこし協力隊として募集し、雇用している例や森林組合に職員派遣を依頼し、市町村の業務に従事させる契約関係を構築している例などがあります。

②協議会の設置による民間活力の活用

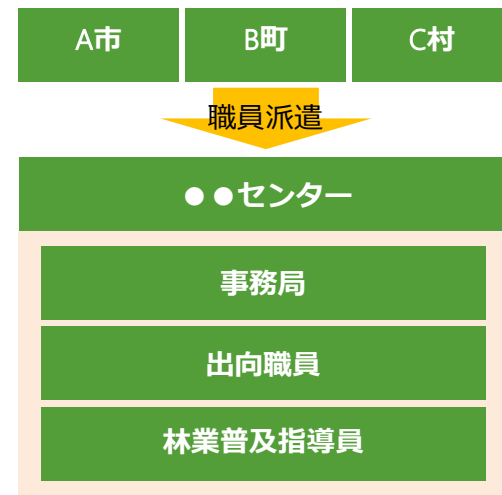
- 森林経営管理制度の推進母体となる新たな組織を立ち上げた事例では、制度に係る業務全般の受け皿となる組織として、森林組合や林業事業体等による協議会を設立している例や関係者間の合意形成の場として、周辺市町村、都道府県、民間団体等と協議会を設立している例などがあります。



- 上記のほか、外部委託という形で民間活力を活用している事例も多く、境界明確化などの専門的知識や技術が必要な業務を森林組合等に委託している例や意向調査業務をシステム会社に担ってもらう例もあります。

③複数市町村の連携

- 周辺市町村と連携した体制構築の事例として、新たな組織を立ち上げ、各市町から職員派遣を行い、業務を一元的に管理している例や既存組織に新たな部署を立ち上げ、専門の職員を配置したうえで、制度の事務全般を担っている例などがあります。



- 上記のほか、県と複数市町、森林づくり推進機構で、新たな協議会を設置し、事務の共同化・効率化を進める事例や隣接する市町で新たな団体を設立し、事務を一本化する例もあります。

①市自らによる体制整備の事例 | 秋田県大館市

- 大館市では、**市職員の人材不足**や**林業専門職員の不在**といった課題を抱えていたが、制度の創設を契機に、制度に関するノウハウを市内部に蓄積させていくため、直営で取り組んでいく方針とした。
- 令和2年度に**林業専門の部署となる「林政課」**を新たに設置。制度開始以前は、林務担当職員3～4名だったのに対し、**会計年度任用職員を森林環境譲与税を活用し確保**することで、令和4年度には17名となるなど、体制が充実。

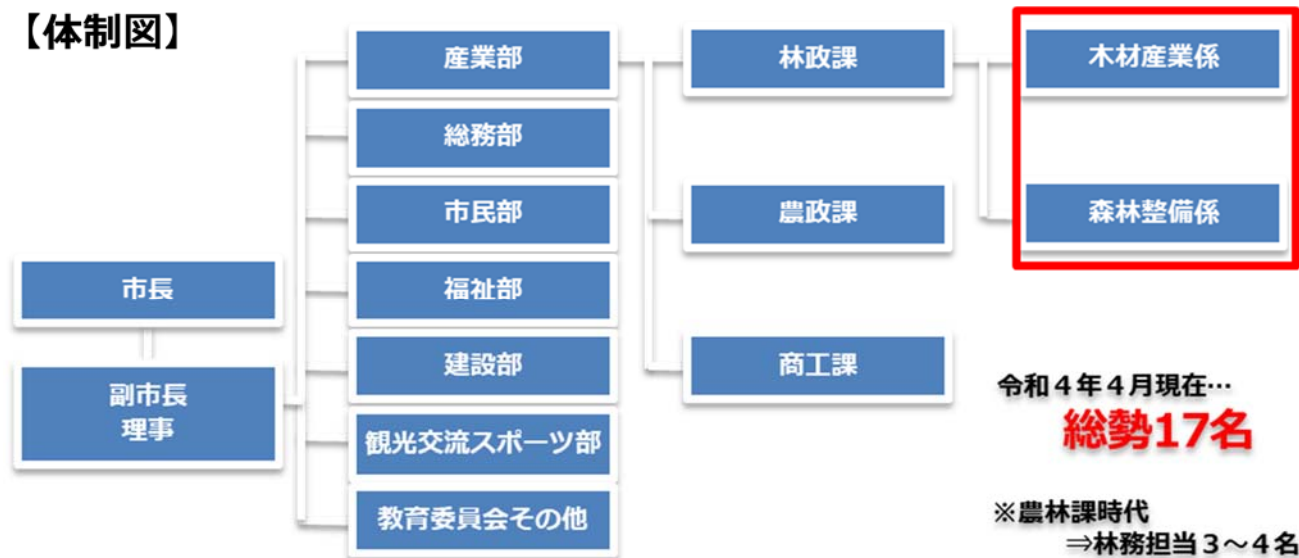
【職員体制の変遷】

- H31.3** : 農林課 **合計11名** (うち、地域林政アドバイザー1名)
- H31.4** : 農林課 制度推進のため、嘱託職員4名配置 (うち、地域林政アドバイザー1名) **合計13名**
- R2.4** : 「林政課」を設置。 **合計14名** (うち、会計年度任用職員5名)
- R3.4** : 1名増員 **合計15名**
- R3.11** : 1名増員 (会計年度任用職員) **合計16名**
※令和3年度より現場体制を1班2名体制から、2班4名体制に拡充。
- R4.4** : 1名増員 (会計年度任用職員) **合計17名**

【体制の確保のポイント】

- ① **地域林政アドバイザー**
 - ・ 農林関係部局の職歴のある市非常勤職員にアドバイザー就任を相談し、就任に至った。
- ② **会計年度任用職員**
 - ・ ハローワークで募集し、確保。国・県が主催する各種研修や技能講習を受講してもらうことで、知見の習得にも取り組んでもらっている。

【体制図】



【直営で実施する業務の範囲】

- ① **意向調査**
 - ・ 実施計画の策定、森林経営管理制度の周知、説明会等の開催、意向調査対象区域の決定、対象森林の抽出、対象者リストの作成、意向調査の実施 (調査票の発送、督促、回収、集計)。
- ② **集積計画・配分計画**
 - ・ 現地調査 (現地踏査、境界確認等)、集積計画・配分計画に係る事務。
- ③ **境界明確化**
 - ・ 地籍調査が完了している地域から優先的に実施しているが、地籍調査未了の森林においても取組を進めるため、令和3年度から「森林筆界想定図」の作成を航測会社に業務委託し、令和4年度も継続。令和5年度以降、その成果を事業説明や合意形成の場で活用していく方針。
 - ・ 令和3年度から試行的に取組を開始し、取組方法を検討中。

②既存組織の活用 | 埼玉県秩父市

- 秩父地域1市4町は、平成24年度に設立した「秩父地域森林林業活性化協議会」の中に、令和元年度より、「集約化分科会」を設置。実働部隊として「集約化推進室」を設置。
- 分科会の構成団体から、森林施業プランナー2名が集約化推進員として、室に出向（週2日）し、制度全般の事務を担当。令和4年度からは事業推進員として4名雇用し制度事務にも関与。

【実行体制】

＜集約化分科会（構成員）＞

- ・ 1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）
- ・ 埼玉県秩父農林振興センター
- ・ 秩父広域森林組合等の林業事業体
- ・ 秩父木材協同組合

＜運営費（費用負担）＞

- ・ 1市4町が森林環境譲与税にて負担し、集約化推進員の給与相当額として出向元に支出（森林環境譲与税の配分額をもとに按分して計算）

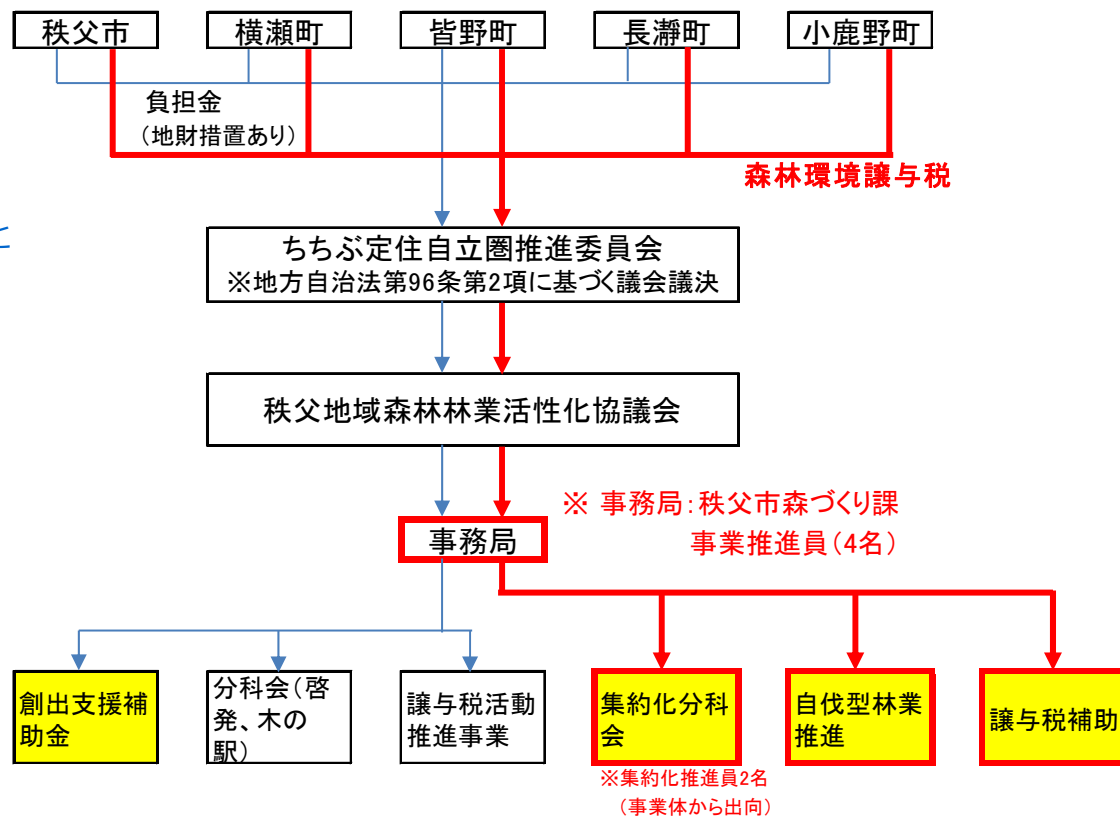
＜集約化推進室の主な業務＞

- 集約化業務
 - ・ 意向調査から集積計画案の作成までを市町と連携して実施。
- 森林環境譲与税補助事業（R3～）
 - 森林経営管理推進事業補助金
 - ・ 意向調査実施地域を対象とした間伐補助
 - 集約化団地境界明確化事業補助金
 - ・ 経営管理実施権を設定した森林を対象とした境界明確化への補助
 - 小規模林業者等支援事業補助金
 - ・ 自伐型林業者等を主な対象とした、間伐等の森林整備補助、安全装備品の購入補助、小型林業機械のレンタル経費補助
- 自伐型林業推進事業 等



詳細は「森の活人」HPに掲載されています。

【体制図】



※赤線は、森林環境譲与税による特別会計で実施

※黄色は、事業推進員が担当

※ (1) の業務は、事業体から出向の集約化推進員2名が主に担当
 (2)、(3) の業務は事業推進員（県OB等）が担当

③ 広域連合の活用による制度の推進体制の構築 | 長野県木曽広域連合

- ▶ 木曽郡 6 町村と県、木曽広域連合は、広域連携体制の構築に向けた検討を重ね、既存組織である木曽広域連合内に新たに「森林整備推進室」を設置。設置当初は、県、町村から職員を派遣。広域連合内に、専任の職員を雇用し、広域連合の職員人件費は町村が森林環境譲与税により負担。
- ▶ 実施方針の策定や対象森林の抽出については、町村ごとに実施。その後の制度に係る事務全般を木曽広域連合が担うことで役割分担を行いながら取組を推進。

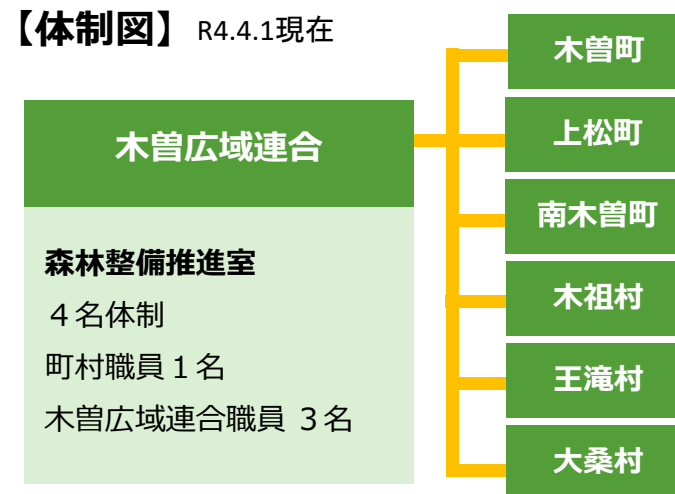
【取組の経過】

H30～：森林経営管理制度の実施に向け、木曽郡内における広域連携体制の構築について、**県・町村・木曽広域連合による検討会議を開催**。木曽広域連合において、本制度を業務として取り扱うことを決定。

R2～：令和 2 年 4 月、木曽広域連合内に新たに「森林整備推進室」を設置。4 名体制（県派遣 1 名、町村派遣 2 名（内 1 名室長）、広域連合 1 名）で制度の取組を開始。R3 年度までの 2 年間で 23 団地（1,898ha）の森林調査を行い、意向調査や集積計画、配分計画の作成を実施。

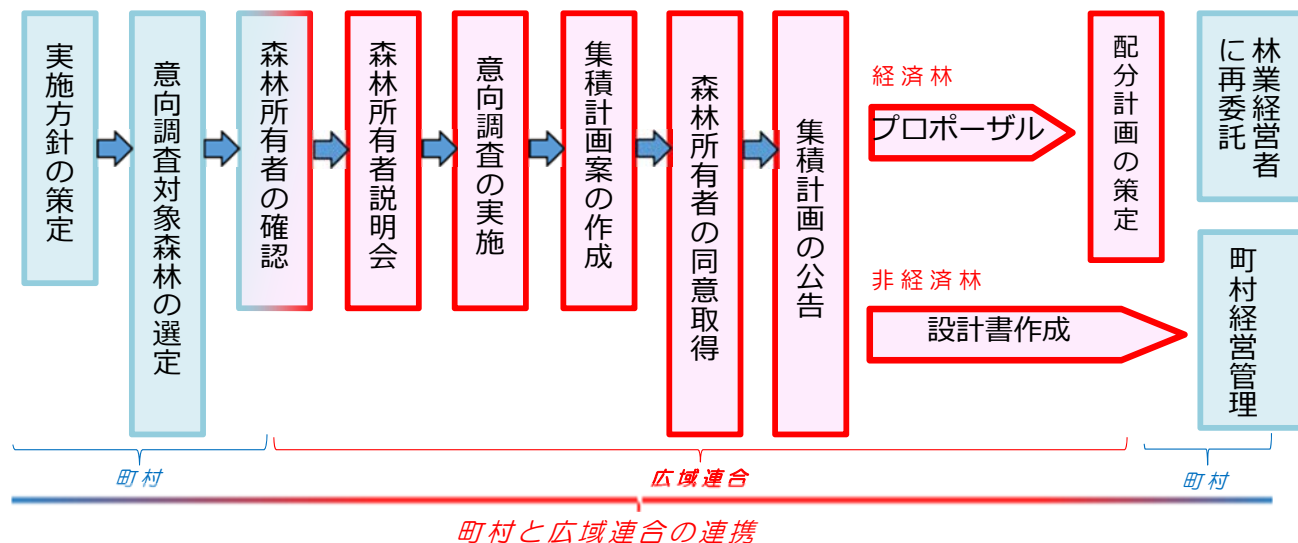
R4～：4 名体制（町村派遣 1 名（室長）及び広域連合 3 名（うち 1 名は地域林政アドバイザー））で、新たな団地において取組を実施。

【体制図】 R4.4.1 現在



【取組の流れ】

- 町村は、制度を実施するエリア選定や経営管理権取得後の森林管理を担当。
- 木曽広域連合は、以下の事務を実施。
 - ① 「森林所有者の確認・意向調査」や「集積計画の同意取得」等の経営管理権取得のための事務
 - ② 「配分計画案の作成」や「町村経営管理事業の発注用設計書の作成」など、町村が森林管理を実施するうえで必要となる事務



④ 複数市町との連携による協議会の設置 | 徳島県那賀町

- 徳島県南部地域の1市4町、徳島県、徳島森林づくり推進機構は、令和元年度に「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」を設立。各市町が実施する**制度の周知や意向調査の実施、相談窓口の業務などの共通事務を協議会に一本化**することで効率化を重視するとともに、協議会にノウハウを集積。
- 制度の実働部隊として「ハローフォレスト阿南・那賀」を那賀町内に設置し、専門員を配置。**町が意向調査の方針やモデル地区の決定を担い、ハローフォレストが意向調査を担うなど、連携した取組を展開。**

【協議会設立の目的】

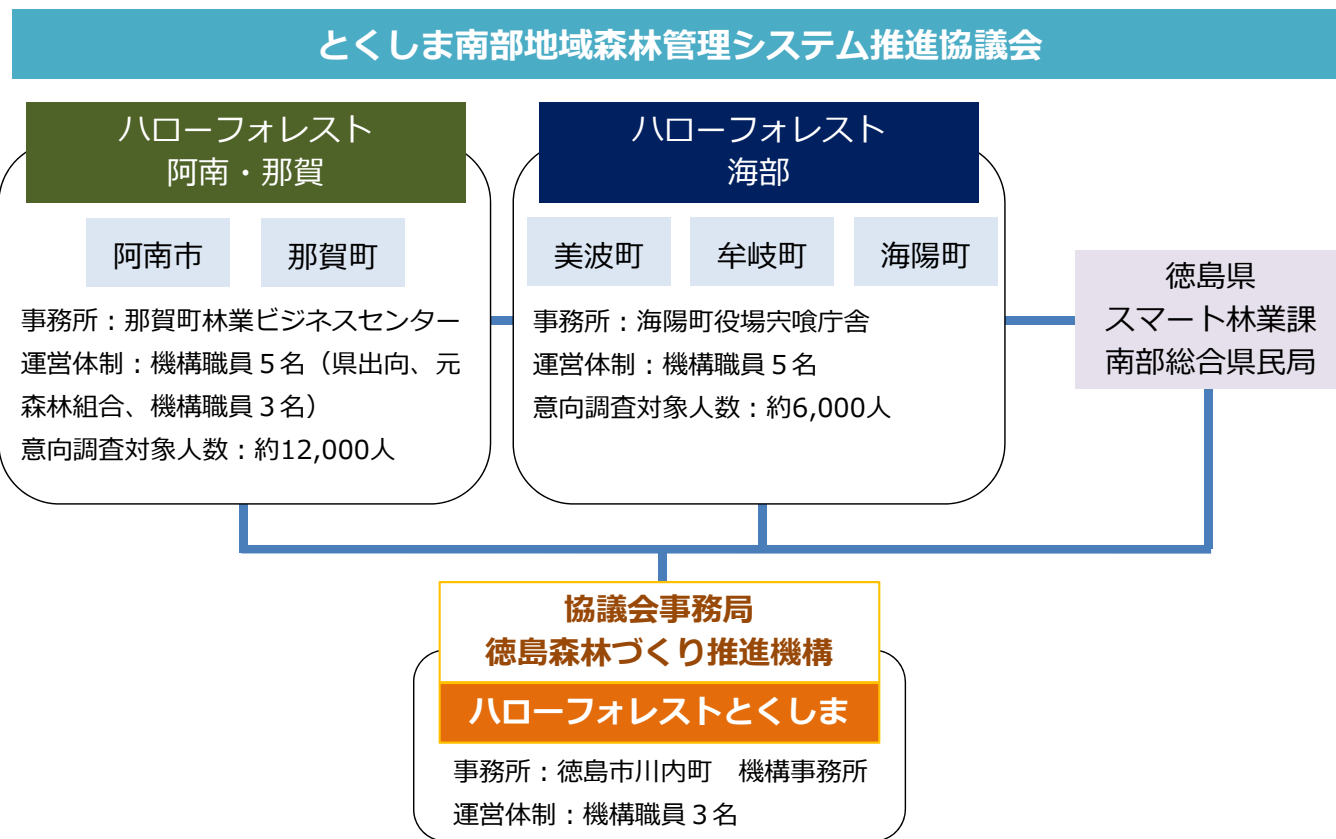
- 市町村の人事異動等により、担当者が短期間で変わることを考慮し、**業務継続性の観点から、協議会の設立を検討。**
- また、**市町で共通する事務を一本化**することで、全体としての事務経費の削減を図る目的。

【協議会の仕組み】

- 徳島森林づくり推進機構が事務局を担当し、制度の取組の実働部隊として、那賀町内に「ハローフォレスト阿南・那賀」を設置。
- 専門員を5名配置（県出向者1名、元森林組合職員1名、機構職員3名）。
- 協議会への費用は、**各市町の森林環境譲与税を活用し、負担金を拠出。**負担割合については、譲与額の大小に応じて算定。

【協議会の役割】

- 協議会では、**意向調査や調査結果に基づく森林整備までの市町間で共通する事務**を実施（意向調査票の作成や説明用パンフレットの作成、森林所有者からの相談窓口対応等）。
- 意向調査の方針策定や森林整備の優先順位付けなどについては、市町が実施。県は、市町への技術的指導や助言を行う。
- 協議会の事業内容は、制度内容の周知、制度窓口の運営、意向調査、所有者探索、集落説明会等の開催、「森林バンク」情報の収集、経営管理権集積計画案の作成、経営管理実施権配分計画案の作成、事業費の設計・積算などがある。



(2) 準備業務

- 意向調査を実施する前段階として、森林所有者情報や森林資源情報の整理・精緻化を行うとともに、管内の森林の経営管理の状況を把握する必要がある。その上で、森林経営計画の有無や施業履歴の有無等により、経営管理が行われていない可能性のある森林を抽出し、意向調査の対象森林を検討。
- さらに、自然的条件や社会的条件をもとに、市町村としての取組方針を定めつつ、関係者との意見交換を行いながら、意向調査の優先順位付けを行い、意向調査を計画的に実施していくことが重要。

【取組フロー】

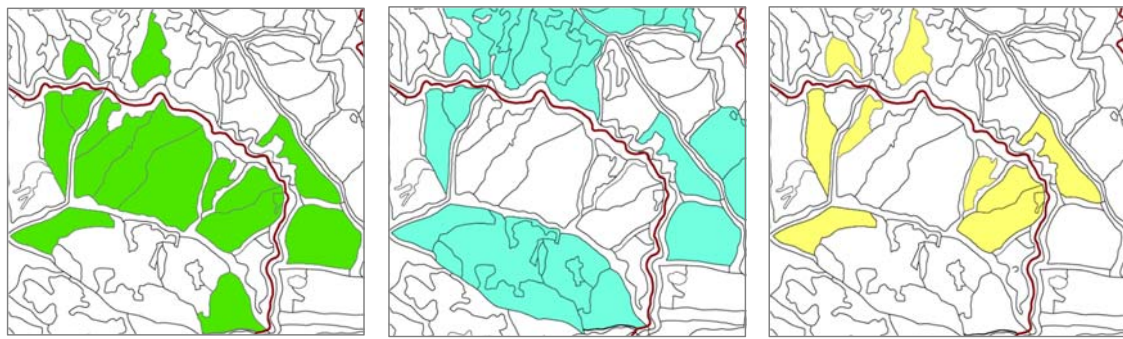
① 意向調査の対象森林の検討

- まずは、**意向調査の対象となり得る森林**（経営管理が行われていない可能性のある森林）を抽出。
- 具体的には、(a)私有林人工林の有無、(b)森林経営計画の有無、(c)施業履歴の有無で抽出。
- 各地区単位で対象となり得る森林の有無を整理。

(a)私有林の人工林

(b)森林経営計画なし

(c)施業履歴なし



収集した森林の種類や施業履歴等を森林計画図等へ書き込むことで、**経営管理が行われていない可能性のある森林を図面に明示**



② 地区ごとの取組方針の検討

- 自然的条件や社会的条件をもとに、管内の森林における林業経営の適否（又は森林整備の緊急性や必要性）を整理。
- **林業経営の適否**の判断に当たっては、例えば、**林道からの距離**（300m以上or未満）や**土地の傾斜**（30°以上or未満）を適用。
- 上記の考え方をもとに、①で抽出した意向調査対象森林を**市町村が自ら管理する森林**（木材搬出を伴わない森林）と**林業経営者への再委託を進める森林**（木材搬出を伴う森林）に区分。

区分		土地の傾斜	
		30°未満	30°以上
林道からの距離	300m以上	(※)	林業経営に不適 (市町村が自ら管理)
	300m未満	林業経営に適 (林業経営者へ再委託)	(※)

※グレーゾーンについては、人工林の面的まとまり、森林作業道の開設状況、周辺における森林経営計画の作成状況、民家等からの距離等から判断

③ 優先順位、取組方針の決定

- ①、②の結果について、都道府県、森林総合監理士、森林組合、事業者等の**関係者と意見交換**を行い、**市町村としての意向調査の取組方針や優先順位の考え方**を決定。
- 面的に意向調査を行うのみならず、地域の实情に応じて、民間事業者の経営意欲が高い森林や集落周辺の森林など、まずは、**ニーズの高い箇所に絞って、ピンポイントで意向調査を行うことも選択肢**。

① 森林の将来目標区分（ゾーニング） | 岐阜県郡上市

- 郡上市では、市森林整備計画のゾーニングにおいて、「環境保全林」となっている森林のうち、森林経営計画が作成されておらず、施業履歴がない森林（約1.1万ha）を意向調査の対象として選定。
- このうち、災害防止の観点から、山地災害リスクが高く、民家周辺に所在する森林等として、当面は約1千haの森林を優先的に意向調査を進めていく方針。

【意向調査対象区域の抽出フロー】

① 「管理されている森林の区域」を特定
= 「森林経営計画作成区域」 + 「施業履歴のある森林」

② 地域森林計画対象民有林から①の区域を除外し、
「管理されている森林以外の森林の区域」を抽出
= 「地域森林計画対象民有林」 - 「管理されている森林の区域」

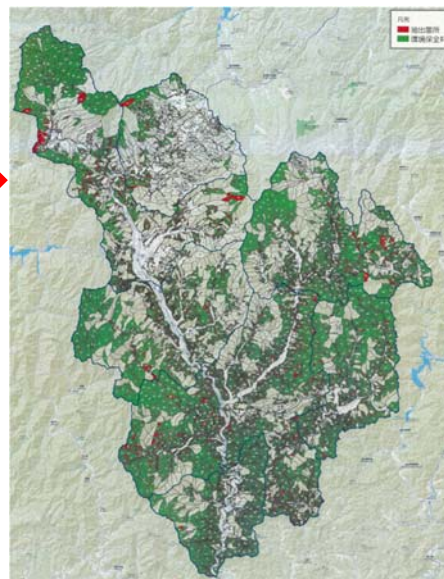
③ 環境保全林と②の区域とが重なる区域を抽出
= 「意向調査対象森林」（約1万1千ha）

④ 意向調査対象森林の森林所有者データを抽出し、対象者リストを作成

【ゾーニングの概要】

- 郡上市の森林面積 92,844ha
うち民有林面積 90,496ha（森林計画対象内民有林）
うち人工林面積 50,203ha（人工林率 55.4%）
- 森林の将来目標区分（ゾーニング）
環境保全林 55,641ha 木材生産林 34,855ha
うち未整備人工林（公有林、公社等の分収林を除く私有林）
環境保全林 約1万1千ha 木材生産林 約8千ha

- <「環境保全林」の条件>
- ・路網から300m以上
 - ・傾斜30度以上 等



<凡例>

- 意向調査を優先する森林（約1千ha）
- 環境保全林

抽出した森林のうち、

- 砂防指定地
- 山地災害危険地区
- 保安林への指定状況
- 過去に山地災害が発生した箇所等に基づいて点数化、優先順位を決定

② 森林整備の優先順位の検討 | 岐阜県恵那市

- 恵那市では、木材価格の低迷や所有者の高齢化により、手入れの行き届いていない森林が増え、土砂災害の発生の危険性が高まっていることから、主に**災害防止の観点から森林経営管理制度を運用**。
- 令和元年度に、森林整備の進め方を検討するため、**林業の専門家による組織として、「恵那市森林整備検討委員会」を設立し、意向調査対象森林とモデル地区の選定について検討**。
- 当面は、市による切捨間伐を主体的に進めつつ、将来的には針広混交林化を目指す方針。

【委員会の概要】

- 令和元年5月に、**意向調査の対象森林や優先順位の考え方を検討**するため「**恵那市森林整備検討委員会**」を設立。



- 構成メンバー
 - ・ 恵那市
 - ・ 岐阜県恵那農林事務所
 - ・ 森林施業プランナー
 - ・ 岐阜県地域森林総合監理士 など

● 検討委員会の開催状況

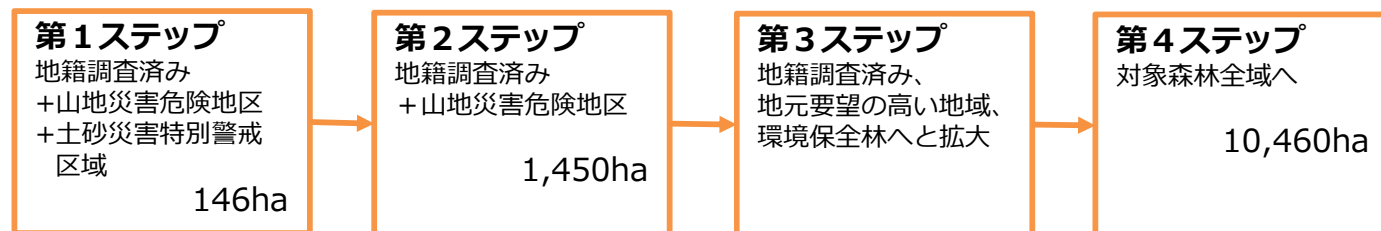
- ・ 第1回検討委員会（R1.5）
→ 制度の概要説明、優先順位の検討、モデル地区の設定
- ・ 第2回検討委員会（R1.6）
→ 委託事業の進め方、意向調査様式の検討
- ・ 第3回検討委員会（R1.8）
→ 経営管理権の存続期間、次年度の実施場所の検討
- ・ 第4回検討委員会（R2.1）
→ 令和元年度の森林経営管理制度の実施状況の説明、令和2年度以降の譲与税の使途の検討

【検討の結果】

- 意向調査の対象森林
 - ・ 市の取組方針に基づき、**未整備森林の解消を目的として、①森林経営計画が未作成の森林であり、なおかつ、②施業履歴のない森林（過去10年間）、約1万haを対象とすることに決定**。
- 優先順位の基準（全6項目）
 - ①人工林である
 - ②森林の手入れが遅れている（10年以上施業なし）
 - ③山地災害危険地区、土砂災害特別警戒区域に指定されている
 - ④地籍調査実施済みであり、境界が明確化されている森林
 - ⑤環境保全林など森林経営計画が作成できない森林
 - ⑥地域の要望により、まとまりがあり集約が可能な森林
- 意向調査の取組順位
 - ・ 災害防止の観点を重視し、意向調査の対象森林について、以下の4段階に分けて順次取り組みを展開。



＜意向調査対象森林＞
「恵那市林地台帳システム」より

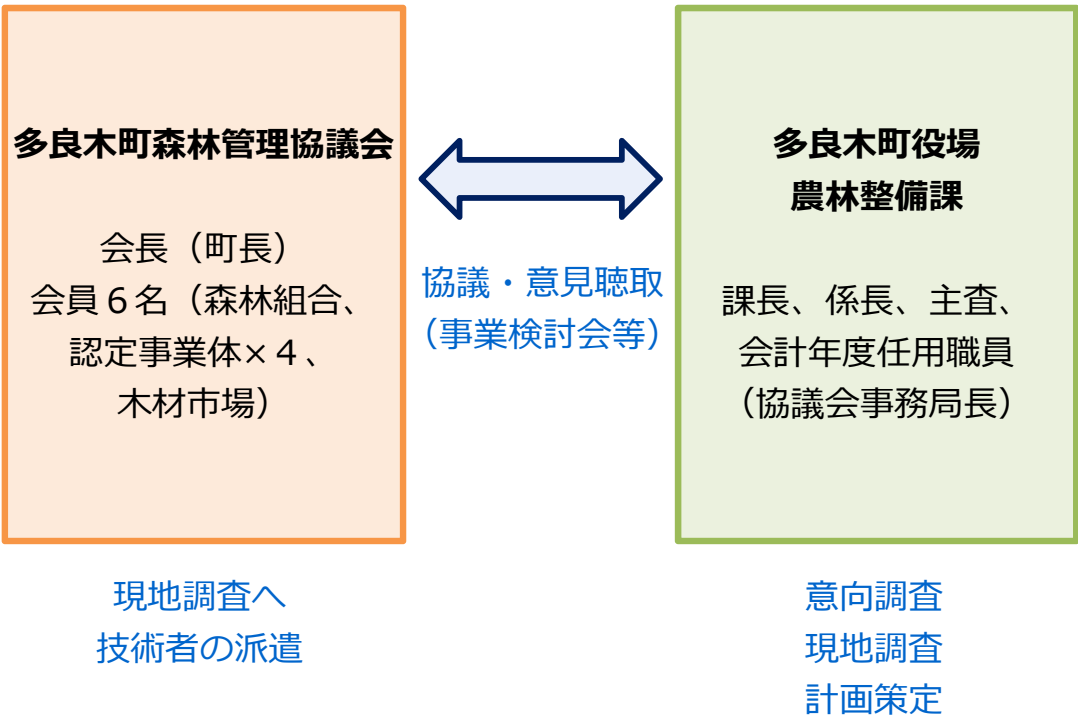


③協議会における方針決定 | 熊本県多良木町

- 多良木町は、令和元年度に、行政、森林組合、熊本県認定事業体（町内業者）、木材市場から成る「多良木町森林管理協議会」を設立。森林経営管理制度の運用に当たっては、町役場と協議会の間で、随時、協議・意見聴取を実施。
- 令和2年度に、協議会との協議を踏まえて、「森林経営管理制度に対する多良木町の取り組み方針」を決定。同方針では、素材生産が可能な森林については、制度を活用せず、補助事業の紹介や事業体への斡旋を行うことを明記。
- 同町では、集積計画の策定に当たり、対象地における林業経営の適否などについて、協議会との協議を実施し決定。

【方針の概要（一部抜粋）】

【協議会の役割】



森林経営管理制度に対する多良木町の取り組み方針（令和2年11月）

- ①防災・水源保全の機能を発揮させるために必要性がある場合（特に、民家、主要道路、公共施設等の上流域に位置する森林）は、多良木町が経営管理権を取得して、森林整備を実施。
- ②素材生産が可能である森林は、森林所有者への補助事業の紹介や林業事業体への斡旋を行う。森林経営管理制度は活用せずに、所有者自らの森林整備を促す。
- ③所有者不明森林については、山地災害の恐れがある場合、本制度を活用する。林業経営に適する森林では、素材生産を促進。

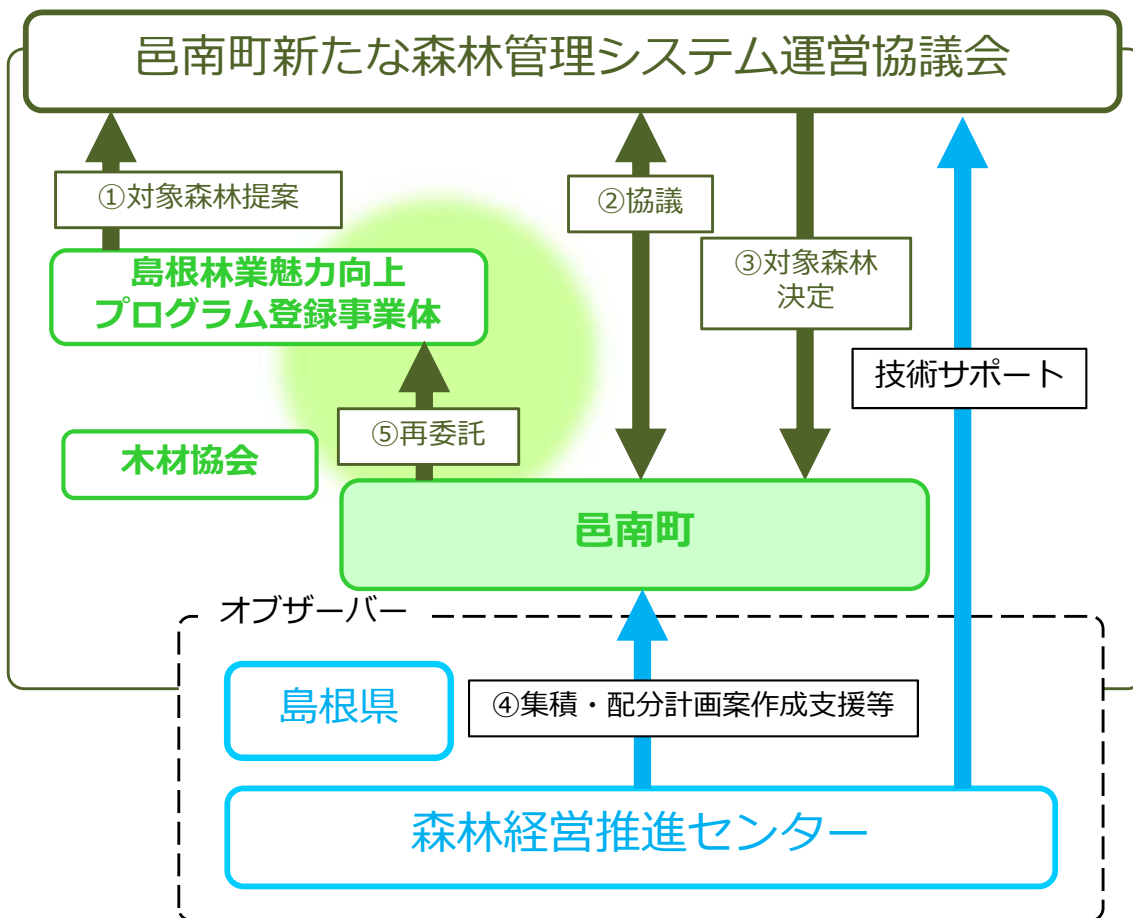
意向調査対象箇所の選定基準（令和2年11月）

- ①人工林（スギ、ヒノキ）
- ②民有林（社有林、分収造林を除く個人有林）
- ③森林経営計画が作成されていない森林
- ④過去10年間、施業が行われていない森林
- ⑤対象面積（小班）が0.1ha以下で、他の対象森林と隣接しておらず、単独である場合は対象外とする

④事業体の提案を踏まえた対象森林の決定 | 島根県邑南町

- 邑南町は、町、木材協会、県登録事業体を構成員とする「邑南町新たな森林管理システム運営協議会」を設置。県及び森林経営管理推進センターもオブザーバーとしてサポート。
- 森林経営管理制度は事業体への再委託を念頭に運用。対象地は、事業体からの提案を受けて、協議会で決定。選定に際しては、①地籍調査済み、②人工林率70%以上、③路網整備が可能、④配分計画の策定が見込めるなどの点を評価。
- 事業体だけでは整備できなかった小規模・多人数所有森林に制度を活用することで、未整備森林の解消を目指す。

【森林経営管理制度の支援体制】



【取組の概要】

森林経営管理制度の運用

- 事業体への再委託を念頭に置く（R3年度末時点で、集積計画が策定された森林の全てで配分計画を作成）
- 団地として森林経営ができない場合は、森林組合等に引き継いで間伐等必要な森林整備を実施（市町村事業は未実施）
- 意向調査の結果、自己管理を希望した所有者にも、路網の作設など、施業集約化に協力を依頼
- これまで林業事業体に取り組んでこなかった小規模分散所有・多人数所有の森林を制度の対象として、町が森林を集積することで、未整備森林を解消

対象箇所選定の評価ポイント

- ①地籍調査実施済みで境界が明確である
- ②人工林率が高い（70%以上）
- ③林道等とのアクセスが容易で今後の路網整備が可能である
- ④配分計画の策定まで見込める

⑤ 意向調査の優先順位の見直し | 宮城県登米市

- 登米市は、平成30年度に、森林経営管理制度に係る実務全般の支援組織として、市と県で構成する「圏域推進会議」を設置。意向調査の実施に当たっては、圏域推進会議での検討を経て、管内を16地域に分け、森林経営計画の作成率や境界情報の精度の高さ等を点数化するマトリクス表に基づいて、対象森林の優先順位を設定。
- 令和3年度からは、地域林業に精通している者として、登米市管内の3森林組合が圏域会議に参画。令和4年度からは、森林組合の意見も踏まえて、再委託が見込まれる森林を対象に意向調査を実施。

【連携体制の見直し】

■ R1～

- 平成30年度に、制度に係る実務全般の支援組織として、市・県で構成する「圏域推進会議」を設置。令和元年度からは、県が設置した「市町村森林経営管理サポートセンター」も参画。
- 公平性を担保する観点から、最終的な森林整備を担う者（森林組合）には、意向調査から集積計画の策定までの業務に関与させない方針とした。
- 所有者情報の整理や意向調査の実施、調査結果のとりまとめについては、一括してコンサル会社に外部委託。

■ R3～

- 令和2年度末時点で、対象森林の半分程度で意向調査を実施したが、集積計画の策定の可否の判断が難しく、集積計画の策定まで至らなかった。
- 意向調査の結果をもとに、現地調査や集積計画の作成等、今後の取組方法について、森林組合に相談したところ、森林所有者の協同組合として有効な助言を得られたことから、森林組合と連携しながら取り組んでいく方針を固めた。
- 令和3年度からは、登米市管内の3森林組合が圏域推進会議に参加し、意向調査の実施や集積計画案の作成などを森林組合に委託。

【意向調査の優先順位の見直し】

■ R1～

- 圏域推進会議では、制度への取組方針や対象森林の考え方、森林環境譲与税の活用方針等を決定。
- そのほか、県が作成した「森林経営管理制度の運用及び森林環境譲与税の使途に係るガイドライン」に記載の進め方の標準例等を参考に取組を推進。



県ガイドラインはこちら

- ・ 県ガイドラインの以下①の条件に基づき、対象森林を抽出した後、以下②の項目について点数化し、マトリクス表として整理。
- ・ 市内を町単位で16地区に分け、マトリクス表に基づき優先順位を決定。毎年2地区を目安として、概ね10年間で意向調査を一巡する計画。

① 対象森林の抽出条件

- ・ 私有人工林
- ・ 森林経営計画が作成されていない森林
- ・ 10年以上間伐履歴なし（標準伐期齢未満）
- ・ 15年以上間伐履歴なし（標準伐期齢以上）

② 優先順位の考慮

- ・ 地区内の小班数に占める意向調査対象小班の割合
- ・ 境界情報の精度
- ・ 林道から200m以内にある小班の割合
- ・ 森林経営計画の作成率
- ・ 保安林の指定状況
- ・ 獣害・病虫害の有無

■ R3～

- 令和4年度からは、森林組合の意見も踏まえて、意向調査の優先順位を見直し。
- ①森林経営計画が作成されている森林に隣接した森林、②林道から近い場所、③集積の状況、④地形などを勘案し、再委託が見込まれる森林を対象として、意向調査を実施していく方針に転換。

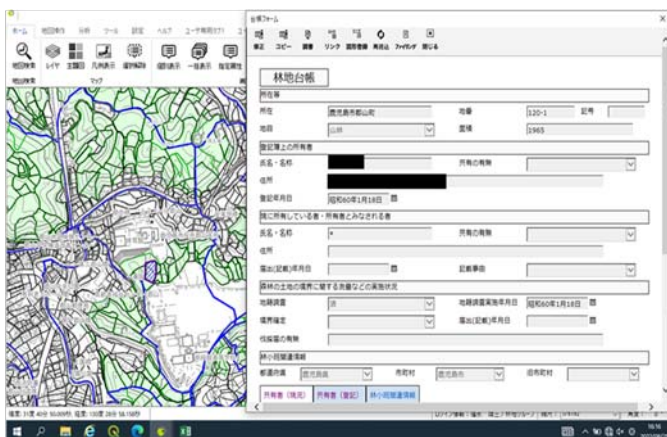
⑥所有者情報の把握・林地台帳の更新 | 鹿児島県鹿児島市

- 鹿児島市では、令和元年度に、林地台帳情報をベースに説明会の開催案内を送付したところ、約5割が宛先不明となった。これらの森林所有者については、説明会の出席者や近隣住民に聞き取りを行い、約2割の宛先不明を解消した。
- 令和2年度以降は、市が直営で登記簿や戸籍、固定資産課税台帳情報をもとに、森林所有者情報を更新。
- 庁内で使用していた統合型GISに林地台帳のデータを追加で登録し、令和4年度に課税台帳情報の更新作業を実施。

【所有者情報の更新】

- 令和2年度から、市が直営で登記簿や戸籍、固定資産課税台帳情報をもとに森林所有者情報を更新したうえで、意向調査の対象者リストを作成。
- さらに、意向調査を実施した結果、森林所有者情報に更新があった場合は、その都度、林地台帳情報を更新。
- 固定資産課税台帳情報を活用した結果、令和4年度は、令和元年度に比べて、約2割程度林地台帳を精緻化。
- また、庁内で使用していた統合型GISに林地台帳のデータを追加で登録し、令和4年度には、課税情報の更新作業を業務発注により実施。

【統合型GISの活用】



◆活用のメリット

- ・ 森林情報、課税情報、地籍に係る情報等を一元管理。
- ・ 各種情報をもとに、所有者情報を確認可能。
- ・ 本庁職員に限らず、各農林事務所の担当者とも情報共有が可能。
- ・ 業務に応じて、必要な情報を閲覧することができるため、円滑な制度運用に寄与。

【所有者情報の更新の流れ】

① 意向調査対象地区の森林について、法務局に登記事項証明書¹の交付を、税務部局に固定資産課税台帳情報の提供を依頼

② 登記事項証明書と固定資産課税台帳の情報をもとに、林地台帳を更新

それぞれの森林の所在（地番）と所有者情報を照らし合わせて、情報の不一致があった場合は、正しい情報に更新。

③ ②の情報をもとに意向調査リストを作成し、意向調査の実施

④ 意向調査の結果、宛先不明で返送あったものについて、戸籍・住民票等で所有者を探索

⑤ 判明した者については、再度意向調査を実施

⑥ 探索を実施しても不明だった場合は、一旦取り扱いを保留

※①、②、④は直営、③、⑤は委託で実施。

⑦ 林地台帳の更新作業の効率化 | 高知県四万十市

- 四万十市は、意向調査の実施前に、登記簿や固定資産課税台帳情報と林地台帳情報を突合し、所有者情報を更新。
- 令和3年度までは、意向調査の準備業務から意向調査、現地調査（立木調査や境界の仮杭打ち）等を森林組合に業務委託していたが、令和4年度からは、境界明確化（森林面積の実測）の実施面積を拡大するため、台帳情報の更新業務も含めて、準備業務や意向調査は市が直営で実施し、現地調査に絞って、森林組合に業務委託。
- 市では独自に更新作業用データを作成し、直営での台帳情報の突合作業を効率的に実施。

【台帳情報の突合作業のフロー】

①「森林所有者一覧表」シートを作成し、森林簿の情報（所有者の氏名、住所、林小班、地番等）を「森林簿データ」欄に転記。地番・枝番・孫番を結合した「地番枝番結合」データを作成。

森林所有者一覧表

森林簿データ									
林班	小班	施業番号	枝番号	大字	字	地番(親番)	地番(枝番)	孫番	地番枝番結合
						1	1	1	1111

②「固定資産課税台帳情報一覧」シートを作成し、固定資産課税台帳の情報（森林の所在、納税義務者の氏名・住所など）を「課税台帳データ」欄に転記。①と同様に「地番枝番結合」データを作成。

固定資産課税台帳情報一覧

課税台帳データ													
本番枝番孫番	結合	特番	大字	小字	本番	枝番	孫番	登記名義人氏名漢字	登記名義人氏名か	登記名義人住所	登記地目名	登記地積	義務者氏名漢字
111					1	1	1	四万十 太郎	シャツ知?	〇〇県〇〇市〇〇	山林		四万十 太郎
								●● ●●	●● ●●	〇〇県〇〇市〇〇	山林		●● ●●
								●● ●●	●● ●●	〇〇県〇〇市〇〇	山林		●● ●●

③「森林簿データ」と「課税台帳データ」の「地番枝番結合」データを突合し、一致するものについて、課税台帳の情報（「登記名義人」及び「森林の所在」など）を抽出（VLOOKUP関数を使用）。

NO.	登記名義人	森林の所在				
	氏 名	大字	字	地番		
				(親番)	(枝番)	孫番
1	四万十 太郎	0	0	1	001	001
2	●● ●●	0	0	0	000	000
3	●● ●●	0	0	0	000	000

④エラー表示になった森林については、突合ができていないため、施業履歴等を用いて情報を補完。所有者の氏名が全く異なる場合などは、戸籍等による確認を実施。

NO.	登記名義人	森林の所在				
	氏 名	大字	字	地番		
				(親番)	(枝番)	孫番
1	#N/A	#N/A	#N/A	1	001	004
2	●● ●●	0	0	0	000	000
3	●● ●●	0	0	0	000	000

【参考】

★VLOOKUP関数：検索したデータに該当した行の指定列からデータを取り出す関数

(数式)

「=VLOOKUP(検索値, 範囲, 列番号, 検索方法※)」

※検索方法

- ・TRUEは近似一致
- ・FALSEは完全一致

★「地番枝番結合」データの作成には、CONCATENATE関数（別々のセルに入力された文字列を結合する関数）を使用

=VLOOKUP(U5,課税データ!\$K\$3:\$R\$51,4,FALSE)

⑧ 制度設計の見直し～モデル地区の設定～ | 栃木県宇都宮市

- 宇都宮市は、林業が盛んな地域ではなく、市内の林業事業者も数える程度。民間事業者主導による森林整備の一層の推進は困難な状況の中、森林環境譲与税や森林経営管理制度の創設を契機に、地域の実態に即した新たな民有林整備の促進策を検討。
- まずはモデル地区を選定して、森林経営管理制度の手続きを一巡させることで、ノウハウの蓄積・課題の抽出を図り、本格的な運用を進めていく方針で取り組み。
- モデル地区の結果を踏まえ、「所有者が制度を理解し、森林の経営管理に意欲を持っている」「森林の境界（権利関係）が明確である」「林道に隣接し、一定のまとまった面積が確保できる」といった「成功の3条件」を満たす森林から優先的・集中的に進め、事業展開の「核」を作っていくこととした。

【モデル事業のフローと結果を踏まえた方針決定】

モデル事業のミッション：法に定める標準的な手続きを一巡し、ノウハウ蓄積・課題抽出を図る

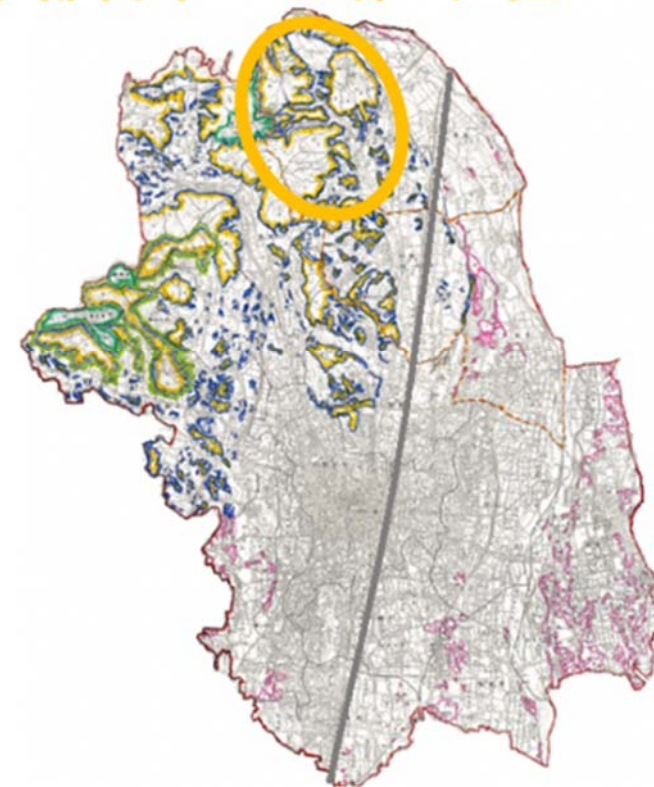


モデル事業の課題を整理し、「成功の3条件」を考慮した制度運用を進めていく方針に決定

【モデル地区の選定】

- 市内の人工林の多くが経営管理されていない現状であるため、譲与税の当面の活用先は「森林整備」とし、森林経営管理制度を活用した人工林の経営管理を推進する方針。
- しかしながら、私有林の経営管理に行政として関与するのは初の試みであったため、モデル事業による検証を進めることとした（3年程度）。
- 木材等生産機能を有する人工林がある7地区から、①森林所有者の経営管理の意識が高く、②様々な事例収集が可能となるように森林面積が大きい1地区（市の北端に位置）をモデル事業の対象として選定。

宇都宮市の北端に位置



<モデル地区の位置図>

⑨ 制度設計の見直し～意向調査の実施～ | 栃木県宇都宮市

【モデル地区の取組内容】

① 意向調査の対象森林の抽出

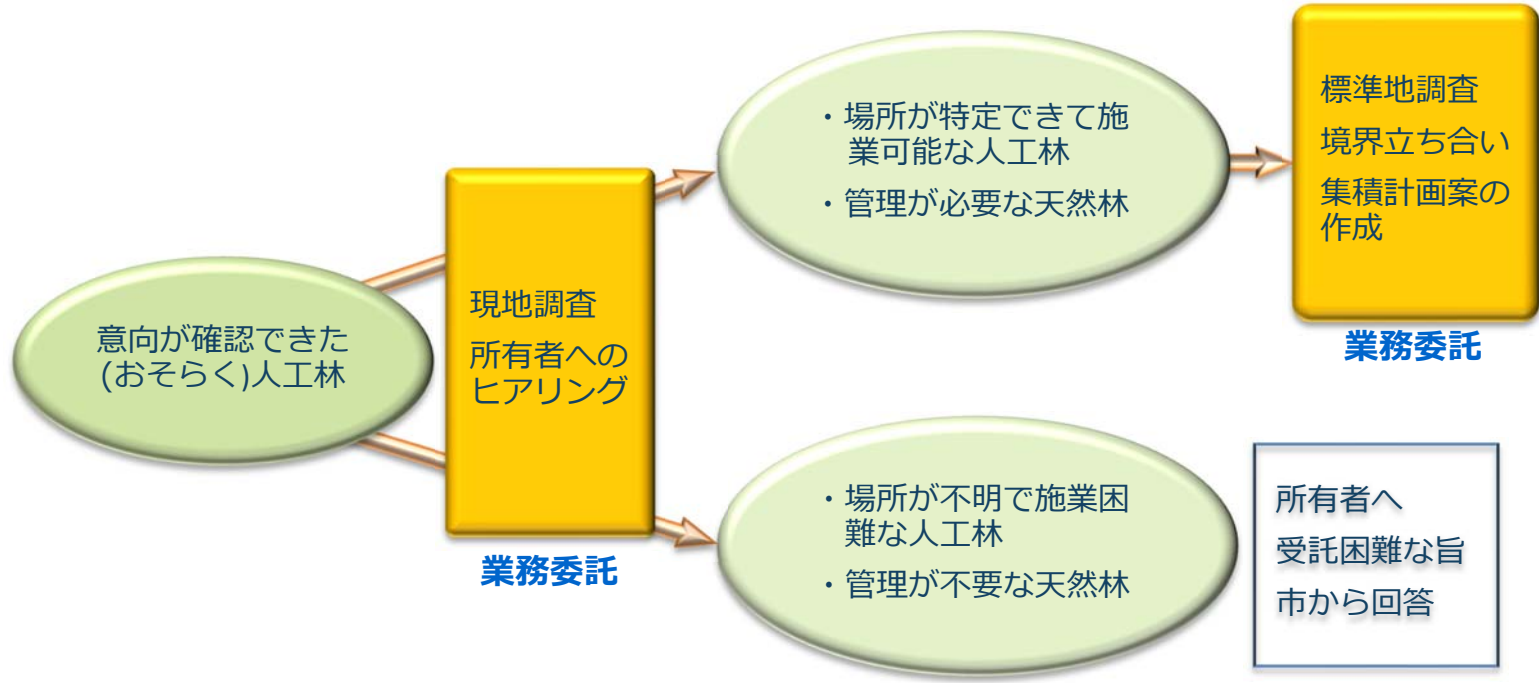
- 当初、意向調査の対象森林を「経営管理されていない人工林」に設定していたが、森林簿と林地台帳の情報の突合とリストの作成を行ったところ、**森林簿と林地台帳の情報や位置が合わない現況が判明したため、実施手法を変更。**
- まずは現況を把握するため、**意向調査の対象を「経営管理されていない人工林」から「地区内の森林所有者全員」（682名、1,182ha）へと拡大し、**経営管理の意向に加えて、森林の生育状況や境界把握の状況についても調査。調査結果を踏まえて、森林整備を実施する箇所を仕分けすることとした。

② 意向調査の実施

- 平成 30 年度に、**栃木県が森林経営管理制度を見据えた意向調査モデル事業**を県内の他市で実施しており、**調査票や回収率などの基礎情報を活用。**意向調査は直営で実施。
- 意向調査の結果、回答があった森林（256名、631ha）のうち、「市への委託希望」があり、かつ、「**人工林であり、森林経営計画が未作成**」の森林（141ha）に絞り込んだ上で、集積計画の策定に向けた現地調査を進めることとした。

③ 集積計画の策定に向けた現地調査

- 市では、森林の現況確認や所有者との境界立ち合い、集積計画作成のための標準地調査などを実施できる人員や専門的知識は持ち合わせていないことから、**業務委託で実施。**
- R元年度に、県が「（公社）とちぎ環境・みどり推進機構」に4名を配置し、市町村の業務委託の受け皿組織として整備をしていたため、**確実な委託先を確保することが可能となった。**
- 委託業務では、現地調査を行い、人工林かどうか等の確認を行った上で、標準地調査等を進めることとした。現地調査の結果、場所が不明で施業困難な人工林や管理が不要な天然林は、森林所有者へ受託困難な旨を市から回答。



＜集積計画の策定に向けた業務フロー＞

⑩ 制度設計の見直し～集積計画の策定～ | 栃木県宇都宮市

【モデル地区の取組内容】

④ 集積計画の策定

- 林野庁の「事務の手引き」に即しつつ、市の現状に応じて、計画の内容を整理・統一。
- 同意取得の際は、市職員による対面説明の上で、署名をもらうよう配慮。

項目	計画内容	理由
市が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間	・原則10年（主伐の場合15年間）	・森林整備計画の計画期間や所有者の年齢層・ニーズを考慮。
経営管理実施権が設定されない場合の経営管理内容	① 人工林：期間内に施業を1回以上実施 ② 天然林：期間内に公益的機能の維持管理に必要な範囲のみ施業を実施 例) スギ・ヒノキの林縁部で、スギ・ヒノキの成長に影響を及ぼしている広葉樹の伐採及び不用木の除去を1回以上実施する。	・既存の自ら管理している所有者とのバランスを考慮し、管理上必要最低限な施業までとする。
森林保険の取扱	① 実施権が設定される場合：森林所有者による保険加入（任意）と費用負担（実施権者は、保険金の受取と災害復旧） ② 実施権が設定されない場合：保険加入の可否の判断と費用負担は市が行う	① 森林経営計画により経営管理されている森林の森林保険は、所有者が任意で保険加入し、所有者が費用負担をしていることから、制度利用者も同水準とする。 ② 市管理となる森林は、経済性がない森林であることから、原則加入しない。
経営管理実施権が設定される場合の収益算定方法の設定	・原則「所要経費固定型」	・林業事業者の成長を促すためにも、民間事業者の一定の利益を確保しておく必要があることから、実施権者が安定して利益を確保できる当該型で設定。

⑤ 経営管理に適さない森林の整備

- 標準地調査の結果をもとに、林業経営が難しい森林については、原則、市の発注により切捨間伐を実施（指名競争入札による実施）。
- 越境による誤伐を回避するため、施業前の境界最終確認業務も実施するとともに、**施業時には境界付近は伐採しないよう指示。**



施業前



施業後

⑪ 制度設計の見直し～林業経営者への再委託～ | 栃木県宇都宮市

【モデル地区の取組内容】

⑥ 選定委員会の設置

- 選定委員会の設置に当たっては、中立性と専門性を確保するため、行政機関の委員から選出することとし、市・県・国（森林管理署）の職員（課長級）、合計4名で構成。

⑦ 審査基準の設定

- 林野庁の様式をベースとして、指定管理者選考やプロポーザル要領を参考に、点数配分の変更や評価項目を細分化。

審査事項	審査基準点					
	極めて優	優	普通	やや劣	劣	
① 森林所有者に支払う金額	極めて優25点	優20点	普通15点	やや劣10点	劣5点	
② 木材販売収益の安定・向上 (販売収益の確保に向けた取組)	極めて優10点	優8点	普通6点	やや劣4点	劣2点	
③ 森林経営計画の作成予定	有5点	—	—	—	無0点	
④ 経営管理の着実な実施（経営管理の内容、実施体制の整備状況、実績等）	極めて優25点	優20点	普通15点	やや劣10点	劣5点	
⑤ 地域への貢献度（本市への経済効果等）	極めて優15点	優12点	普通9点	やや劣6点	劣3点	
⑥ 技術的な提案	施業等に係る独自の取組	極めて優8点	優6点	普通4点	やや劣2点	劣0点
	先進技術等の活用	極めて優8点	優6点	普通4点	やや劣2点	劣0点
	自由提案・その他特記事項	極めて優4点	優3点	普通2点	やや劣1点	劣0点

※点数配分の変更

※項目を細分化

⑧ 公募・配分計画の策定

- 一定のまとまりがあり、収益性がある森林をピックアップして、企画提案を募集。
- 審査条件が等しくなるよう、提案の積算にあたっては、指定する林班の面積で統一することとし、経費についても、境界確認及び測量経費を含めて、積算するように募集要領に明記。
- 配分計画の策定においては、施業時の実測面積が公募時の林班面積と異なることにより、公募時の見積経費と実行経費に差が生じた場合は、市と協議により修正できるように計画内容に記載。

⑫ 制度設計の見直し～取組の成果～ | 栃木県宇都宮市

【モデル地区の取組内容】

- モデル事業の結果から見えてきた課題を踏まえ、**制度運用を効率的に進めるための3つの必要条件を抽出**（①所有者が制度を理解し、森林の経営管理に意欲を持っている、②森林の境界（権利関係）が明確である、③木材を搬出できる林道に隣接し、一定のまとまった面積が確保できる）。
⇒ 本格実施に当たっては、上記の「成功の3条件」を考慮した制度運用に軌道修正。

項目	課題	対応
森林経営管理制度に対する理解の促進	・費用や手間等の負担なく経営管理ができる点が森林所有者に十分に理解されなかったため、制度利用希望者が少ない。	・きめ細かな制度周知を図り、森林の経営管理に関する意欲を高める必要がある。
境界明確地における優先的な事業展開	・制度利用希望があっても、境界不明地が大半であり、公図等公的資料では場所の特定ができず、頓挫する事例が多い。	・境界明確地を効率的に探し出し、優先的に事業展開する必要がある。
林業事業者への再委託につなげられる森林の確保	・採算が得られるだけの面積や林道に接道した森林が確保できない場合は、林業事業者への再委託に至らない。なお、再委託に至らない森林は、市の管理森林となり、市の施業費のみが掛かり続けることになってしまう。	・面積規模や林道周辺の要件を満たす収益性がある森林を優先して集約する必要がある。



**宇都宮市経営管理制度
成功の3条件**

- ①所有者が、制度を理解し、森林の経営管理に意欲を持っている。
- ②森林の境界（権利関係）が明確である。
- ③木材を搬出できる林道に隣接し、一定のまとまった面積が確保できる。

【本格運用の制度設計】

- 基本方針を、「**経営管理に適する森林の集約化と林業事業者への橋渡しを積極的に推進し、林業の成長を促進させることで、効率的に森林整備面積の拡大を図る**」とした。

初期：R1～R15（モデル事業期間含め15年程度）

…林業事業者の参入・成長を促進させるため、「**成功の3条件**」が整っている森林（※）において**優先・集中的に市が受託森林を集めて、事業展開の「核」をつくる**。※境界（施業界）不明地が多いことから、条件に見合う森林となるよう、市主導による施業界確認作業も実施。

発展期：R16～

…核の周縁部において、期待される効果により「成功の3条件」の範囲が拡大していくことから、当該周縁部で更なる制度運用を行い、事業展開を図っていく（民間自らの拡大も期待）。

2. 意向調査から森林整備まで

(1) 意向調査

- 意向調査では、①集積計画対象森林についての**経営管理の現況**、②集積計画対象森林についての**経営管理の見通し**、③**その他参考となるべき事項**について、森林所有者の意向を把握。また、意向調査の結果は集積計画の策定検討に当たった重要な情報となるため、調査の趣旨と内容を十分に理解した上で森林所有者に回答してもらうことが重要。
- このため、都道府県の出先機関や森林施業プランナー、自治会関係者等と連携しながら、集落座談会の開催や市町村の広報等を活用した制度の周知などを行うことが望ましい。

【取組のポイント】

- 集積計画を策定するためには、森林経営管理法に基づく「意向調査」を実施する必要。
- 森林経営管理法に基づく「意向調査」と位置付けるためには、意向調査票に以下の3点が含まれている必要がある。

意向調査票

(施行規則第3条を参照)

1 集積計画対象森林についての経営管理の現況

- ・現在の管理や手入れの状況
- ・過去に行った管理や手入れの状況（施業履歴の有無） など

2 集積計画対象森林についての経営管理の見通し

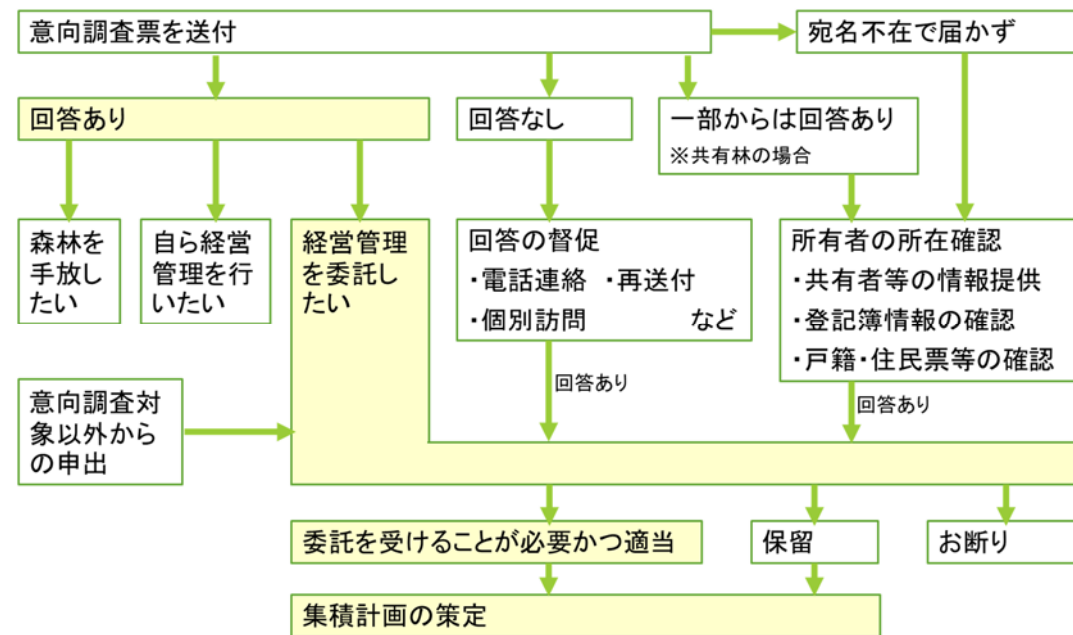
- ・自ら経営管理するか、経営管理を委託したいか
- ・事業体への受委託契約を望むか、森林経営管理制度を望むか
- ・どのような経営管理を望むか など

3 その他参考となるべき事項

- ・山林の所有状況（相続の発生、売買の有無等）
- ・森林の場所、境界の把握有無 など

- 上記の内容が含まれていれば、調査票に記載する質問の数や具体的な内容は様々に工夫することが可能。
- 意向調査の結果**把握した所有者情報等は、林地台帳に反映し、情報基盤を整えておくことも重要。**

【意向調査の回答に応じた取組フロー】



- 意向調査の結果、「市町村への委託を希望」と回答があった森林であって、**市町村が経営管理の委託を受けることが必要かつ適当と認める場合**には、集積計画を策定。
- 一方で、経営管理を委託したい旨の意向があったとしても、市町村の経営管理の方針に合致しない場合や計画を作成するタイミングが合わない場合などは、お断りや保留することも検討。
- 意向調査の回答から集積計画の作成までの期間については定めはないが、所有者の意向に変化がないよう**1年以内**に対応することが望ましい。

①回答率向上に向けた取組 | 静岡県富士市

- 富士市では、再委託を念頭に森林経営管理制度を運用。集約化を進めるためには、多くの所有者から同意を得ることが重要であるとの考えのもと、制度の概要や市の取組方針について、森林所有者から理解を得るため、意向調査と集積計画の説明会を複数回・複数地区で開催。
- より多くの森林所有者から回答を得るため、意向調査票の設問を法定項目の3問のみとするなど簡素化し、詳細は説明会で補足。そのほか、文字を大きくする、デザインを独自のものとするなど、多様な視点で取組を工夫。

【説明会の開催】

- 意向調査票の送付時に、説明会の案内文を同封し、意向調査対象地区において、意向調査とセットで説明会や個別相談会を開催（1日4回、1回あたり1時間程度）。
- 令和元年度は、平日の夜と休日に実施していたが、平日の夜は参加者が少なかった。令和2年度からは開催方法を変更し、新型コロナウイルス感染症対策も含めて、事前予約制・定員制での開催とした。
- 回答内容や考え方を統一するため、説明会ごとに記録簿を作成し、担当者間で情報共有。

【説明会の開催状況（意向調査の説明会のみ）】

実施年度	旧富士川町域		須津山地区		大淵・内山地区		開催回数
	対象者数	参加者数	対象者数	参加者数	対象者数	参加者数	
R1	45	12	97	18	13	1	6
R2	116	36	98	16	69	12	7
R3	68	14	67	7	183	43	6

■ よくある質問

- ・ 自分が所有する森林の位置を知りたい。
- ・ 経費負担は発生しないのか。
- ・ 木材販売収益の取り扱いはどうなるのか。
- ・ 森林の管理をどこまで対応してくれるのか。
- ・ 市に託すことでどのような制約が生じるのか。

【意向調査票の工夫】

- 設問は、①森林の経営管理の現況、②森林整備の状況、③今後の経営管理の見通しの3問のみ。
- 文章を短くするとともに、文字を大きくするなど、分かりやすさを重視。
- 親しみが持てるように、意向調査票の冒頭に富士山をあしらったデザイン（市職員が作成）を採用し、重要な部分を黄色マーカーで強調。

②意向調査実施後の森林所有者への通知 | 和歌山県有田川町

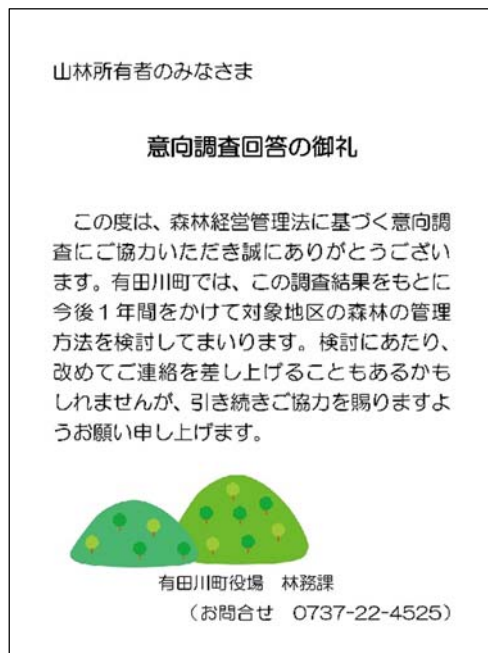
- 有田川町では、森林所有者に高齢者が多いこともあり、できるだけ早く意向調査を実施するため、地籍調査の完了している地域から優先的に、町全体を10年で一巡する計画で取り組み。
- 意向調査の対象森林は、私有林人工林かつ森林経営計画が作成されていない森林。意向調査の結果をもとに、町・森林組合で図上検討し、集積計画の策定可否を判断。
- 回答のあった森林所有者には御礼状を送付。さらに、集積計画を策定しない場合は、その理由と補助事業を案内することで、森林整備の実施を促している。

【森林所有者への通知】

- 意向調査実施から集積計画の策定まで、1年サイクルで実施。集積計画策定の可否を検討する際に、一定の時間を要するため、森林所有者に対して、意向調査回答の御礼状を送付し、今後の予定をお知らせ。
- 検討の結果、集積計画を策定しないと判断した森林であっても、森林所有者に状況を伝える必要があるため、別途、集積計画を策定しない旨を通知するとともに、町独自の補助事業の内容を案内。

I 意向調査回答への御礼状の送付

- 意向調査を実施した以上、回答へのリアクションが必要であると判断し、御礼状という形で、ハガキを送付。
- 意向調査への回答の御礼と集積計画の作成を1年程度かけて検討していくことを明示することで、森林所有者に現在の状況をお知らせ。
- 集積計画の策定段階で、改めて森林所有者に電話連絡する際に、受け入れてもらいやすいように丁寧に対応。



(御礼状)

II 集積計画を作成しない旨の通知

- 意向調査を経て、町による経営管理を検討したものの、集積計画作成には至らなかった森林所有者に対して、作成しなかった旨を通知。
- 併せて、町独自の補助事業を案内し、切捨間伐補助金による森林整備を推奨。
- 事前に森林組合に協力要請し、チラシには森林組合の連絡先も記載。森林組合にとっても、疎遠な森林所有者とコミュニケーションをとるきっかけとなり、施業地の掘り起こしや組合員の新規勧誘にもつながる。



(補助金チラシ)

③所有者探索の進め方 | 高知県四万十市

- 四万十市では、所有者情報の把握を目的として、登記事項証明書、固定資産課税台帳情報を用いて、林地台帳を更新。
- 令和3年度までは、登記事項証明書、固定資産課税台帳情報については、市が取得し、契約書に個人情報の取り扱いを明記したうえで、意向調査業務の受託者に提供。
- 森林簿や林地台帳情報との突合作業は、受託者が実施。意向調査を送付後、宛先不明となった森林については、**戸籍・住民票等により市が所有者探索を実施。**

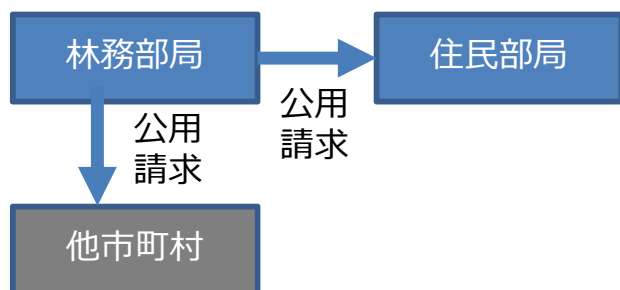
【所有者探索の進め方】

<意向調査実施前>

- 森林簿上の所有者、登記名義人、納税義務者の情報を突合。
- 判明しない又は不一致が見られた場合、戸籍・住民票等による探索。

<宛先不明となった場合>

- 県内外に限らず、住民票等を公用請求。
- 把握できた所有者情報を受託者に提供し、意向調査票を郵送。



※探索は会計年度任用職員が対応

【探索の具体の流れ】 ※1名につき2週間程度の探索時間がかかっている。

1. 意向調査票が宛先不明で返送されてきたことを確認



2. 所有者の住民票の除票や戸籍謄本等から相続人の情報を確認

- ・申請先：市町村役場の担当部署
- ・申請方法：郵送
- ・日数：1週間程度（何度も転籍等している場合は、転出先の市町村に請求）
- ・費用：公用のため無料（郵送の場合返信用封筒の切手代）



3. 相続関係説明図を作成し相続人の情報を整理

日数：1日程度



4. 相続人の住民票や戸籍の附票等から相続人の現住所等の情報を確認

- ・申請先：市町村役場の担当部署
- ・申請方法：郵送
- ・日数：1週間程度
- ・費用：公用のため無料（郵送の場合返信用封筒の切手代）



5. 相続人の情報を整理

日数：1日程度



6. 探索の結果に基づき、意向調査を実施

④ 公有林化の推進～寄付・売却希望への対応～ | 徳島県那賀町

- 那賀町では、令和元年度から令和3年度に実施した意向調査の結果、「寄付・売却希望」の回答が全体の約2割を占め、売却・森林希望の森林をどのように森林整備につなげていくかが課題となっていた。
- 所有権の移転は森林経営管理制度では対応できないことから、新たな組織である「公益社団法人とくしま森林バンク」を設立。意向調査で「寄付・売却希望」のあった森林について、森林の取得や売買あっせん等の事業を展開。

【とくしま森林バンクの概要】

- 令和3年9月に、「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」に参加している市町の同意により、「一般社団法人とくしま森林バンク」を設立（令和4年11月に公益社団法人化）。
- 今後は、「公益社団法人とくしま森林バンク」が企業からの寄付をもとに森林を購入するほか、受託も進め、その森林の間伐施業などを実施することで、Jクレジットを発行するなどの取組を行っていく予定。



【寄付・売却希望への対応方法】

- 協議会では、森林所有者からの「寄付・売却希望」の意見についても、しっかりと対応できるように「公益社団法人とくしま森林バンク」と連携し、森林バンクによる森林取得や売買あっせん等を推進。
- また、那賀町では、森林の公益的機能を発揮させるため、所有者不明や管理不十分な森林が増加しないように、境界が確定（予定）しており、面積が5ha以上であれば、町で森林を購入する取組も併せて実施（町有林に隣接していれば、5ha未満でも受入可能）。
- 町による公有林化の取組は、水力発電用ダムを管理する徳島県企業局の支援を受けて、実施。平成23年度から令和4年度までに購入した森林面積は約960ha。

【森林バンク、公有林化の実績】

	森林バンク（那賀町以外も含む）			公有林化（那賀町のみ）	
	申込	買取	寄付	買取	寄付
～H30	34ha	－	－	558ha	9ha
R1	380ha	－	－	63ha	1ha
R2	1,468ha	－	－	53ha	0ha
R3	605ha	92ha	10ha	115ha	1ha
R4	84ha	調査中	調査中	169ha	2ha
合計	2,571ha	92ha	10ha	958ha	13ha

⑤ 林地供給事業の活用

- 森林組合を介して林地の譲渡を行った場合、その譲渡益について、**最大800万円までの所得税の特別控除の特例措置**が講じられている。
- 意向調査の結果、「売りたい」「手放したい」との回答があった所有者に対して、本事業を紹介し、最寄りの**森林組合を紹介**するといった対応も選択肢の一つ。

【林地供給事業の概要】

- 森林組合法に基づき、森林組合は、「組合員の行う林業の目的に供するための土地（その上にある立木竹を含む。）の売渡し、貸付け又は交換」に関する事業（林地供給事業）を行うことができることされており、**全国613森林組合のうち、36組合が事業を実施**（令和2年度末時点）。

＜森林組合の取組例＞

北海道のK森林組合では、林地供給事業により組合員である個人や会社に林地をあっせんしている。地区別懇談会で林地供給事業を周知しているほか、今後は組合のフェイスブックでも取り上げていく予定である。



【所得税の特別控除の概要】

- **林地供給事業を行う森林組合**又は**森林組合連合会**に委託して、地域森林計画の対象とされた山林に係る**土地を譲渡**し、その土地の取得者がその有する**山林の全てについて森林経営計画の認定**を受けた場合は、譲渡益について**800万円を控除した残額についてのみ課税**される（確定申告が必要）。

＜例：山林に係る土地7haを譲渡し、350万円の譲渡益を得た場合＞

（1）特例を利用しない場合

- ・ 所得税額 = 350万円 × 税率15% = 52.5万円
- ・ 復興特別所得税額 = 52.5万円 × 税率2.1% = 1.1万円
- ・ **課税額 = 53.6万円**

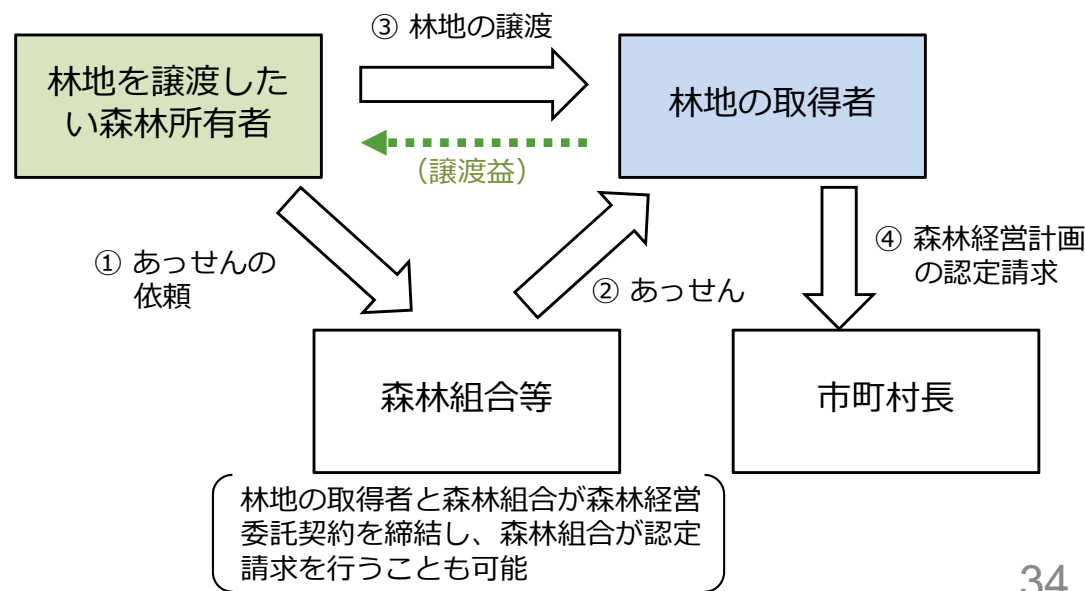
（2）特例を利用した場合

- ・ 350万円 < 800万円 → **課税額 = 0円**

【事業のフロー】

- ① 林地を譲渡したい森林所有者が、森林組合に**あっせん**を依頼。
 - ② 森林組合が、林地の取得希望者リストの中から該当する者を選定し、**あっせん**。
 - ③ 森林所有者が林地を譲渡。
 - ④ 林地の取得者（※）が、市町村長に森林経営計画の認定請求を実施（森林組合と森林経営委託契約を締結し、森林組合が認定請求を行うことも可能）。
- ※林地の取得者は、あっせんを行う森林組合の組合員である必要があります。

→ 林地を譲渡した所有者は、譲渡益から800万円を控除した額を課税譲渡所得とすることが可能（確定申告を行う）。



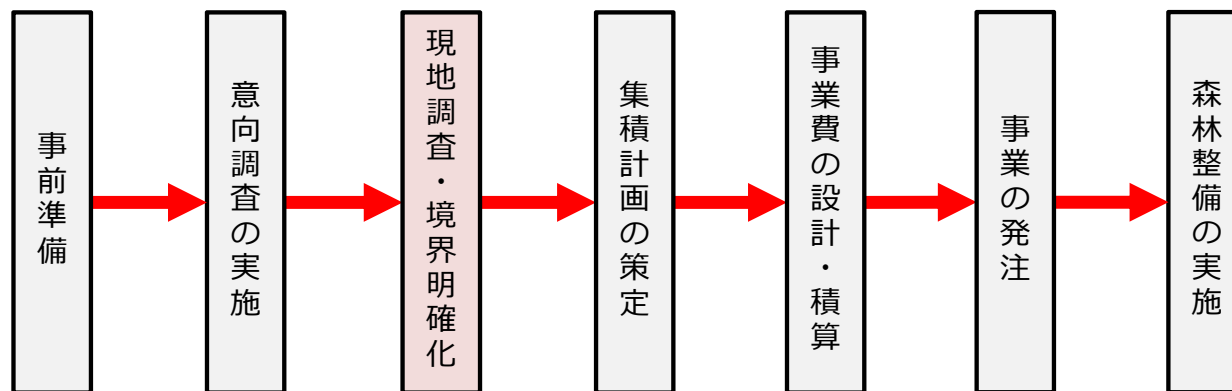
(2) 現地調査・境界明確化

- 森林所有者から経営管理の委託を受けるにあたっては、森林整備の必要性や具体的な経営管理の内容を判断するため、現地確認や立木調査等の現地調査が必要となる。加えて、現地調査の結果をもとに、事業費の積算や収支計算を行うことで、対象森林の林業経営の適否の判断が可能となる。
- また、森林整備を実施する際には、森林の境界について、所有者間で合意形成を図っておくことが必要。特に、地籍調査が未実施の地域においては、経営管理権を設定する森林の範囲を明確にするためにも、境界明確化の取組が重要。

【取組のポイント～現地調査～】

- 現地調査を実施するにあたっては、森林の現況 (ha当たりの本数、直径、樹高など) や林道からの距離などを調査し、森林整備の必要性や林業経営の適否を判断。
- 調査結果から、森林整備の事業費の積算を行い、収支計算の結果から再委託の可否を判断。
- さらに、所有者説明にも活用できるよう、森林の現況と今度の経営管理の方針を定めた「施業プラン書」などの作成も検討。

【森林経営管理制度の取組フローと現地調査・境界明確化の位置づけ】



※上記のほか、「意向調査実施前」や「集積計画策定後～事業発注前」に実施するパターンもある。

【取組のポイント～境界明確化～】

- 森林の経営管理の委託を受けるにあたっては、森林の境界について所有者間で合意形成を図っておくことが必要。ただし、筆界の特定までを林務部局において実施する必要はない。
- 右のフロー図のように、現地立会を求めたり、現地立会が困難である場合は、図面上での合意形成を図るなど、何らかの方法により、合意形成の履歴を担保。

例) 空中写真、現地写真、図面、同意書を所有者に郵送し、異存がなければ、所有者が署名押印等の上、返信してもらう など

□ 森林境界の明確化の例① (基本的な流れ)

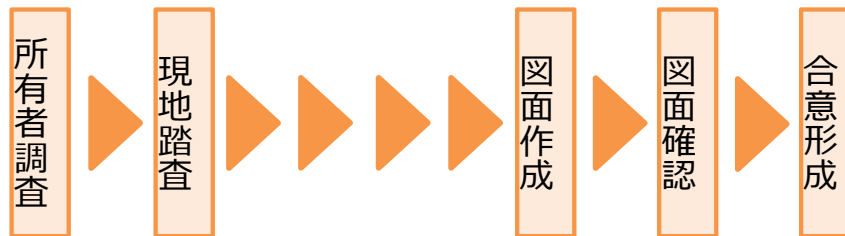


所有者調査
森林簿、登記簿、地元精通者への聞き取り等により調査

現地踏査
境界の手がかり等を調べつつ、確認

境界立会/境界測量
関係者立会の下、境界を決め、杭を打ち、GPS機器等で測量

□ 森林境界の明確化の例② (現地立会が困難な場合)



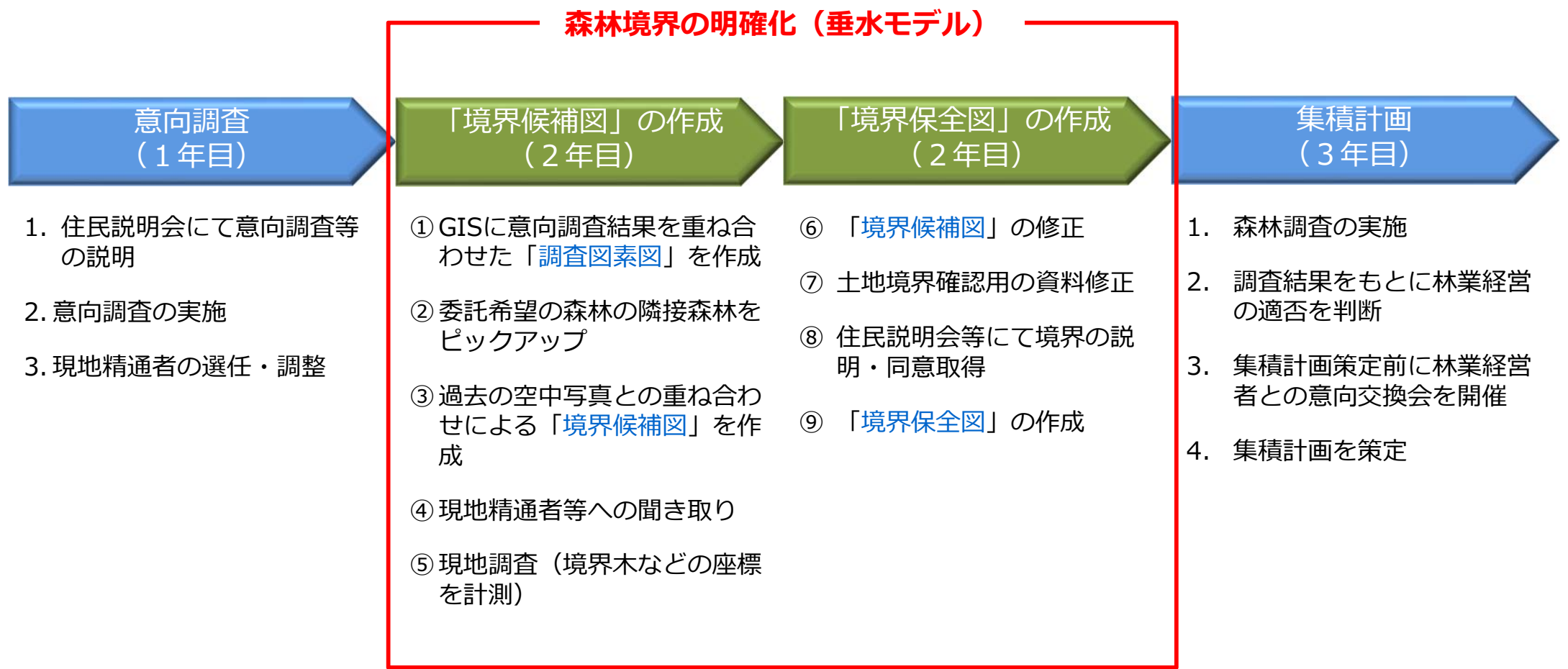
図面作成
測量の結果を図面に反映

図面確認
集会所等での確認

①境界明確化の実施方法の確立～取組のイメージ～ | 鹿児島県垂水市

- 垂水市では、森林の大部分で地籍調査が未実施。今後の森林施業を行う上で、境界明確化が重要な課題。このため、鹿児島県森林組合連合会と連携して、モデル的に境界明確化等を実施。
- その結果、空中写真の活用により「境界候補図」を作成した上で、現地調査、住民説明会等を踏まえた「境界保全図」を作成する境界明確化の方法（垂水モデル）を確立。
- 令和4年度から、「垂水モデル」により、森林経営管理制度に係る森林境界明確化作業に着手。

【取組のイメージ】

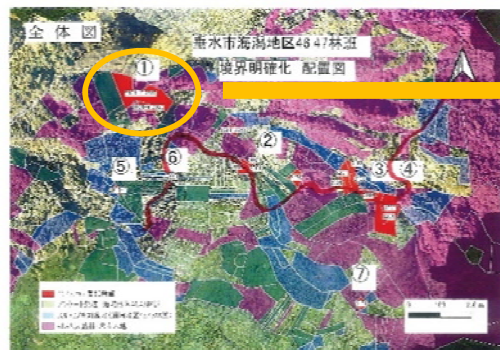


②境界明確化の実施方法の確立～垂水モデル～ | 鹿児島県垂水市

【取組の流れ】

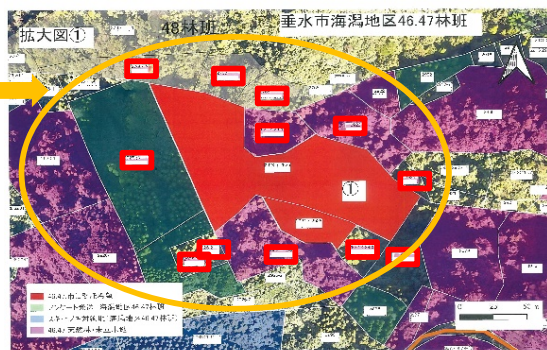
①「調査図素図」の作成

GIS上の字図等のデータに意向調査結果を重ね合わせた「調査図素図」を作成。



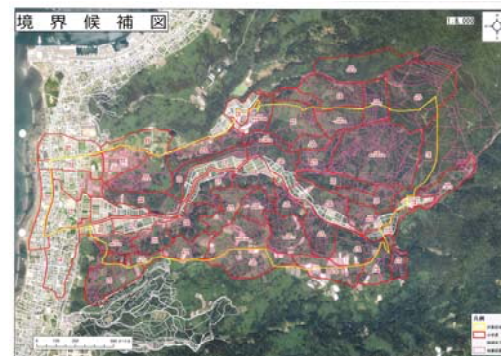
②隣接森林のピックアップ

委託希望の森林に隣接する森林をピックアップし、対象エリアを確定。



③「境界候補図」の作成

過去と現在の空中写真を用いて、「境界候補図」を作成。



④現地精通者への聞き取り

森林組合関係者や過去に林業に従事していた方などを探して、境界候補図を確認してもらう。



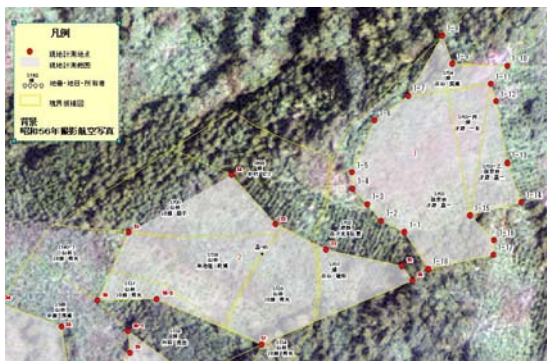
⑤現地調査（境界の座標計測）

事前に机上でポイントを検討した上で、実際に境界となっている箇所（境界木、段差の法尻など）で座標を計測。



⑥「境界候補図」修正

現地調査により計測した座標をもとに、境界候補図を実際の境界に修正。



⑦⑧境界の説明・同意取得

境界候補図をもとに、隣接森林所有者等に写真・動画等にて説明、同意を取得（遠方の所有者には郵送）。



⑨「境界保全図」の作成

同意取得が得られたものを「境界保全図」として作成。



③地域林政アドバイザーによる町直営の境界明確化 | 熊本県御船町

- 御船町では地籍調査が進んでおらず、森林整備を進めるためには、境界明確化の取組が必須。
- 平成 31 年から森林組合 OB を地域林政アドバイザーとして雇用し、町が直営で意向調査や境界明確化活動を実施。境界明確化に当たっては、地元の森林に精通した方を雇用。土地の境界（筆界）まで明らかにすることはせず、あくまで施業の実施のための立木の所有権界を明らかにする目的で実施。

【境界明確化の流れ】

①地区説明会の実施

- 説明会を開催することで、境界明確化の立会がスムーズに進む。
- 森林経営管理制度の主旨を伝えることができ、意向調査票の回収率向上にも寄与。

②意向調査の実施

- 郵送ではなく、個別訪問による手渡しで実施。
- 意向調査の段階で、所有者が境界を把握しているか、境界確認で現地の立ち合いが可能かどうかを確認。
- 境界を把握していると回答のあったものについてのみ、境界明確化を実施。

<意向調査票の設問（抜粋）>

問1 あなたの所有する山林（スギ・ヒノキの人工林）について立木の所有界はわかりますか？（土地の境界ではありません。）

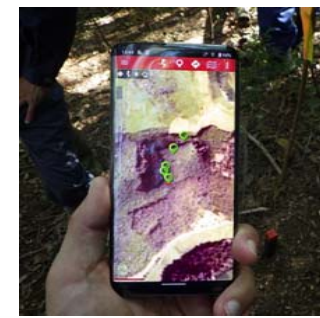
問2 あなたの所有する山林（スギ・ヒノキの人工林）について立木の所有界を立会していただくことはできますか？

③境界明確化の実施

- 土地の境界（筆界）まで明らかにすることはせず、あくまで施業の実施のため、立木の所有権界を明らかにするという目的で実施。
- 地域で森林の境界に精通している方を2～4名雇用し、境界確認を実施（財源は森林環境譲与税を充当）。

<境界明確化実施時のポイント>

- ✓ GNSS内蔵スマートフォン（新旧航空写真確認用）を利用し、林相から境界を確認。
- ✓ 立会は、所有者の仕事を考えて土日も実施。
- ✓ 境界杭を打ち、GNSS受信機で測量。
- ✓ 測量データは、町森林GIS上で管理（将来的に地籍調査等にも活用できるような電子データで保管）。
- ✓ 切捨間伐予定地は、必ずしも隣接森林所有者の立会や確認は求めないが、搬出間伐が見込まれる地域は立会を求める。



	R1	R2	R3
境界明確化実績	約200ha	約120ha	約122ha

⑤境界明確化補助金の創設 | 秩父地域森林林業活性化協議会

- 秩父市では、集積計画の策定段階では、境界確認や立木調査等の詳細な調査は行わず、市管理の場合のみ、間伐の実施前に、境界確認や立木調査等を実施。
- 一方、再委託した森林については、林業事業者が境界測量や立木調査等を実施。境界明確化にかかる林業事業者の負担を軽減して、再委託による森林整備を促進するため、令和3年度に秩父地域森林林業活性化協議会が「秩父地域集約化団地境界明確化事業補助金」を創設。

【事業概要】

事業名	秩父地域集約化団地境界明確化事業補助金
事業概要	経営管理実施権の設定を受けた森林の境界明確化に対する補助
補助対象森林	経営管理実施権が設定された森林
補助対象者	経営管理実施権の設定を受けた林業経営者
補助メニュー	<p>①境界確認事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備実施区域内において、森林所有者又は森林所有者から委任された者の立会等により森林所有者界を杭等により明らかにするもの。 <p>②境界測量事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の境界確認事業に加え、森林整備実施区域の周囲測量を行うもの。
補助率	定額（実行経費と上限単価を比較して低い方） 上限単価：境界確認事業（3.2万円/ha） 境界測量事業（9万円/ha）
協議会URL	https://morinokatsujin.com/purpose/efforts/efforts09/

※事業要綱、申請様式等の掲載あり

【取組実績】

- 林業事業者からは、市町での実施を要望が多く寄せられたことから、令和3年度は補助金の活用はなかったが、令和4年度は1件の申請があった。
- 令和4年度の交付決定は以下の通り。

件数	所有者数	面積 (ha)	補助金額 (千円)
1	21	31	2,791千円

【今後の境界明確化等の展望】

- 秩父市では令和3年度から、境界明確化事業を委託事業で試行的に取り組んでおり、取組結果を見て、今後の取り扱いを検討。
- 令和3年度の実績、令和4年度当初契約は以下の通り。

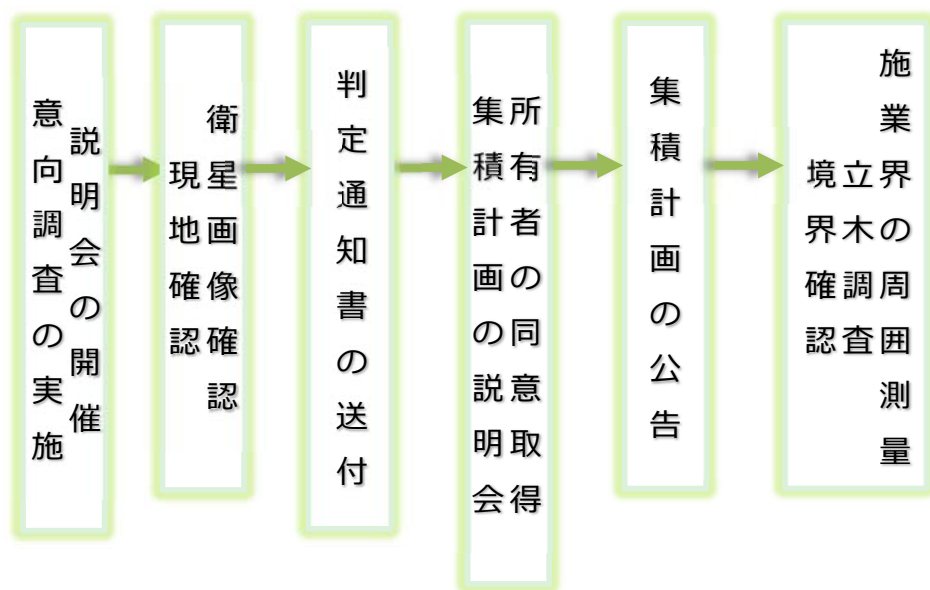
年度	件数	所有者数 (隣接者除く)	面積 (ha)	事業費 (千円)
R 3	1	8	25	6,483
R 4	4	91	93	18,953

※令和3年度は繰越があり、事業完了は令和4年度。

⑥境界測量・境界確認の簡素化 | 静岡県富士市

- 富士市では、意向調査実施後の現地調査（立木調査、境界確認）により、集約化が可能と判断された森林について、集積計画を策定し、再委託に進めている。
- 境界明確化については、林地台帳地図をもとに、**図面のみで境界確認を実施（所有者の同意は、集積計画の同意のみ）**。現地の測量に当たっては、**個別所有者ごとの境界を測量するのではなく、集積計画を策定する一団の森林の周囲（施業界）の測量のみを実施**。

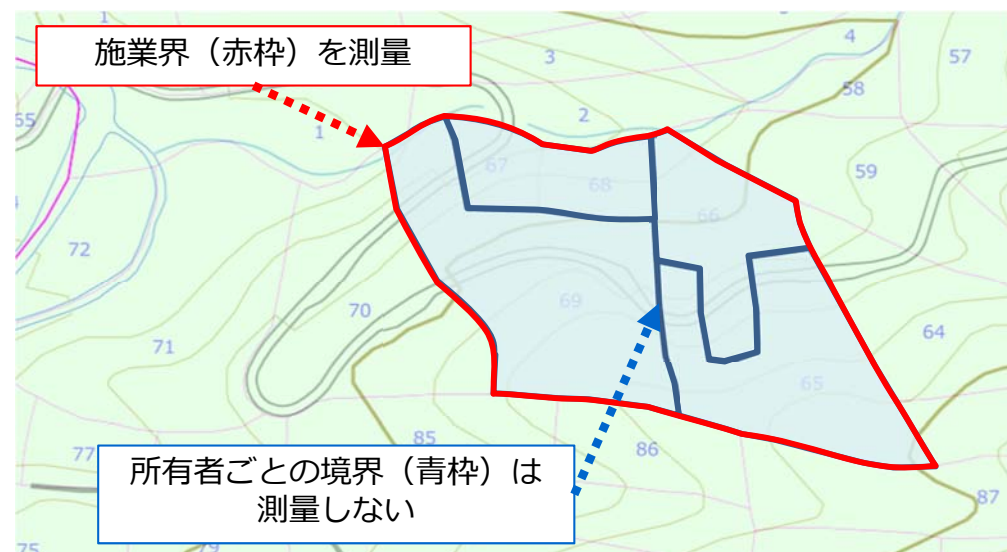
【意向調査から集積計画公告までのフロー】



【境界測量の方法】

- 境界測量は、意向調査から現地調査、集積計画の作成と一括して、業務発注しており、個別所有者ごとではなく、**施業界の周囲測量のみを実施**。
- コンパス測量により実施し、変化点には仮杭を打設。
- なお、**所有者への利益還元の方法**は、一団の森林で実施した搬出間伐による木材収益を樹種ごとに分けて、それを対応する森林所有者ごとに**登記簿の面積をもとに按分**し、所有者への還元額を算定。面積按分で利益還元を行う旨は、事前に所有者に説明。

(イメージ図)



【境界確認の方法】

- 所有者の**現地立会を省略**し、**林地台帳地図をもとに、境界確認を行う**ことで、作業を簡素化。
- 林地台帳地図は、課税部局が所管する地番図をベースに公図と重ね合わせて作成。

(3) 集積計画

- 市町村は、意向調査において、森林所有者が市町村に経営管理権を設定することを希望した森林及び森林所有者から市町村に経営管理権の設定の申出があった森林について、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合は、集積計画を作成。
- 集積計画は、森林所有者ごとに作成（共有林において、共有者の構成や持分の割合が一部でも異なれば、別々の集積計画を作成）することとし、対象森林ごとに関係権利者全員の同意が得られている必要。集積計画について、関係権利者全員から同意を得た後、集積計画を定めた旨を公告することで、市町村に経営管理権が設定。

【取組のポイント】

- 集積計画においては、次の事項を定める（詳細は「事務の手引」（その1）P26参照）。

集積計画の記載事項（法第4条、規則第2条）

- ①森林の所在、地番、地目、面積
- ②森林所有者の氏名又は名称、住所
- ③経営管理権の始期、存続期間
- ④経営管理の内容
- ⑤金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法
- ⑥経営管理権に係る法律関係

- 集積計画は、「市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画、その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画」との調和が保たれたものである必要がある（法第4条第4項）ため、集積計画の内容は、市町村森林整備計画に定められた森林の整備に関する基本的な事項等に沿った内容にすること。
- また、都道府県知事の定める地域森林計画とも調和が保たれている必要があるため、当該森林が保安林に指定されている場合は、当該保安林の指定施業要件を満たす必要がある。

【集積計画案の作成から、公告・縦覧までのフロー】

集積計画案の作成

- 市町村森林整備計画の位置づけ、法制限の有無等の確認（法第4条第4項）
（標準的な施業の実施時期、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種、保安林の指定有無 など）
- 市町村の考え（何年預かるか、市町村自ら管理か、林業経営者に再委託か など）
- 森林所有者の意向（主伐を望むか、間伐を望むか、何年預けたいのか など）

同意取得

- 森林所有者の同意（確認書【別記様式第6号】への記名・押印、集積計画への押印）
- 関係権利者の同意（集積計画への押印）

境界の明確化(合意形成)も併せて実施

集積計画の公告・縦覧

- インターネット等を活用し、集積計画を公告・縦覧
- 森林所有者に写しの送付

- 集積計画を定めるにあたっては、関係権利者全員の同意が得られている必要があるため、森林所有者から得た情報及び登記簿に記載された情報の範囲で関係権利者の把握を行う。
- 集積計画は行政計画であり、公告することによって権利が設定。市町村は、インターネットの利用、その他の適切な方法により公告を実施。

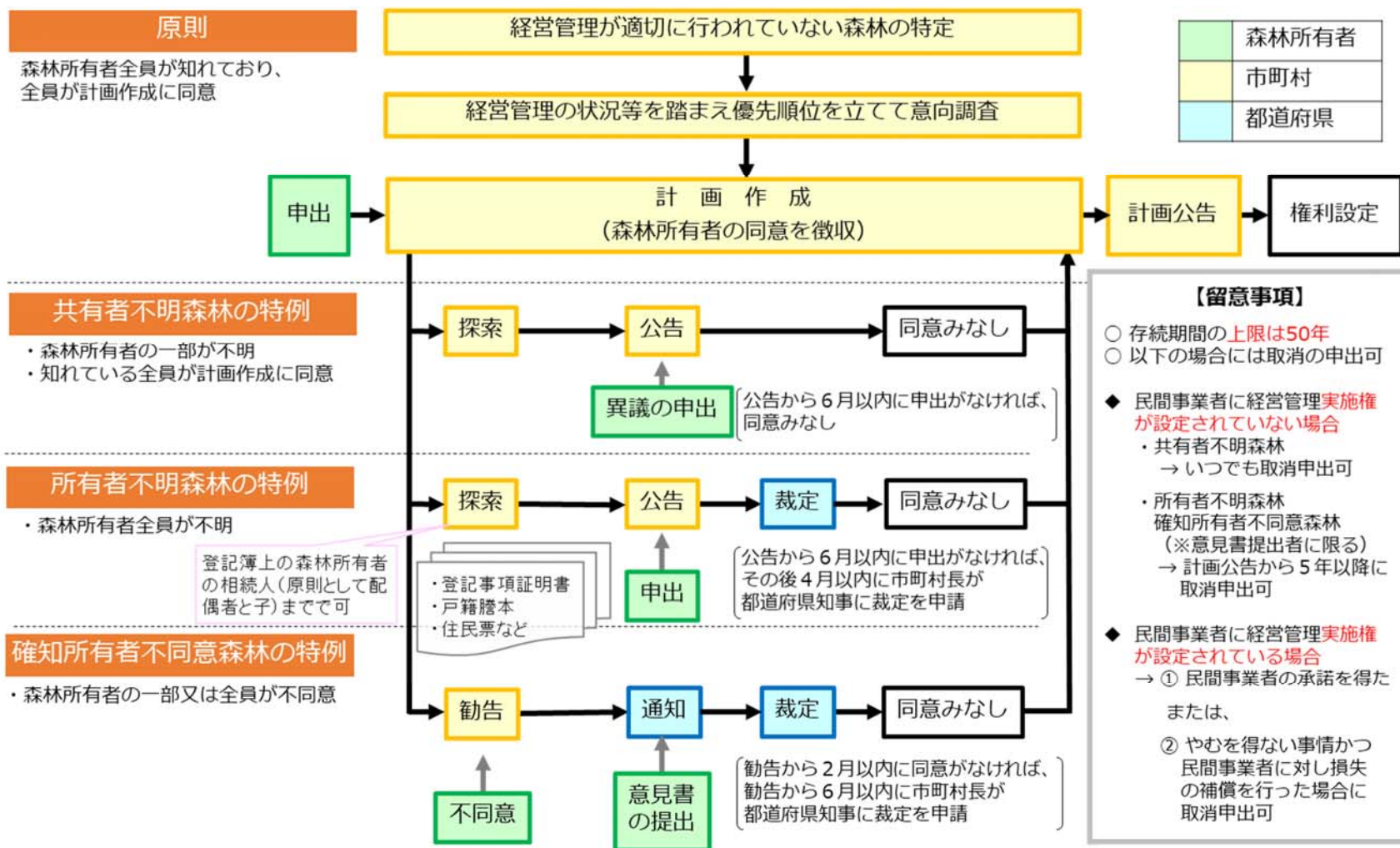
所有者不明森林等に係る特例措置

- 集積計画は、森林所有者をはじめとする関係権利者全員の同意が必要となるため、**森林所有者の全部又は一部が不明な森林等については、通常の手続きでは、集積計画を策定することは不可能**。そのため、森林経営管理法では、上記の場合であっても、集積計画を定めることが可能となるよう、**特例を措置**。
- 共有者の一部が不明であることが明らかになった森林については、「共有者不明森林に係る特例」が、所有者の全部が不明であることが明らかになった森林については、「所有者不明森林に係る特例」が、森林所有者が経営管理の意向を示さない森林等について集積計画を定めようとする場合は、「**確知所有者不同意森林に係る特例**」が適用可能。

【取組のポイント】

- 森林所有者の全部又は一部が不明な森林では、**不明な森林所有者を探索**し、なお不明な場合は、一定の手続きを経て、「**所有者不明森林等の特例**」を活用することによって、集積計画を策定することが可能（取組フローは右図の通り）。
- 森林所有者の探索方法は、**登記事項証明書や住民票、戸籍謄本等により所有者に関する情報を取得**（詳細は林野庁HPの「所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドライン」を参照）。
- 関係権利者全員の同意を得て、集積計画を策定した場合は、計画の存続期間に上限・下限はないが、**所有者不明森林等の特例により、集積計画を策定した場合の存続期間は、上限が50年**。

【取組フロー】



①集積計画策定方針に基づく対象森林の選定 | 和歌山県有田川町

- 有田川町では、意向調査の実施に当たって、森林整備が必要な森林に限定せず、私有林人工林であり、森林経営計画が作成されていない森林について、幅広く森林所有者の意向を確認。
- 令和元年度に、施業集約化の可能性や災害リスクを考慮した「集積計画策定方針」を策定。同方針に基づき、集積計画策定の優先順位を検討。検討に当たっては、町・森林組合で図上検討し、最終的な集積計画の策定可否を判断。

【集積計画作成の方向性】

- ① 年間の事務量や予算等を考慮すると、委託希望の回答があった森林の全てを受託するのは困難。優先順位を付けながら集積計画を策定する必要があったため、計画作成の基準となる「集積計画策定方針」を作成。
- ② 町内を旧町単位で3つに分け、人工林率が19%のエリアは、森林経営計画の作成が困難なため、市町村森林経営管理事業を念頭に集積計画の策定を検討。
- ③ 人工林率が53%と86%の2つのエリアは、森林経営計画の作成をイメージして候補地を選定。既存の森林経営計画がある場合は、面的なまとまりを意識して集積計画の策定を検討。配分計画が期待できるところは公募を実施。

【集積計画の主な内容】

- ① 存続期間：10年を基本
- ② 経営管理の内容：間伐を1回以上実施、年1回の巡視

有田川町森林経営管理権集積計画策定方針（抜粋）

●集積計画策定地の選定要件

以下の要件のいずれかに該当する山林を集積計画策定地として選定する。

- ① 経営計画策定が期待できる山林
- ② 既存の経営計画と一体的な施業が期待できる山林
- ③ 和歌山県が作成する土砂災害マップにおける土砂災害の危険がある箇所付近の山林
- ④ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住宅被害の可能性がある山林
- ⑤ 災害時の土砂崩れ、風倒木の発生により、住民が日常的に往来する道路を寸断する可能性がある山林
- ⑥ 緊急に施業が必要とされる山林
- ⑦ 概ね3ヘクタール程度の施業の集約化が見込める山林
- ⑧ 町長が特に認める山林

●集積計画の基本条件

集積計画の基本条件については、別添様式（経営管理権集積計画）の内容とする。存続期間は10年（施業で主伐を含む場合は15年）を基本とする。基本条件をもとに状況に応じて存続期間・内容を変更することができる。

●集積計画策定山林の経営管理の実施方法

- ・自然条件が良く経済的に成り立つと見込まれる山林（主として選定要件①②に該当する山林）は、民間事業者を経営管理実施権を設定するため、経営管理実施権配分計画策定を検討する。
- ・自然条件が悪く今後とも経済的に成り立たない森林においては、森林環境譲与税を活用して市町村森林経営管理事業（間伐等）を実施する。

②集積計画策定に向けた方針書の作成 | 徳島県美馬市・つるぎ町

- 美馬市・つるぎ町では、意向調査の結果を踏まえて、森林所有者向けの説明会を開催した上で、森林所有者の最終的な意向を確認。市町に委託したいとの意向があったものについては、原則として、集積計画を策定。市町で管理するか、林業経営者に再委託するかは、集積計画策定後に判断。
- 市町としての取組方針や考え方を整理するため、集積計画で定める内容をあらかじめ方針書としてとりまとめ。
- 所有者の意向も踏まえつつ、経営管理が直ちに必要のない森林についても、まとめて集積計画に組み込む方針。

【森林の経営管理方針】

- 令和元年度に、「森林経営管理法に基づく森林の経営管理方針」を策定（R2.5改正）。森林経営管理制度に積極的に取り組み、管内の森林資源を十分に活用し、経済の発展に資するという目的を明確化。
- 方針書には、意向調査の対象森林とその実施方法及び計画、集積計画の策定要件、目標林型の設定基準、計画期間及び経営管理の内容、金銭の算定方法などについて明記。

【森林経営管理法に基づく森林の経営管理方針（抜粋）】

- 2 経営管理権を集積する範囲及び設定する要件
 - (1) 経営管理権を集積する範囲
経営管理意向調査の中で、所有する森林の管理に関し、その解答が「役場に任せたい」、「その他」、「無回答」だった所有者に対して、最終的な意向を確認し、その結果、「所有する森林の管理を役場に任せたい」との意向を持つ所有者の森林を、経営管理権集積の範囲とする。
ただし、次のような場合は、対象外とする。
ア 計画を策定しようとする森林が、林業事業体により森林経営計画が策定されている森林と一体的な経営管理が可能であると判断される森林。
イ 皆伐後10年以内の森林
 - (2) 経営管理権を設定する要件
ア 登記簿上の甲区権利人、乙区権利人のすべてから、経営管理権集積計画の内容を同意していること。
イ アの権利人の中で死亡している者がいる場合は、当該権利人の法定相続人全員から、経営管理権集積計画の内容について同意を得ていること。
- 3 経営管理権集積計画の策定方針
 - (1) ~ (2) (省略)
 - (3) 経営管理実行者ごとの事業内容
ア 経営管理権に基づき市が経営管理を実行する場合
原則として、素材生産等収益を伴う施業は実施しない。
イ 経営管理実施権に基づき林業経営者が経営管理を実行する場合
素材生産等収益を伴う施業を含め、経営管理に必要な施業のすべてを実施することができる。

森林経営管理法に基づく
市内森林の経営管理方針について

■ 方針書の主な記載内容

- 1 計画策定総論
…集積計画作成の単位 等
- 2 経営管理権を集積する範囲及び設定する要件
…集積する範囲、設定要件
- 3 経営管理権集積計画の策定方針
…存続期間の考え方 等
- 4 経営管理権集積計画策定の流れ

令和元年6月3日
令和2年5月 日改正
徳島県美馬市

③実施方針に基づく対象森林の選定 | 和歌山県紀美野町

- 紀美野町は、令和4年2月に「紀美野町森林経営管理制度実施方針」を策定。同方針では、森林整備の基本的な考え方や意向調査の実施（対象森林、実施方法、スケジュール等）、意向調査後の森林の経営管理の方針などについて記載。
- 意向調査の対象森林を、「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」と「林業経営に適さない森林」に分類し、それぞれの該当する条件を整理。
- 経営管理実施権の設定は行わないこととして、市町村による管理を念頭に集積計画を策定。

紀美野町森林経営管理制度実施方針（抜粋）

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(2) 基本的な考え方

- ・（略）以上を踏まえ、和歌山県による森林ゾーニングを参照し、**経済林の重点エリアについては森林組合等による集約的な森林施業を促す**とともに、その他経済林や環境林（人工林に限る）について森林経営管理制度を通じて、所有者の意向を確認する。これらの森林については、**紀美野町森林整備促進事業補助金**（以下、「補助金」という。）または、**市町村森林経営管理事業の2本柱で森林整備を進める**こととする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

(1) 基本的な考え方

- ・（略）しかしながら、林業従事者の減少や木材価格の低下により「林業経営に適した森林」であっても、3（1）に規定する放置林となる恐れがある森林については、「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」として整備を行い、法趣旨である林業の持続的発展に資することとする。
- ・また「林業経営に適さない森林」については、木材の販売利益等が見込めず、所有者の整備意欲の低下があり、放置林となる傾向が高いことから、市町村森林経営管理事業を行うことにより、法趣旨である森林の有する多面的機能の発揮に資することとする。

(2) 「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」

- ・「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」とは、紀美野町における自然的経済的社会的諸条件及び経営管理の状況、地域の実情等を勘案し、次のいずれかに該当する森林とする。
 - ア 林分の成立本数が紀美野町森林整備計画に定める「密」の状態であり、劣勢木、形質不良木を保育間伐により整備することで、森林の経済的付加価値が向上することが見込まれる森林
 - イ 森林経営計画の策定が期待できる森林

(3) 「林業経営に適さない森林」

- ・「林業経営に適さない森林」とは、紀美野町における自然的経済的社会的諸条件、経営管理の状況及び地域の実情等を勘案し、次のいずれかに該当する森林とする。
 - ア 林道等木材運搬が可能な道から500m以上離れた森林
 - イ 社会インフラ（主要幹線道路・電気・水道等）と隣接、接続しており、林業経営を行うことで社会への影響を及ぼす恐れのある森林
 - ウ 水源地や急傾斜等の条件により、森林作業道の開設が困難な森林
 - エ 森林面積が、小さい森林（0.1ha未満）

(4) 紀美野町が森林経営管理権集積計画を作成する森林

- ・「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」及び「林業経営に適さない森林」のうち、紀美野町が経営管理権集積計画を定める森林は、広大な紀美野町における民有林で、法の目的を効率的に達成し、かつ効果的に達成するため、**次のいずれかに該当する森林**とする。
 - ア 森林の面積が1ha以上であること。
 - イ 同一所有者の森林において隣接・連続等を含めた一体的なまとまりが1ha以上あること。（概ね50mの範囲内で、尾根や谷、河川等の分断がない状況等を指す。）
 - ウ 当方針に基づき、紀美野町が定めた経営管理権集積計画の内容に対し、森林所有者が同意できること。
 - エ 町長が特に必要であると認める森林であること。

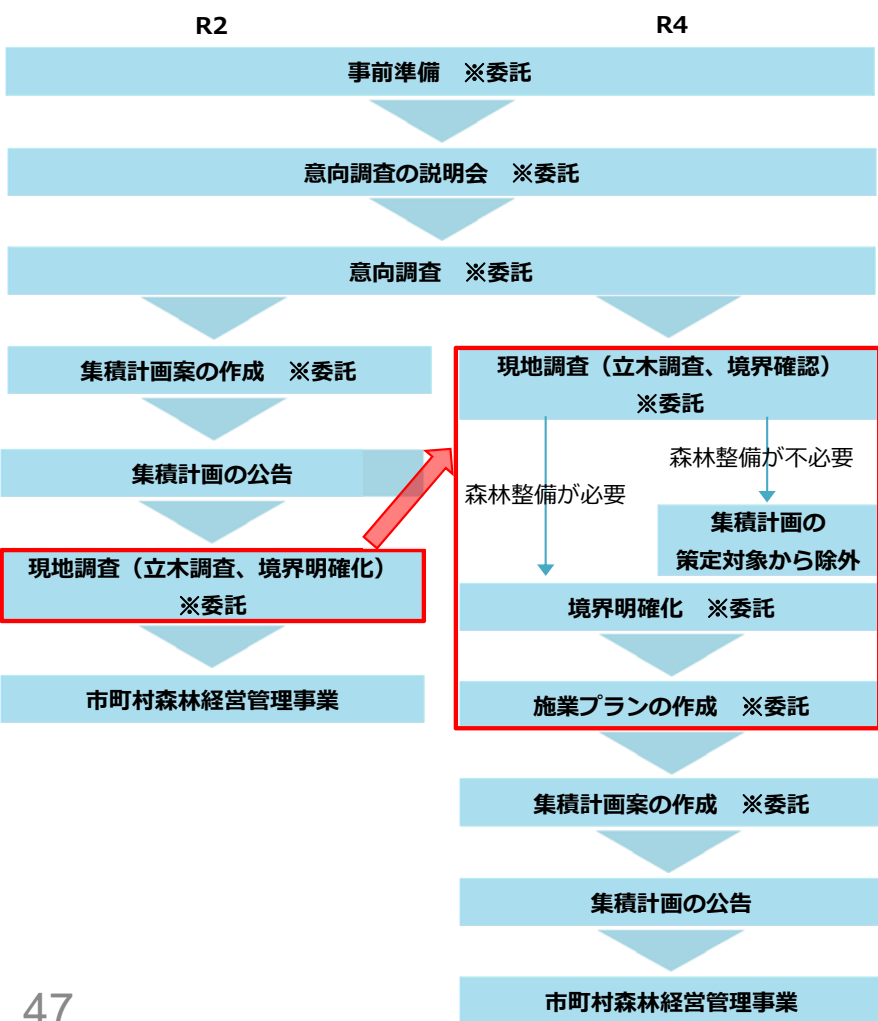
(6) その他

- ・**経営管理権を設置したのち、経営管理実施権は設定しない。**
- ・経営管理権の存続期間は、5年間を標準とし、保育間伐及び森林の保護等の一部又は全部を実施する。

④集積計画作成に向けた施業プランの作成 | 岐阜県郡上市

- 郡上市では、令和3年度まで、意向調査後できるだけ速やかに集積計画を策定するため、集積計画案の作成までは、図面上で境界（施業界）を確認するにとどめ、集積計画公告後に、現地調査や施業プランの作成、境界明確化等を実施していた。原則、市への委託希望の回答があった森林については、集積計画の対象としたが、詳細の現地調査を実施していないため、森林整備の必要性の検討が不十分であった。
- 令和4年度からは、森林整備の必要性を十分に検討したうえで、集積計画を策定する方針に転換。集積計画の策定の前に、現地調査、施業プランの作成、境界明確化・立木調査等を実施するなど、取組の流れを変更。

【取組の流れ】



- 令和3年度までは、意向調査を実施後、市への委託希望があった森林については、原則集積計画の対象とし、経営管理権を設定。現地調査は集積計画策定後、森林整備の事業発注前に実施。
- 令和3年度までに集積計画を策定した森林の中には、森林整備の必要性が低い森林（天然林等）も含まれていたため、令和4年度からは、現地調査を事前に行い、森林整備の必要性がある森林に絞って、集積計画を策定。
- 意向調査の実施から集積計画の作成まで4年で一巡する計画としており、意向調査から集積計画の作成まで2年間間隔があくため、施業プラン作成時に改めて森林所有者への事業説明を実施する予定。
- ①意向調査の実施→②境界明確化→③施業プランの作成→④集積計画の作成
- 森林所有者や地元の意向を踏まえた施業プランを作成する等の観点から、施業プランの作成は意向調査等の委託先である郡上森林マネジメント協議会に委託。

【施業プランのひな型（抜粋）】

間伐等の計画数量一覧表

工区	実測面積 (ha)	施業前の林況			計画数量			施業後の林況			
		構成樹種	ha当り	平均	平均	本数	伐採本数	伐採平均直径	ha当り	平均	平均
			本数	樹高	直径						
		(本/ha)	(m)	(cm)	%	(本/ha)	(cm)	(本/ha)	(m)	(cm)	

所有者別の計画数量一覧表

工区	枝番	所有者名	面積(ha)	R5年	R6年	R13年	R14年

◆ 記載内容

- 森林所有者の氏名
- 森林の所在（工区）
- 森林の現況（樹種、本数等）
- 今後10年間の森林整備方針

⑤集積計画作成のための所有者への個別説明 | 岐阜県恵那市

- 恵那市では、木材価格の低迷や所有者の高齢化により、手入れの行き届いていない森林が増加。土砂災害の発生の危険性が高まっていることから、主に災害防止の観点から森林経営管理制度を運用。
- 意向調査については、地区説明会の場で調査票を配布し、回答してもらう方式を採用。回答率・委託希望割合とも8割以上と高い傾向。一方、令和元年度から3年度にかけて、意向調査で市への委託希望があったにも関わらず、集積計画の同意取得の段階で、所有者の意向が変わるといったケースが複数発生。
- このため、集積計画作成前に森林所有者を訪問し、制度概要や市の取組方針等を説明するなど、個別に対応することとした。

【意向調査の実施方法】

- 意向調査は、地区説明会を開催し、その場で回答してもらう方式を採用。また、欠席者に対しては、郵送で意向調査票を送付し、回答がない場合でも受託者より回答の督促を行うなど、回答率向上に向けた取組を実施。
- 人ベースで見ると、回答率は約8～9割。回答のあった森林のうち、市への委託希望の割合は約9割。面積ベースで見ると、回答率・委託希望割合ともに9割以上。

□ 人ベース

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者数	63人	168人	123人
回答率	90%	84%	83%
うち、委託希望の割合	96%	92%	94%

□ 面積ベース

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象面積	80.82ha	318.70ha	190.01ha
回答率	94%	92%	90%
うち、委託希望の割合	99%	97%	95%

【集積計画作成の課題】

- 意向調査を実施した際、「市に経営管理を任せたい」と回答があったにも関わらず、集積計画の作成段階で取りやめとなるケースが令和元年度から3年度にかけて、12件発生（R1:1件、R2:9件、R3:1件）。
- 意向調査の結果、委託希望の回答のあった森林については、現地調査や集積計画の作成業務を外部委託しているため、委託費が追加で必要となっている状況。
- 市への委託希望の意向を取り下げた主な理由は、「経営管理の内容がイメージと違った」、「利益が生じないのであれば、任せる必要がない」、「親戚から反対の意見があった」など。

【課題解決に向けた対応策】

- 上記のようなケースに対応するため、令和4年度からは、集積計画の同意の段階で取りやめを申し出た方は、市担当職員及び受注者が個別に森林所有者を訪問し、制度の内容や市の実施方針（経営管理の内容や収益の取り扱い、実施期間等）について丁寧に説明。
- 取組の結果、令和4年度は、集積計画を取り下げるといったケースは発生しておらず、改善が見られた。

⑦所有者不明森林における集積計画の策定 | 青森県三戸町

- 三戸町では、森林所有者の意向把握を最優先で進めることとし、令和2年度に町内全ての森林所有者を対象に意向調査を実施。特に、**民家等の保全対象に近接する森林**から優先的に町による森林整備を進めていく方針。
- まずは町の中心部に位置し、住宅地に隣接した森林から取組を開始。一部で倒木が発生し、景観や安全・安心の観点から、周辺の住民から町に対して対応を求める声が上がっていたため、制度の活用による森林整備を進めることとした。
- 当該森林は、意向調査の結果、宛名不在の状況であったため、町で探索を実施。その結果、**相続人が全員死亡していることが判明**。町は**所有者不明森林の特例を活用**し、経営管理権を設定するため、令和4年12月1日に経営管理権集積計画案の公告を開始。6か月間の中に不明所有者からの申出がなければ、青森県への裁定申請に進む予定。

【対象地区の概要】

- 対象地区は、住宅に隣接しており、三戸町森林整備計画において、保健機能を特に発揮すべき森林として位置付けられている。
- しかしながら、森林が成長するにしたがい、一部では倒木が発生し、**景観や安全・安心の観点から、周辺の住民からは町に対して対応を求める声が上がっていた**ため、森林経営管理制度を活用して森林整備を進めることとした。



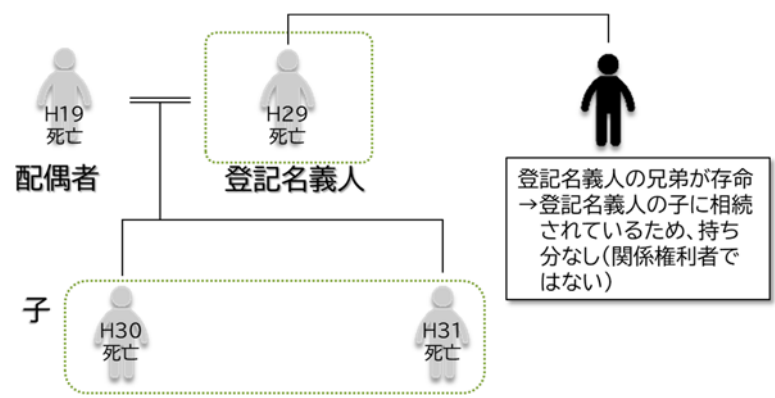
<対象林分空中写真>

【経営管理の内容】

- 今回対象とする林分では、施業が行われた形跡がなく、立木も込み合い、下層植生も乏しい。また、継続的に倒木等が発生しており、周辺住民から町への対応要望が強い。
- 三戸町森林整備計画では、保健機能森林に指定されており、景観の保護に配慮した施業を行うこととされているが、森林の現況に鑑みて、こうした施業が行われているとは言い難い状況。
- そのため、町では、**皆伐を行って低木樹種の植栽を実施**したい考え（所有者不明森林で定めようとする集積計画の概要は以下の通り）。

【探索の状況】

- 登記名義人は1名。
- 探索の結果、**相続人が全員死亡し、同意を取ることができないことから**、町は**所有者不明森林の特例を活用**（右図参照）。



事項	内容
存続期間	20年間
実施する経営管理の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・皆伐、再造林（低木樹种植栽） ・民家から20m以上離して植栽 ・下刈、除伐 ・年1回の巡視
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、利益を還元しない

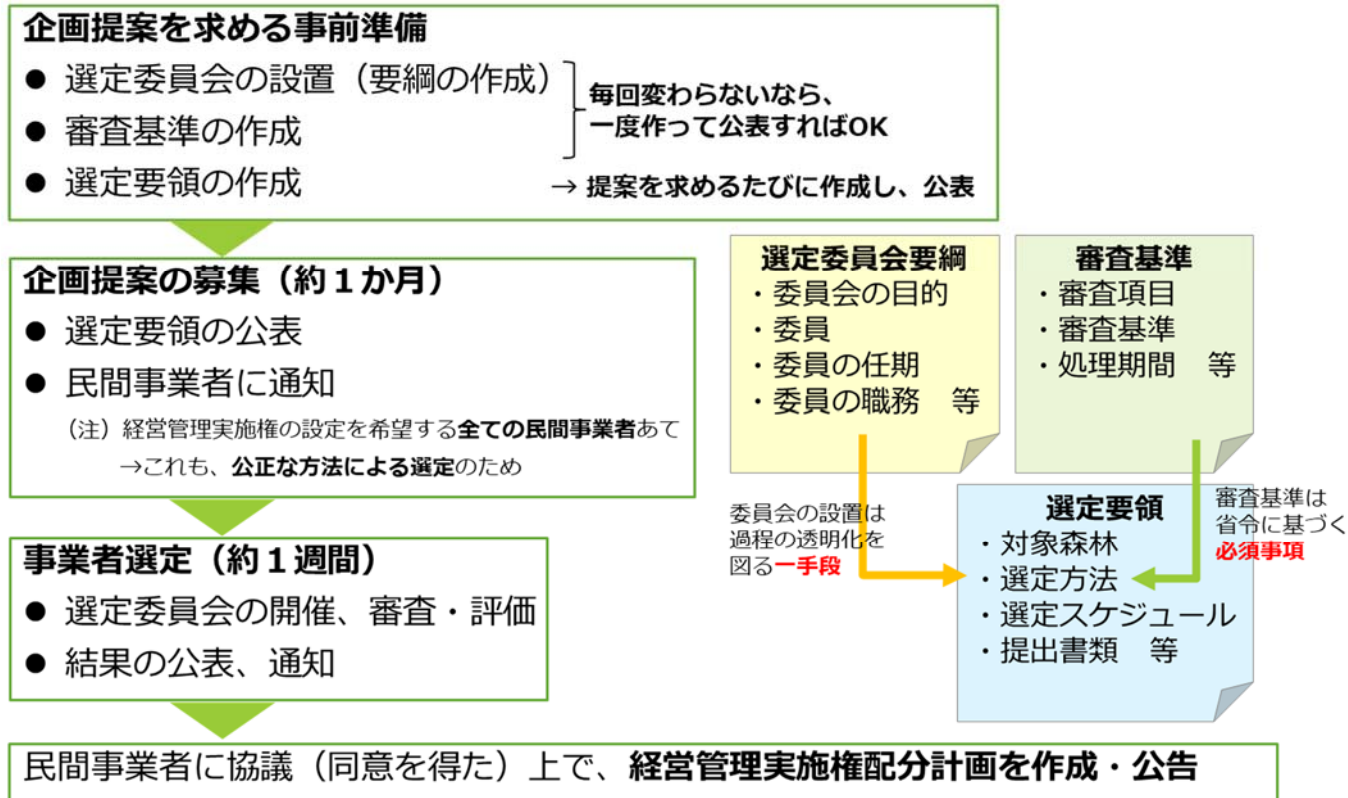
(4) 配分計画

- 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者への再委託を行う（民間事業者に経営管理実施権を設定する）場合に、配分計画を作成。
- 配分計画の作成にあたっては、都道府県が公表した民間事業者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定。選定した民間事業者から配分計画への同意を得た後、同計画を定めた旨を公告することで、民間事業者に経営管理実施権が設定される。

【取組のポイント】

- 配分計画を定める場合には、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を都道府県が公表している民間事業者から、公正な方法により選定するとともに、選定の過程の透明化を図るよう努める必要がある。
- 具体的には、①都道府県が公表している民間事業者に対して、配分計画に記載する内容について、提案を求め、②提案を適切に審査・評価し、③提案を求めるにあたっては、あらかじめ提案を求める旨とその評価の方法を公表するとともに、④評価結果の公表を行う。
※ 標準的な方法は右図の通り
- なお、経営管理実施権は、経営管理権の範囲内で設定することになるため、集積計画に定めた内容から逸脱した内容を配分計画で定めることはできない。

【取組フロー】



- 民間事業者から提案を求める旨及び提案の評価方法に係るものとして、次のア～ウを作成し、公表。
 - ア 配分計画を定めようとする森林、選定スケジュール、企画提案書により選定を行う旨等を定めた選定要領
 - イ 民間事業者の審査及び選定に関する事項を処理する委員会を設置することを定めた選定委員会要綱
 - ウ 森林所有者に支払う金額、森林経営計画の作成予定等の事項について、審査することを定めた審査基準
- 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者全員に対して、企画提案を求める旨の通知書と選定要領を送付。
- 選定委員会を開催し、提出された企画提案書の内容を審査。民間事業者を選定し、選定結果を民間事業者に通知するとともに、公表。

①配分計画に基づく主伐・再造林の実施 | 秋田県大館市

- 大館市では、市内の民有林人工林の大半が利用時期を迎えており、地域によっては、皆伐が進んでいる一方で、**植栽が適切に実施されていない箇所が見受けられる状況。**
- このため、制度の推進により、森林の集約化と未整備森林の解消に取り組むとともに、**林業事業体への再委託により、主伐・再造林を着実に実施する方針**で取組を進めている。
- 令和3年度には、再委託を受けた林業事業体が主伐を実施して、森林所有者への還元も実現。

【取組のポイント】

＜現状と課題＞

- 主伐・再造林への対応が可能な林業事業体が数者と少ないことに加えて、林業事業体は既存事業への対応で手一杯。
- また、企画提案をしようにも、林業事業体が企画提案をどのように行えばよいか分からず、不安を抱えている状況であった。

＜取組の内容＞

- 令和2年度に、**林業事業体と制度運用のための意見交換会**を実施。
- さらに、**林業事業体を対象にした企画提案の作成演習や企画提案の作成マニュアルの提供**を行うなど、再委託に繋げるための取組を強化。

＜取組の成果＞

- 令和3年度に**秋田県で初となる配分計画（1.18ha）を策定**。計画期間は20年に設定。同年度中に林業事業体が主伐・再造林を実施。
- 現在、第2号となる配分計画（24.7ha）の策定に向けて、公告手続等の準備を進めている。

【配分計画第1号地の取組状況】

事業地の概要

面積	樹種	林齢	計画期間
1.18ha	スギ	52～71年生	20年

事業計画

実施時期	事業内容
R3	皆伐・作業道開設 地拵・植栽（ケヤキ）
R4,5,7	下刈（3回）
R14	除伐
R20	計画期間終了

事業収支（見積額で精算）

項目	金額
主伐経費（見積額）	約342万円
植栽・保育経費（見積額）	約212万円
補助金（見積額）	約176万円
木材販売収入（見積額）	約419万円
所有者への還元（見積額）	約41万円

皆伐の実施状況



実施前（令和3年10月）



実施後（令和3年12月）

②配分計画に基づく主伐・再造林の実施 | X県Y町

- Y町では、令和元年に、Z地区の森林所有者から「所有する森林の立木が大きくなり過ぎ、隣家に被害を及ぼす可能性があるので、町で管理して欲しい」との申し出あり。当該箇所は1.95haの造林地で、10戸程度の宅地に隣接。
- 町と県関係機関で現地調査の後、町が所有者4名（うち県外2名）に意向調査を実施。令和3年2月に集積計画、同9月に主伐・再造林を内容とする配分計画（期間10年間）を策定。
- 令和4年2～3月に主伐と地拵えを実施。経費は1,040万円、1,160m³の木材販売で収入は1,894万円。収益は854万円（うち300万円程度は、今後の植栽・下刈に充当予定）。

【事業地の概要】



主伐実施箇所の図面
（県道沿い集落の南
西側斜面）
面積：1.95ha
（1.03ha：63年生
（スギ）、
0.92ha：56年生
（スギ・ヒノキ）



主伐実施後の様子
（植栽は令和4年度中に実施予定）

【配分計画に基づく主伐の収支内訳（参考値）】

- ①経費：1,040万円（8,970円/m³）（※事業体の利益は含まない）
うち施業費：531万円（4,570円/m³）
→労務費108万円、機械使用料390万円、燃料代34万円
運賃：385万円（3,320円/m³）
→用材運搬373万円、回送12万円
市場手数料：121万円（1,597円/m³）
雑費：3万円
- ②収入：1,894万円
うち製材用材：1,371万円（758m³、18,076円/m³）（※市場に出荷）
合板用材：128万円（91m³、14,080円/m³）
燃料用材：361万円（730トン、4,941円/トン）（※枝葉含む）
製紙用材：34万円（60トン、5,700円/トン）
（※販売材積合計：1,160m³（595m³/ha））
- ③収益：854万円（438万円/ha）
（※300万円程度は、植栽・下刈経費に充当予定）

③ 林業事業体に対する企画提案方法の指導・助言 | 秋田県大館市

- 大館市では、主伐・再造林を推進することとしているものの、対象森林の面積が小規模なものが多く、林業事業体も企画提案のノウハウがないため、思うように再委託に繋がっていない状況。
- 林業事業体への再委託を促進するため、令和2年度に、制度運用のための意見交換会を市と林業事業体とで開催。
- さらに、林業事業体に対して、市有林をフィールドとした企画提案の作成演習や企画提案書作成マニュアルの提供など、林業事業体への再委託に繋げるために取組を工夫。

【取組のポイント】

① 意見交換会の開催

- 令和2年6月に実施し、制度に関連した大館市・林業事業体が抱えている課題の共有、課題を踏まえた制度運用の見直し。
- 意見交換会の継続開催は基本的には行わず、企画提案書作成マニュアルの改訂に注力していく考え。

② 企画提案書の作成演習

- 令和2年10月に、管内の林業事業体が幅広く参画する大館北秋田地域林業成長産業化協議会の主催により開催。
- 市有林をフィールドとして提供し、配分計画の作成に際してどのような提案をするか、どのような見積を作成するのかに着目して実施。参加した4者の企画提案書をもとに、作成時に苦労した点や要望事項、改善点等を共有。

③ 林業事業体の個別訪問

- 令和2年11～12月にかけて、県出先機関である北秋田地域振興局担当者と共に林業事業体の個別訪問を実施し、企画提案への参加の意向や制度に参画する上での課題点等を個別に聞き取り。

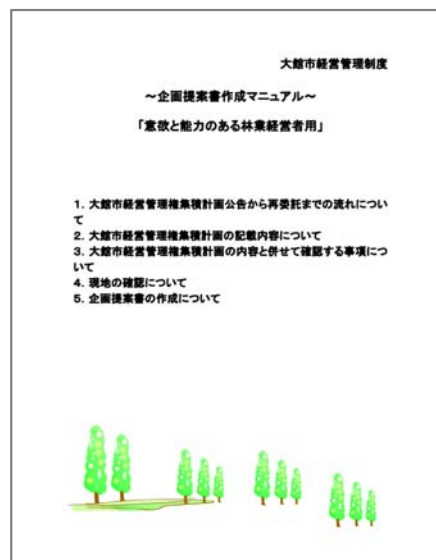
④ 企画提案書作成マニュアルの提供

- 令和3年1月に、県出先機関である北秋田地域振興局の支援を受けて作成した企画提案書作成マニュアルを、秋田県意欲と能力のある林業事業体12者に提供。

【取組の成果】

- 「①意見交換会の開催」→「②企画提案書の作成演習」→「③林業事業体の個別訪問」→「④企画提案書作成マニュアルの提供」という流れで対応。
- これらの取組の結果、令和3年4月に県内で初となる配分計画を策定（1.18ha）し、10月に林業事業体による主伐を実施。12月に再造林も終了。
- さらに、令和5年3月にも新たな配分計画を策定し、令和5年度以降に、林業事業体による主伐・再造林等を実施予定。

【企画提案書作成マニュアル】



➤ マニュアルのポイント

- 集積計画の内容のポイントや企画提案に当たっての留意事項をQ&A形式で解説。
- 集積計画以外の確認すべき計画や法制限等について解説。
- 企画提案書の記載方法を例示を交えながら解説。

④ 森林経営計画の作成を見据えた集積計画の検討 | 静岡県富士市

- 富士市では、林業経営者への再委託を念頭に、森林経営計画が作成されている既存の集約化団地の周辺で、優先的に意向調査を実施し、集約化団地の設置に取り組み。
- 集積計画を策定した森林については、全て企画提案を募集し、再委託により森林整備を実施する方針。
- 集積計画策定後1年以上経過しても、再委託に繋がらない場合は、市管理で森林整備を実施する方針だが、令和元年度及び令和2年度に集積計画を策定した森林については、令和3年度末時点で全て配分計画を策定済み。

【取組のポイント】

① 森林整備の方向性まで見据えた対象森林の選定

- 意向調査の対象森林や優先順位の考え方については、富士市、富士宮市、県富士農林事務所運営する「森林環境譲与税等に係る地域協議会」における議論を経て決定済み。林業経営が可能かどうかを第一の条件として、再委託に繋げやすい森林を選定。
- 選定に当たっては、森林経営計画を作成している林業事業体の今後の事業展開の方向性をヒアリングし、その内容を踏まえて、実施箇所を決定。
- 意向調査から集積計画の同意取得までを、地域で森林経営計画を作成している林業事業体等に一括して委託（指名競争入札）することで、既存の団地との連携など、結果として再委託につながりやすくなるように取り組み。

対象森林	優先順位
私有林人工林	森林経営計画作成済みの森林に近接
森林経営計画が作成されていない	路網あり又は路網の新設が可能
施業履歴なし	森林資源が充実

② 森林所有者への丁寧な説明

- 集約化を進めるためには、多くの森林所有者から同意を得ることが重要と考え、意向調査の期間中に複数回にわたって説明会を開催。
- 意向調査説明会時は、制度の概要や市の運用方針、意向調査の実施方法等について説明し、集積計画説明会時は、集積計画を定めるうえでの留意事項等を説明。
- 再委託を念頭に進める市の方針を両方の説明会で説明し、再委託の流れや金銭の取り扱いについて、詳細を説明したうえで、同意を取得。
- 配分計画の作成段階においても、事前に所有者の理解を得ているため、円滑な計画策定が可能。

■ よくある質問（集積計画の説明会）

- ・ 経営管理権の存続期間満了後の森林の取り扱いはどうなるのか。
- ・ 市は再委託する林業経営者をどのように決めるのか。
- ・ どのような森林施業を行うのか。
- ・ 経営管理権終了後も経費負担は生じないのか。
- ・ 森林の損害賠償の補償の範囲はどこまでか。

③ 周辺の森林の団地化

- 全ての集積計画について企画提案を求めることとし、提案がなかった場合は、さらに周辺の所有者の意向を集めるなど団地化等を進め、再度、企画提案を募集。

⑤ 森林所有者への利益還元方法 | 山形県最上町、静岡県富士市

- 配分計画に向けた企画提案時に、民間事業者が森林所有者単位で見積書を作成させると、特に森林所有者が多数に及ぶ場合、民間事業者にとって、大きな事務負担となる。対象森林全体、もしくは樹種や林齢等が同一の林分でまとめて見積書を作成させることで、林業経営者の事務負担を軽減することが可能。
- 最上町では、見積りを所有者単位ではなく、配分計画の対象森林単位に作成することし、併せて、所有者への分配方法も企画提案書の中で明記するよう指示。富士市では、所有者への還元額の算定にあたり、林齢に関係なく、一律に登記簿の面積で按分する方法を採用。

■ 最上町

- 企画提案時に提出する見積書について、所有者単位で作成させることが煩雑であるため、林相（樹種や林齢）が同一であり、所有者の同意が得られた箇所のみ、該当対象森林単位に作成することとした。
- 企画提案を求める際に、林業経営者に対して、①森林所有者への収益の分配方法（面積按分や材積按分など）と②算定の基準となる数値（実測面積や林地台帳面積、現地調査で算出した材積など）を、企画提案書の中で記載するように指示。
- 企画提案時における収支計算の一例

① 販売額	580,421円	A,B,C材ごとに算定
② 伐採・搬出経費	438,237円	搬出経費1,800円/m ³ 諸経費5%含む
③ 補助金	223,597円	作業道147,072円 /ha 間伐伐採経費の68%
森林所有者への戻し金 ① - (② - ③)	365,781円	所有者ごとの金額は 面積按分で計算する

※利用間伐0.29ha、定性間伐25%、林齢51年生の場合

■ 富士市

- 富士地域の人工林のほとんどは、戦後に植林したもので、林齢は45～80年生程度。無間伐の森林が多く、森林の状態に大きな差は見られないのが現状。
- そのため、所有者への還元額の算定方法として、所有者単位で収支を算定する方法ではなく、「面積按分」で算定する方法を採用。
- 具体的には、一団の森林で実施した搬出間伐による木材収益を樹種ごとに分けて、それを対応する森林所有者ごとに登記簿の面積をもとに按分し、所有者への還元額を算定。
- 面積按分で利益還元を行う旨は、事前に所有者に説明。これまでに所有者から異議等を受けたことはない。
- 特別に状態が良い森林があった場合には、多少上乘せして還元することも考えているが、現時点で事例はない。
- 一般的に森林所有者が知り得ている情報は、登記簿の面積であるため、「登記簿の記載面積に対して、このくらいの収入が想定される」という説明をすることで、所有者の納得を得ている。

(5) 事業発注

- 森林経営管理制度の事務は、意向調査の準備業務から意向調査、集積計画の策定、森林整備の事業発注など多岐にわたるため、外部委託による民間活力を活用しながら、制度に係る実務を進めていくことが重要。
- 各種事業の発注に当たっては、林野庁が提示する業務参考資料や森林整備事業の歩掛、治山林道必携、都道府県提供資料、林業事業体の見積書などを参考にしながら積算を実施。そのほか、市町村自ら歩掛調査を行い、独自の単価設定を行っている事例もある。

【意向調査等の事業発注のための参考単価（業務参考資料）】

1 意向調査（森林情報の収集～森林所有者の意向確認）

作業内容	1haあたり
施業履歴整理	0.04 人日
森林所有者への事前説明	0.04 人日
森林情報収集（植生状況の抽出調査）	0.16 人日
意向確認	0.10 人日
事務手続き	0.06 人日
人工計	0.40 人日
人件費（人工×20,000円）	8,000 円

2-1 境界の確認

作業内容	1haあたり
境界の確認（隣接者の確認、日程調整等の準備含む）	0.80 人日
人件費（人工×20,000円）	16,000 円
境界の確認に係る不在村森林所有者加算	14,000 円

2-2 境界の測量

作業内容	1haあたり
境界測量	2.25 人日
人件費（人工×20,000円）	45,000 円

3 経営管理権集積計画（案）の作成・同意取得

作業内容	1haあたり
踏査による路網の線形調査・路網線形の合意形成	0.33 人日
計画対象箇所の子林分調査、施業方法の検討	0.80 人日
経営管理権集積計画（案）の作成と同意取得	0.33 人日
事務手続き	0.06 人日
人工計	1.52 人日
人件費（人工×20,000円）	30,400 円
同意取得に係る不在村森林所有者加算	14,000 円

※作業内容、歩掛り及び労賃（20,000円）は類似の取組を実施している団体からの聞き取り等を参考としているので、地域の実情に応じて調整願います。

【その他の参考資料】

- 森林整備事業の歩掛（林野庁HP）：https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sinrin_seibi/attach/pdf/index-11.pdf



① 契約単価の改定～意向調査～ | 和歌山県有田川町

- 有田川町は、森林組合がない地域では、町が直営で意向調査を実施する一方、森林組合がある地域では、森林組合に意向調査から集積計画案の作成までを委託。数量等の正確性を確保するため、意向調査と集積計画案作成の業務はそれぞれ別事業として発注。
- 当初は面積当たり単価で委託を行っていたが、一筆当たりの面積の大小が異なることや、実際の労務量と乖離があることから、所有者数や筆数、計画件数当たりの単価に改定。その結果、意向調査の委託費は減少したものの、集積計画の委託費は増加となり、受託者にとっても納得のいくものとなった。

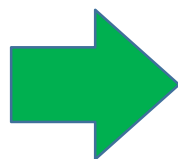
【採用単価の見直し（意向調査）】

- 令和2年度までは、林野庁の「業務参考単価（面積当たり単価）」を参考にしつつ、委託業務の内容を踏まえ、歩掛を補正。しかし、一筆当たりの面積が大きく異なり、同じ筆数でも場所によって委託金額が大きく変動。このため、単価設定を見直し。
- 令和3年度からは、町職員が直営で実施した作業工程を踏まえて、歩掛を修正。「筆当たり単価」を設定。

令和2年度（面積当たり単価）		
作業内容	林野庁歩掛	有田川町歩掛
施業履歴整理	0.04	—
森林所有者への事前説明	0.04	—
森林情報収集	0.16	0.16
意向確認	0.10	0.10
事務手続き	0.06	0.06
計	0.40	0.32

R2採用単価 $0.32 \times 19,300\text{円} = 6,176\text{円/ha}$

※R2和歌山県・公共工事設計労務単価 普通作業員19,300円



令和3年度（筆当たり単価）			
	作業内容	歩掛	計
情報整理	調査対象筆の情報整理（林班図）	0.02	0.14
	調査対象筆の情報整理（人天別）	0.02	
	調査対象筆の情報整理（経営計画）	0.01	
	共有者・その他権利者整理	0.02	
	意向調査対象地判定結果作成	0.01	
	意向調査集計表作成	0.02	
	所有山林一覧集計表作成	0.02	
調査・報告	共有者等一覧表作成	0.02	0.09
	調査票封入作業	0.01	
	意向調査用紙準備・印刷	0.01	
	所有山林一覧用紙準備・印刷	0.01	
	回答情報入力	0.01	
	入力情報チェック作業	0.01	
	打合せ・進捗管理	0.01	
	戸別訪問・電話確認・再送	0.02	
	報告書の作成印刷製本	0.01	
計		0.23	

R3採用単価 $0.23 \times 19,300\text{円} = 4,439\text{円/筆}$

- ✓ 地域の実情に精通している森林組合と随意契約。

② 契約単価の改定～集積計画～ | 和歌山県有田川町

【採用単価の見直し（集積計画）】

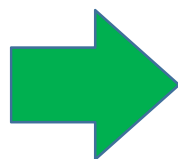
- 令和2年度までは、林野庁の「業務参考単価（面積当たり単価）」を参考にしつつ、委託業務の内容を踏まえ、歩掛を補正。しかし、森林所有者の同意取得など、集積計画作成業務の労力が想定していたよりも大きかった。このため、意向調査同様、単価設定を見直し。
- 令和3年度からは、町職員が直営で実施した作業工程を踏まえて、歩掛を修正。「所有者数や筆数、計画件数に応じた単価」を設定。

令和2年度（面積当たり単価）		
作業内容	林野庁歩掛	有田川町歩掛
施業履歴整理	—	0.04
路網の線形調査・合意形成	0.33	0.11
林分調査、施業方法の検討	0.80	0.80
集積計画案の作成、合意形成	0.33	0.33
事務手続き	0.06	0.06
計	1.52	1.34

R2採用単価1.34人×19,300円 = 25,862円/ha

※R2和歌山県・公共工事設計労務単価 普通作業員19,300円

✓ 意向調査と同じエリアを森林組合へ委託



令和3年度（所有者、筆、件数当たり単価）			
	作業内容	歩掛	単位
聞き取り	経営管理制度説明	0.10	円/人
	ヒアリングシート作成	0.30	
施業提案	現地踏査	0.40	円/筆
	権利関係の整理	0.50	
	施業履歴の整理	0.20	
	対象地の位置確認	0.03	
	森林現況調査書兼施業計画書作成	0.50	
同意取得	打合せ・進捗管理	0.10	円/件
	集積計画案作成	0.30	
	集積計画案の説明・同意取得	1.50	
	集積計画のとりまとめ・成果品作成	0.30	

所有者数、筆数、集積計画件数に連動

【その他の見直し】

- 意向調査の実施から回答の集計等に関して、受注者側との認識の違いが生じたことから、直営で実施した経験なども踏まえ、作業工程等を細かく設定し、作業の標準化を図った（令和2年度の事業発注から留意事項マニュアルとして添付）。

標準化した内容の例

- 共有林の場合は共有者全員に対し、意向調査を実施すること
- 意向調査の回答結果に管理用の番号を付与すること
- 回答結果等の綴り方や資料の印刷方法等、成果品のフォーマットを指定
- 回答の督促（調査票の再送、電話・個別訪問）を行うこと

③市町村森林経営管理事業における歩掛の調整 | 鹿児島県鹿児島市

- 鹿児島市は、市町村森林経営管理事業の事業発注に際して、林野庁や鹿児島県から提供を受けた参考資料をもとに、対象となる森林をまとめて、市町村森林経営管理事業の設計・積算を実施。
- しかしながら、制度の対象森林は、これまで管理されていなかった森林がほとんどであるため、上記の資料を参考に積算しても、**現場の状況と馴染まず、林業事業者の見積額と乖離**することもあった。
- 令和4年度からは、市町村森林経営管理事業の**積算方法等を見直し**。歩掛調査等を実施しながら、歩掛を新たに設定。

【採用歩掛の見直し（森林整備）】

- 令和2年度に、5.07haの森林について、集積計画を策定。そのうち、3.34haの森林について、令和3年度に市管理による切捨間伐を実施。
- 事業発注に際しては、林野庁や鹿児島県から提供を受けた参考資料（森林整備事業の歩掛等）をもとに、対象となる森林をまとめて設計・積算。
- 対象森林は、**これまで管理されてこなかったこともあり**、上記の資料を参考に積算しても、**現場の状況と馴染まず、林業事業者の見積額と乖離することもあったため**、令和3年度から、**歩掛の見直し**を検討。
- 標準地調査を1筆ごとに実施していることもあり、令和4年度からは、地域林政アドバイザーの意見も踏まえ、**1筆ごとに明細書を作成**。
- 枯損木やつる植物がある場合、危険を伴う作業が発生することから、**風倒木処理等の歩掛調査を行い**、他県の歩掛も参考にしながら、設計・積算の内容を見直し。そのほか、**境界木を明示する必要があると判断し、追加で間接経費を計上**。

■歩掛

①、③~⑥、⑧：100本当たり人日 ②、⑦：1ha当たり人日

工程		R3	R4
①選木	特殊作業員	0.16	0.16
	普通作業員	0.16	0.16
②雑木竹除去	特殊作業員	2.89	2.89 (※1)
	普通作業員	0.34	0.34 (※1)
③伐倒(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.32	0.32
	普通作業員	0.32	0.32
④枝払い(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.24	0.24 (※2)
	普通作業員	0.24	0.24 (※2)
⑤玉伐り(10cm以上16cm未満)	特殊作業員	0.20	0.20 (※2)
	普通作業員	0.20	0.20 (※2)
⑥集積整理	特殊作業員	—	—
	普通作業員	0.39	0.39
⑦つる切り(着生率30%未満)	特殊作業員	—	—
	普通作業員	3.00	3.00 (※3)
⑧風倒木処理(10cm以上18cm未満、被害率25%未満)	特殊作業員		1.76
	特殊作業員	なし	0.36

※1 R4から被覆度等により加算追加

※3 R4から着生率により加算追加

※2 R4から胸高直径により加算追加

④ 事業発注の方法の変更 | 岐阜県恵那市

- 恵那市では、事前準備から意向調査の実施、集積計画案の作成、所有者の同意取得に至るまで、外部委託により実施。
- 令和元年度当初は、事業の規模感（所要日数や工数等）の予想が立たなかったため、意向調査の実施と集積計画案の作成業務を分割して発注。
- 令和2年度からは、意向調査から集積計画の作成まで、同一事業者任せの方が効率的と考えて、一括発注により実施。

【事業発注の方法（R1）】

- 令和元年度は、事業の規模感（所要日数、工数等）の予想が立たなかったため、意向調査と集積計画は別事業として発注。



令和元年度の取組結果を踏まえ、規模感の見込みが立ったため、一括発注しても工数を概算できると判断し、令和2年度からは一括発注により実施。

【事業発注の方法（R2～）】

- 一括発注とすることで、契約手続きに係る事務作業の軽減と切れ目のない円滑な事業の実行が可能となった。
- 数量に変更があった場合は、その都度変更契約により対応するため、その事務手間が発生することと、事業が終わるまで最終的な金額が分からないという欠点はあるが、大きな影響は感じていない。

【発注方法のメリット・デメリット】

	発注方法	メリット	デメリット
R1	分割発注	<ul style="list-style-type: none"> ・個別に契約するため、数量等が確定しており、事業費に大きな変動がない。 ・各事業に係る金額を明確にすることができるため、それによるコストバランスを判断しやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約手続きの事務負担が大きくなる。 ・別々の業者に発注することになると、その都度打ち合わせ等を行う必要があるため、時間と労力がかかる。
R2	一括発注	<ul style="list-style-type: none"> ・契約を一括して実施できるため、契約手続きの事務負担が軽減。 ・意向調査から集積計画まで、同一の事業者が実施するため、円滑な事業実行が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数量に変更があった場合、変更契約で対応する必要があり、事務負担がかかる。 ・事業完了まで、最終的な金額が不透明。

3. 民間事業者への斡旋等の取組

(1) 民間事業者への斡旋

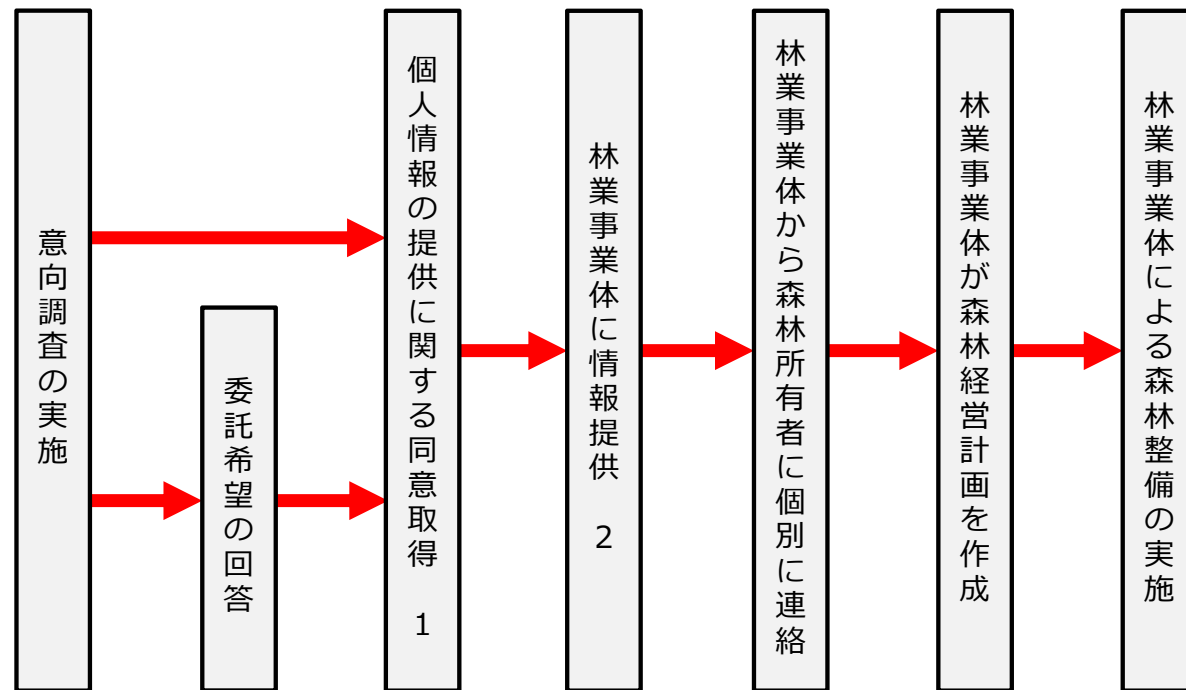
- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、同意取得の段階で森林所有者が民間事業者への委託を望む場合（「所有者還元がなければ同意しない」など）、地域の民間事業者が当該森林の経営管理に関心を示している場合、経営管理を受託できる民間事業者が事実上1者のみである場合（もしくは、周辺の森林のほとんどで、特定の者による森林経営計画が立てられている場合）などは、集積計画を作成するのではなく、民間事業者に情報を斡旋することが効果的。
- 情報提供に当たっては、個人情報の取扱いに留意しつつ、受託を希望する可能性がある者に公平に提供することが必要。

【取組のポイント】

① 個人情報の取扱い

- 意向調査結果は個人情報であることから、民間事業者に情報提供するに当たっては、森林所有者の同意を取ることが必要。
- 「個人情報の提供に関する同意取得」の方法は、
 - ・意向調査票で個人情報の提供可否について記載する、
 - ・意向調査票において、連絡先を記載する欄を設け、電話連絡等により、個別に確認するなどの対応が想定される。

【想定される取組フロー】



② 情報の提供先

- 情報提供に当たっては、受託を希望する可能性がある者に、公平に提供することが必要。
- 情報提供をする林業事業者の範囲については、
 - ・都道府県が公表しているリストに掲載されている者、
 - ・管内で森林整備の実績がある者、
 - ・市町村で独自に設定した登録事業者など、公平性に考慮して決定することが望ましい。

- ※ 1 : 意向調査票で個人情報の提供可否について確認することも可能。
- ※ 2 : 提供する情報の範囲は、該当する森林の位置、所有者情報（氏名、住所、連絡先）、意向調査の回答結果などが想定される。

①情報に基づく経営管理方式の確立 | 南予森林管理推進センター

- 愛媛県宇和島市・松野町・鬼北町・南予森林組合等は、令和元年12月に、森林経営管理制度を推進していくため、「(一社)南予森林管理推進センター」を共同で設立。
- 同センターでは、集積計画の作成を進めるとともに、森林所有者の同意のもと、林業事業体に意向調査の回答内容を提供。集積計画によらず、**直接、森林整備に繋げる取組**(通称: IMM (Informed Management Method) 【**情報に基づく経営管理方式**】)を推進することで、森林経営計画の作成増につなげている。

【IMM の流れ】

① 意向調査の実施

- 意向調査において、回答内容(森林所有者の住所、氏名、連絡先、回答など)の**林業事業体への提供について、同意するか否かの項目を設け、所有者の意向を確認**(チェックボックスと署名欄を設ける)。
- その際、「森林経営管理事業の実施の有無に関わらず、**民間の林業事業体等に回答内容を開示・提供する場合がある**」旨を明記、説明。

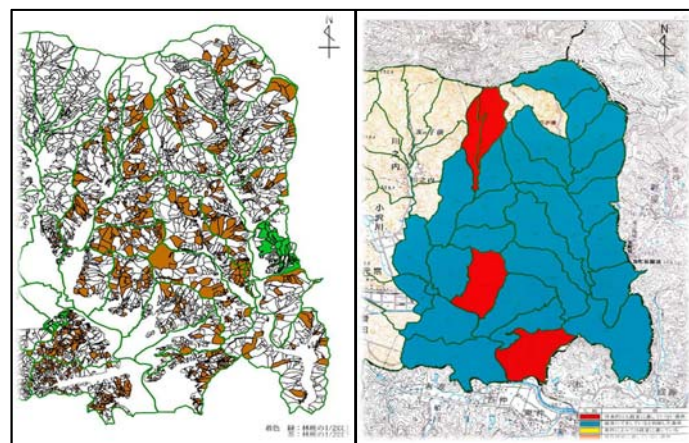
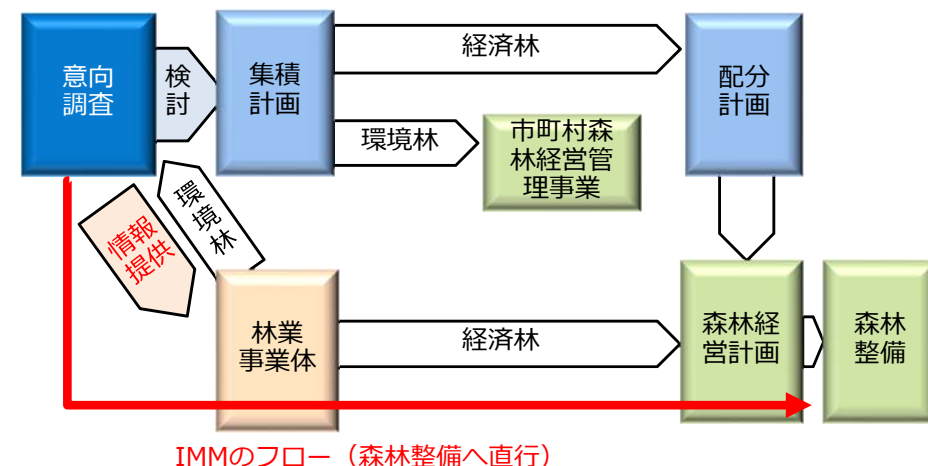
② 事業体への情報提供、意向確認

- 情報提供の**同意が得られた森林を図面上で着色**。その際、同意が得られた森林の面積が林班の1/2以上か以下かで色分け(図1)。
- 情報提供時は、図面のみを提供。森林所有者の氏名、住所、意向などは伏せた上で、**林班単位で林業事業体の施業の意向や判断理由を確認**。施業の意向については、予定でも良いこととし、積極的な施業の意向を確認。

③ 市町への報告

- 林班単位で**各事業体の施業意向の有無と林業経営の適否を整理**。各事業体の判断理由等も整理しておくことで、判断に至った経緯も把握できるよう工夫。
- 各事業体の情報を**森林組合が一覧表にとりまとめ、図面(図2)とともに、市町に報告**。
- 施業意向を示した林業事業体にのみ、**森林所有者の個人情報**を提供。

【業務フロー】



<図1 色分け図>

<図2 事業体の意向>

【取組の成果】

- 情報提供の結果、**林業事業体が施業意向を示した複数の林班で、森林経営計画を作成予定**。
- 市町においては、集積計画の対象森林を**各林業事業体の施業意向の有無や林業経営の適否の判断を踏まえて検討**することで、地域にあった制度推進を進めることが可能となった。
- 林業事業体においても、森林所有者の意向把握が容易になり、**集約化に取り組みやすくなった**。

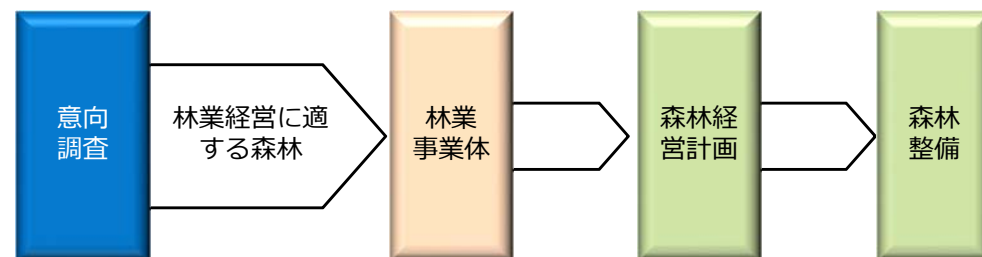
② 林業経営に適する森林の取り扱い | 新潟県村上市

- 村上市は、市独自のガイドラインや基本計画において、森林経営管理制度の対象とする森林の考え方や、林業経営の適否の判断基準を整理。意向調査の結果、「市に委託希望」があった森林のうち、林業経営に適さない森林については、現地調査を実施したのち、集積計画を作成。
- 「市に委託希望」があった森林のうち、林業経営に適する森林については、回答がまとまった段階で、森林所有者に説明の上、林業事業体に情報提供。林業事業体による森林経営計画の作成と森林整備の実施につなげている。

【林業経営の適否の考え方】

- 林業経営の適否の判断は、①傾斜（25度以上）、②林地生産力（5 m³/ha・年未満）、③基幹路網からの距離（300m以上）の基準をもとに整理。
- 林業経営に適した森林を中心に森林経営計画の作成・編入が可能と判断された森林については、集積計画を定めず、事業体の森林経営計画に基づき、森林整備を実施するよう誘導。

【業務フロー】



林業経営に適した人工林と林業経営に適さない人工林の区分

項目	林業経営に適した森林				林業経営に適さない森林	
	重点地域		重点地域以外			
傾斜区分	25度未満		25度以上35度未満		35度以上	
地利	地利1、2		地利3以上	地利1	地利2以上	—
地位	地位1、2	地位3以上	—	—	—	—
面積(ha)	4,130	4,117	513	3,437	1,866	4,493
		8,067		6,359		

※1：地位とは、林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。地位1が最も生産力が高く、地位5が最も生産力が低い。

※2：地利とは、木材の搬出・輸送距離の長短による搬出難易度等、経済的位置の有利不利の度合いを示すもの。地利1（500m未満）、地利2（500～1000m未満）、地利3（1000～2000m未満）、地利4（2000～3000m未満）、地利5（3000m以上）。

【林業事業体による森林整備の誘導方法】

- 意向調査の結果、林班内で一定程度のまとまりができた段階で、林業事業体に情報提供。
- 情報提供に当たっては、個別に森林所有者に文書等で確認をとることとし、林業事業体には、所有者の氏名、共有者の有無、森林の位置図などの情報を提供。
- 提供の範囲は、市内で森林整備の実績がある者に公平に提供することとした。
- この結果、令和4年度時点で4件は、新規で計画作成を予定し、残りの2件については、既存の計画への編入により作成を予定している。

(2) 市町村との協定に基づく森林整備

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、例えば、災害防止等の観点で地域住民から、早急な間伐等の実施を求められている場合、県税事業等により、従前から協定に基づく間伐を実施している場合などは、集積計画の策定によらず、協定に基づく事業実施も選択肢。
- 具体的には、市町村と森林所有者との2者協定（又は民間事業者も加わった3者協定）を締結し、市町村の負担による間伐等を実施（※財源には森林環境譲与税も活用）。

【取組のポイント】

- 協定は、市町村と森林所有者の2者協定、もしくは、市町村と森林所有者と林業事業者の3者協定を締結。
- 森林整備の実施方法については、市町村が事業発注する方法や森林所有者（林業事業者）に補助する方法などがあるため、地域の実情に応じて方法を選択。
- 事業発注に係る設計・積算に当たっては、
 - ①公有林整備で使用している歩掛や仕様書、
 - ②森林整備事業の作業工程や治山林道必携の歩掛、
 - ③都道府県提供資料などを参照にして対応。

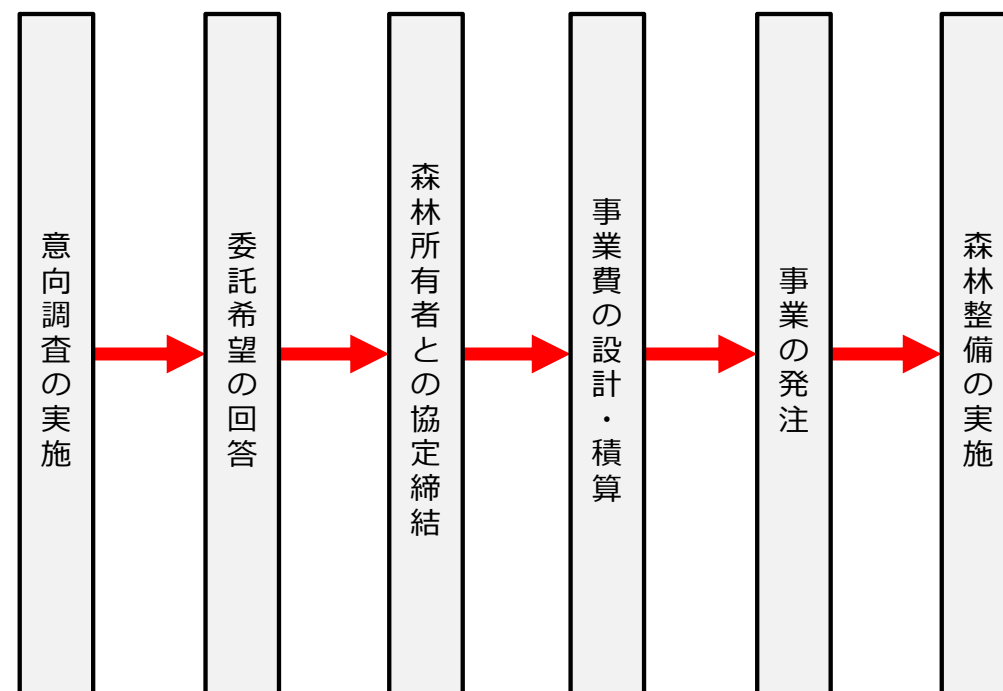
協定書の主な記載項目

- ✓ 目的、期間
- ✓ 対象森林
- ✓ 協定の内容（整備の内容）
- ✓ 費用負担
- ✓ 甲乙の責務・義務（10年間の非皆伐等）
- ✓ 損害賠償（自然災害等）
- ✓ 協定の承継（所有権の移転等）
- ✓ その他事項（甲乙協議）

【留意事項】

- 協定に基づく森林整備は法律に定めがないことから、協定の内容等の詳細は、各市町村の実情に応じて、他市町村の事例も参考に検討する必要。
- 同意を取得する範囲も、森林所有者全員の同意を取るのか、持ち分の過半の同意をとるのか等、それぞれで判断。

【想定される取組フロー（市町村が事業発注する場合）】



① 協定による森林整備と補助事業創設による支援 | 熊本県御船町

- 御船町では、**早期に森林整備を進めることが重要**であるとの考えの下、集積計画ではなく、**森林所有者、林業事業者との三者協定書を締結**することにより、森林整備を進める方針。
- 「委託希望」の森林の境界明確化と林地確認は、町が直営で実施。「委託希望」の森林のうち、林業経営に適さないと判断した森林については、協定を締結。**林業事業者が協定に基づき間伐を実施した上で、町が事業体に補助金を交付。**補助金形式とすることで、町による設計や入札等の事務負担を軽減。

【取組の流れ】

- ① 町が委託希望の森林の境界明確化と林地確認を実施（森林所有者は、原則、現地立会が必要）。
- ② 林業経営に適さないと判断した森林について、町・森林所有者・林業経営体の3者で協定書を締結（森林所有者は地元の代表者一人でも可としている）
- ③ 林業経営体が協定に基づき間伐を実施し、町が補助金を交付。

御船町公益的機能発揮森林整備事業の実施に関する協定書（抜粋）

甲（御船町）と乙（森林所有者）及び丙（林業経営体）とは、御船町公益的機能発揮森林整備事業実施要綱第3条の規定に基づき、事業の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、施行日から●年●月●日までとする。

2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（整備の内容）

第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象とする森林の状況を踏まえつつ、**原則として30パーセント程度の間伐を実施する。**

2 丙は前項の間伐により伐採した樹木を、枝払い、玉切り、林地内での集積まで行うものとする。

（費用の負担等）

第5条 第4条に定める間伐に要する費用は、**丙が負担し乙の負担はないものとする。**ただし、**丙の負担には、要綱に基づき交付される補助金を充てる**ことができる。

2 対象とする森林に対する公租公課若しくは林道その他の公共施設の設置に伴い課される負担等は、乙が負担する。

（当事者の義務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（2）乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ **施行後10年間は対象とする森林を皆伐しないこと。**

ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること

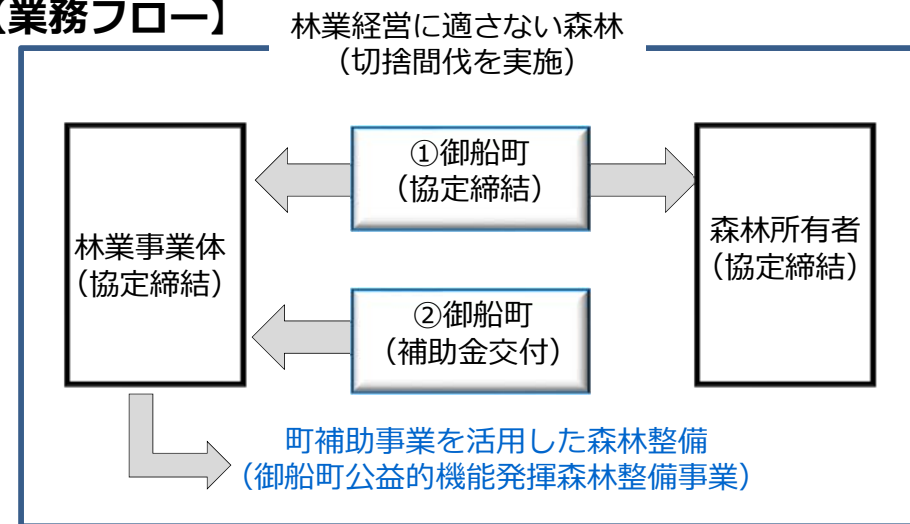
（自然災害による損害）

第7条 事業実施中及び完了後、**火災、天災による甲の責に帰し得ない事由により対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。**

（協定の承継等）

第8条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、**当該者に対しこの協定の承継を行うものとする。**

【業務フロー】



【補助事業の概要（補助金算出方法の例）】

1) 人工林（スギ・ヒノキ）成立本数別間伐補助単価

区分	単価
2,000~2,499本/ha	266,000円/ha

2) 増減要因（作業現場状況）

区分	増減割合
傾斜角20~29°	1.1

3) 計算方法（成立本数が2,300本/haで、傾斜角20~29°）

施工区分	面積	補助単価	増減割合	補助金額			
2,000~2,499本/ha	1.00	×	266,000	×	1.1	=	292,600円/ha

②集積計画と協定による森林整備の推進 | 三重県松阪市

- 松阪市では、森林経営管理制度の取組を円滑に進めるため、「松阪市森林経営管理制度推進計画」を作成。
- 意向調査に基づき、森林所有者自らが森林の管理を実行できない場合は、市が森林の経営管理の委託を受け、経営管理権集積計画を策定し、計画的に森林整備を実施。ただし、災害防止等の観点から早期に森林整備を行う必要のある森林については、市が森林所有者と事業者による三者協定を締結して、森林整備（間伐）を実施。
- 集積計画と協定の両輪で森林整備を進めている。

【取組の流れ】

- ① 松阪市森林整備計画において、「公益的機能を重視する森林」に区分された又は区分される予定の森林を対象とする。
- ② 上記の森林の中から、林業事業者の意見をもとに、市が早期に森林整備を行う必要があると判断した森林について、市・森林所有者・林業事業者の3者で協定を締結（森林所有者全員の同意を得ることとしており、相続未登記で遺産共有にある森林は対象外）。
- ③ 市が林業事業者に委託して間伐を実施。

松阪市森林整備事業に関する協定（抜粋）

（目的）

第1条 この協定は、甲（松阪市）が森林の公益的機能を将来にわたり高度に発揮させるため、松阪市森林整備事業を実施するにあたり、乙（森林所有者）及び丙（事業受託者）との合意の下、事業の実施及び事業の実施後の森林の維持管理等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定は、「松阪市森林整備事業に関する協定」と称する。

（期間及び区域）

第3条 協定の期間は、甲が事業を完了する翌年度から起算して10年間とし、対象となる森林の区域は別紙に定める。

（甲の責務）

第4条 甲は、協定森林について、事業により適切な森林整備を実施するものとする。

（乙の責務）

第5条 乙は、協定森林のうち事業により整備された森林について、適切に維持管理することはもとより、事業の完了する翌年度から起算して10年間は、皆伐を行わないものとする。

（丙の責務）

第6条 丙は、協定森林の森林整備を甲より受託して、定められた期間内に適切に実施するものとする。
（市町による協定を順守するための処置）

第7条 甲は、第4条の森林整備及び第5条の維持管理について適切に実施されるよう指導及び助言を行うものとする。

（協定の継承）

第8条 乙は、協定に係る森林の権利を譲渡する場合は、事前に甲に連絡するとともに、協定内容を買受人又は譲受人に継承させなければならない。

（協定の変更又は廃止）

第9条 この協定の変更又は廃止は、甲乙丙の協議のうえ、これを行うものとする。

松阪市森林経営管理制度推進計画（抜粋）

3 森林所有者への意向調査

（1）対象森林及び優先順位について

人工林を対象に、令和元年度から特定水源地域から意向調査を実施し、その後については、

- ① 過去10年間、間伐等施業が行われていない森林
- ② 森林経営計画が策定されていない森林
- ③ 森林の公益的機能を発揮するため緊急度の高い森林
- ④ 資源が多く纏まっている森林
- ⑤ 林道から近い森林
- ⑥ 森林経営計画が策定されている周辺の森林

等の対象森林から優先順位を決めて計画的に森林所有者へ意向調査を実施する。

（2）スケジュールについて

人工林約2万5千haについて、経営計画策定森林を除き、年間概ね1千ha程度実施する。

（3）実施計画

別表1のとおり

5 三者協定による森林整備(間伐)事業について

（1）現状と課題

森林所有者の高齢化や経営意欲の減退に起因する森林整備の遅れにより市内全域の森林の公益的機能の低下が懸念されており、機能回復の緊急性の高い森林については早期に間伐等の対策が必要である。

（2）対策

このため、森林経営管理制度に基づく意向調査により、経営管理権集積計画を策定し、計画的に森林整備を進めるとともに、それ以外に早期に公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林については、市が森林所有者と事業者により、三者協定を締結して森林整備(間伐)を行う。

（3）森林整備への貢献度等

三者協定により、森林整備(間伐)を毎年約150～200ha実施する。

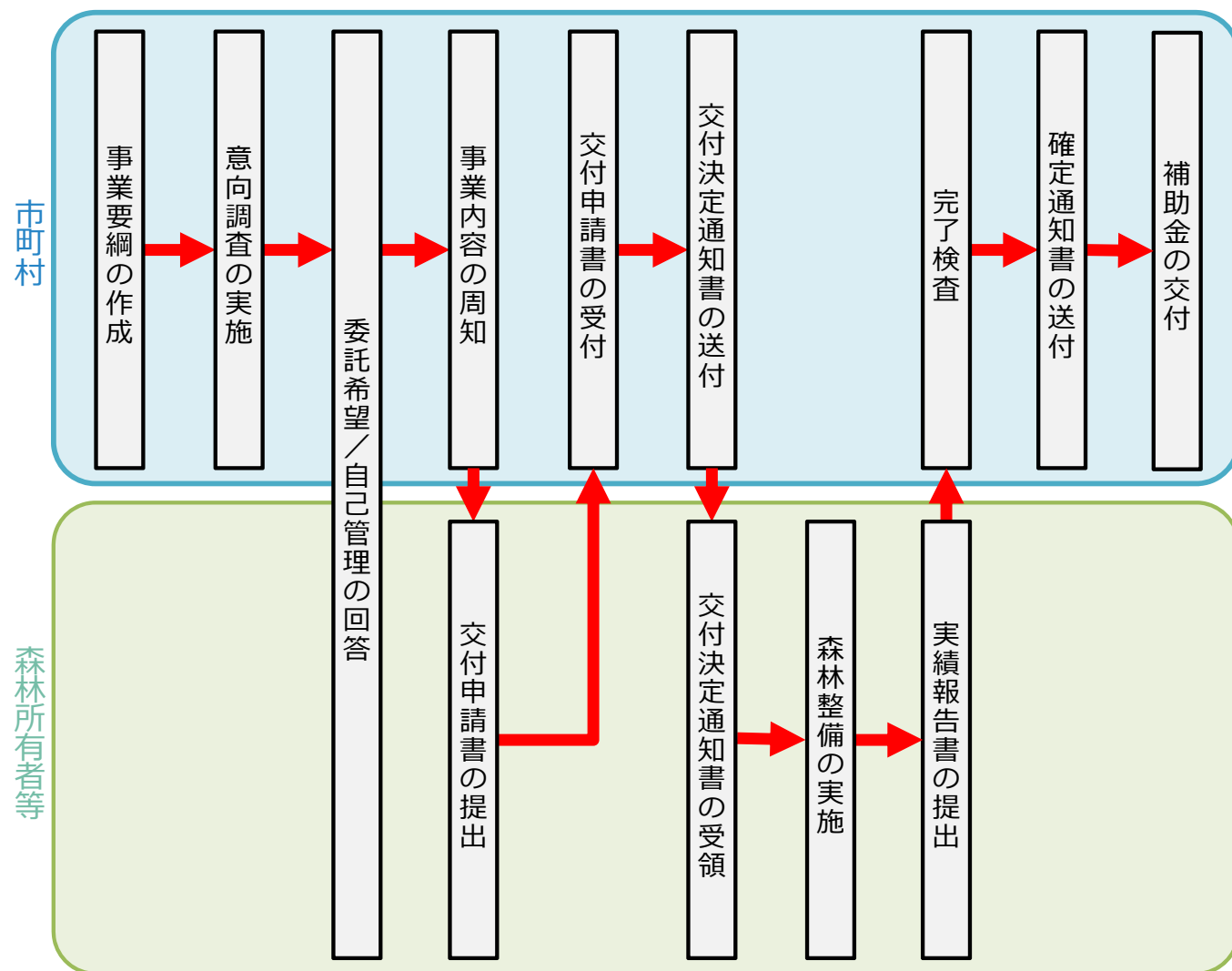
(3) 市町村独自の補助による間伐支援

- 意向調査で「委託希望」の回答があっても、当該箇所の受託が市町村の取組方針と合致せず、集積計画を定めないと判断した場合や、小面積・飛び地であるなど、集積・集約化が困難であると判断された場合は、市町村としての対応を保留せざるを得ないが、森林整備につなげるために、森林所有者に対して、補助事業の活用を促すことが効果的。
- 具体的には、市町村独自の補助事業（例：切捨間伐 20 万円/ha 等）を創設して、森林所有者自らによる間伐等の実施を支援（※財源には森林環境譲与税も活用）。

【取組のポイント】

- 意向調査の結果、「委託希望」の回答があった森林に限らず、「自己管理」と回答のあった者に対しても、事業内容を周知するなど、幅広く取組を周知。
- 森林組合等の事業実施主体と連携して、当該補助事業の活用を促す場（地元説明会等）を設定するなど、事業が有効活用されるように取組を工夫。
- 意向調査の成果をもとに、林地台帳を更新するとともに、補助事業（森林整備）の実績も管理。

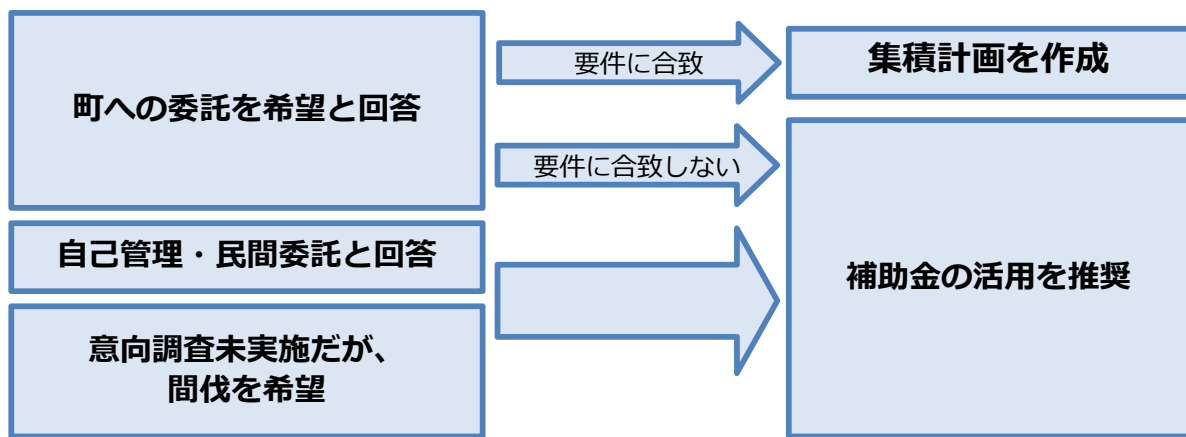
【想定される取組フロー】



① 間伐への補助 | 和歌山県有田川町

- 有田川町では、令和2年度に、森林環境譲与税を活用して、間伐への補助制度「有田川町切り捨て間伐支援事業補助金」（15万円/ha）を創設。
- 意向調査の結果、委託希望のあった森林のうち、**集積計画策定方針の要件に該当しなかった森林**や**自己管理・民間委託と回答した森林**の所有者に活用を促すとともに、町民に幅広く活用を呼び掛けている。

【取組フロー】



【補助事業の活用の考え方】

- 集積計画の策定要件に合致しないと判断した森林や自己管理・民間委託と回答のあった森林に対し、**集積計画を作成しない旨を通知する際、補助事業の内容や森林組合の連絡先を案内し、補助事業活用を推奨。**
- 事前に**森林組合に協力要請**し、チラシには森林組合の連絡先も記載。森林組合にとっても、疎遠な森林所有者とコミュニケーションをとるきっかけとなり、施業地の掘り起こしや組合員の新規勧誘にもつながる。

年度別予算額

年度	予算額 (千円)
R2	5,330
R3	14,300
R4	18,000

補助事業の活用実績

年度	面積 (ha)
R2	36
R3	110
R4 (見込み)	120
合計	266

※間伐率20% : 15万円/ha

手入れの遅れた山 間伐しませんか？

間伐とは・・・？
木を間引くこと。太陽光が木の根元や地面まで届くことで、木の成長を促します。

お金がかかる
手続きが面倒

森林組合

におまかせ

林業のプロが補助金申請や必要な手続きをサポートします！

林業では本来、木材を販売した収益をもとに間伐の費用をまかなっていくのですが、現在では多くの山で収益が見込めない状態ですので森林所有者による間伐は大きな負担です。そこで、町では森林環境譲与税を活用した間伐に対する補助金を用意しています。補助金を活用することで、間伐費用に対する自己負担は大幅に軽減されます。

森林の機能を維持するためには適期*での間伐が必要です。長期間手入れをしていない人工林があれば、森林組合にご相談してみてもいいかもしれません。

(施業を行うにあたりましては、森林組合員となるための出資金が必要な場合があります。詳しくは各森林組合でご確認ください。)

【お問合せ】

- 金屋町森林組合 (中井原136-2)
TEL:0737-32-2418
- 清水森林組合 (清水401-3)
TEL:0737-25-0254
- 有田川町役場 林務課
TEL:0737-22-4525

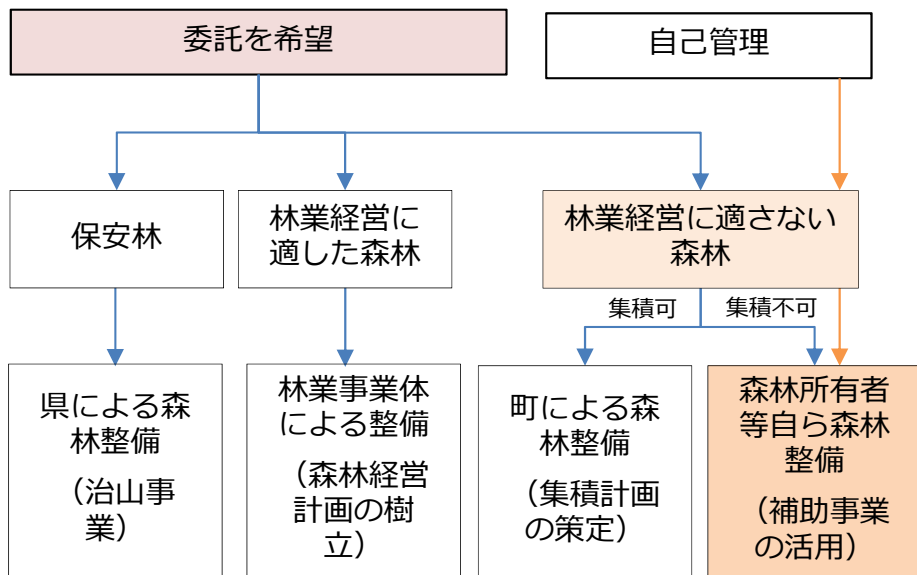
※スギ・ヒノキの平均的な間伐実施時期の間隔は、**10年～15年**です。

<補助金チラシ>

②町独自の支援策による森林整備 | 兵庫県神河町

- 神河町では、意向調査の結果をもとに、森林組合や林業事業体と協議を行い、対象森林の整備主体を調整。森林経営計画の作成が可能な森林は、森林組合や林業事業体が森林経営計画の樹立又は既存計画への編入を進める。森林経営計画の作成が難しい場合で、一定程度の集約化が可能な森林は、町が集積計画を定め、経営管理権を設定。
- 集積計画の対象とならない森林については、町独自の補助事業の活用を促している。

【取組フロー】



【補助事業の対象森林】

町内に所在する民有林(公有林等は除く)で、町の調査により次の各号のいずれかに該当すると認められる区域内の森林。

- (1) 森林研究・整備機構又は兵庫みどり公社の森林面積が1/2以上を占める林班
- (2) 森林所有者の同意が得られず、森林経営計画の面積要件を満たすことができない林班
- (3) 森林経営計画の面積要件を満たすために、10名以上の町内森林所有者の同意が必要な林班
- (4) 森林経営計画の面積要件を満たすために、町外の森林所有者、不在地主等の同意が必要な林班
- (5) 現地の状況等により、森林経営計画の樹立が困難と認められる林班

【補助メニュー】

対象事業	補助要件 (一部省略)	補助金額
①植林	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測)	1/2以内 (上限 20万円/ha)
②枝打ち	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測)	1/2以内
③間伐	・事業地を含む申請者所有地の境界が明確であること。 ・実施面積 0.1ha以上(実測) ・切捨て間伐の場合は枝払い及び玉切りを標準とする。	10/10以内
④作業道開設	・開設後2年以内に①～③いずれかの事業を実施すること。 ・受益者2戸以上、通過森林所有者の承諾が得られていること。 ・幅員2.5m以上、開設延長100m以上 ・年間事業量500m以内	1/2以内
⑤作業道補修等	・1年以内に①～③いずれかの事業を実施するために必要な、作業道の改良、維持補修、舗装等の事業 ・受益者2戸以上で、幅員2.0m以上かつ延長100m以上	1/2以内 (1申請上限25万円)
⑥境界明確化	・①～④いずれかの事業を実施するために必要な、次の一連の事業 ・事業地及び事業地を含む申請者所有地外周の境界確認、永久杭(4.5cm角プラ杭又は同等品以上)の設置、数値測量(公共座標)による測量図作成 ・ただし、対象となる所有地面積が10haを超える場合には、事業地を含む筆の外周	測量成果面積 1haにつき、1/2
⑦搬出促進	・③、造林事業等又は伐採届等に基づく間伐事業の対象であること。	搬出材精算量 ・1,500円/m ³ ・1,200円/t

【年度予算及び決算状況 (単位：千円)】

	予算	決算	内間伐	内作業道	内搬出促進
R 1	13,984	13,266	4,716	500	8,050
R 2	18,723	18,563	5,446	759	12,358
R 3	19,266	19,266	1,906	671	16,689
R 4	28,366	—	—	—	—

第2部 地域ごとの取組

1. 秋田県大館市

<概要>

- 秋田県大館市は、総面積約9万1千haのうち、森林面積が約7万2千haを占めており、秋田スギの主要な産地で**林業が盛んな地域**。
- 一方で、制度開始以前は、市内部でも林業の専門職員が不在であり、なおかつ、林業事業体でも人手が不足しているなど、**森林経営管理制度に取り組み体制が不十分**であった。
- そのため、制度の開始と合わせて、市自ら人材を確保し、制度の実施体制を構築しながら、**市が主体となった取組を進めること**としている。
- 森林経営管理制度の対象となる私有林人工林約1万2千haについて、**20年間で意向調査を一巡させる長期計画**を策定。制度の円滑な運用を図るため、制度開始前に実施した意向調査候補森林（当面5年分）の選定など一部の事務は外部委託により実施するが、**意向調査から配分計画の作成に至るまでの事務は、直営**で対応。
- 意向調査において、市に委託希望のあった森林について基本的には集積計画の策定を検討し、**主伐・再造林の推進を念頭に制度を運営**。

1 取組の体制

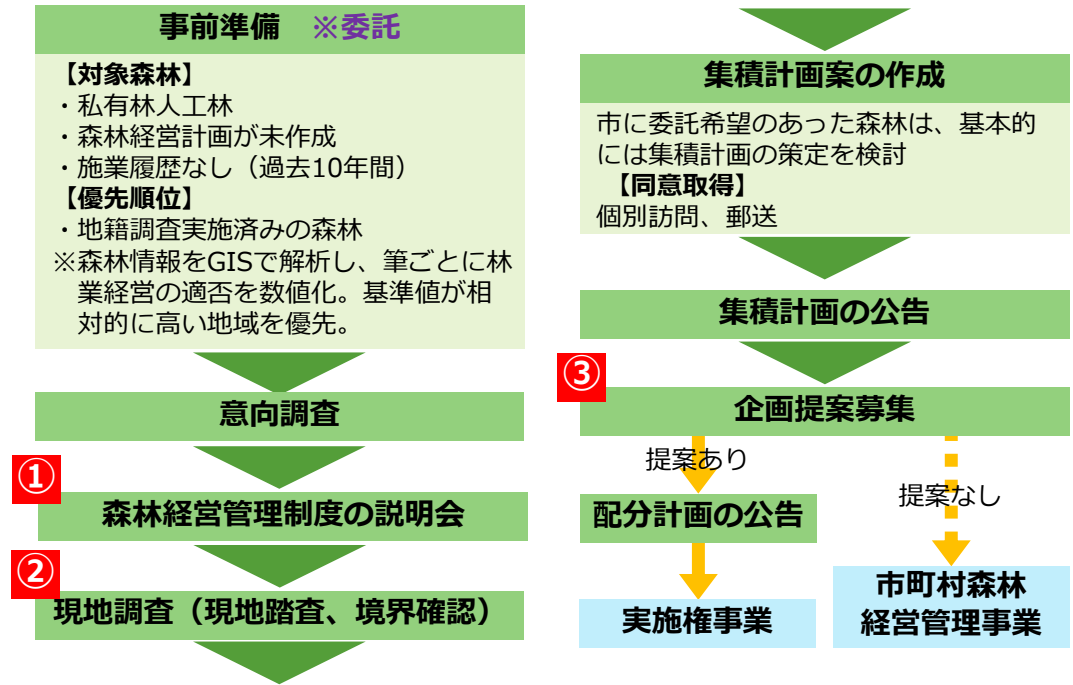


<体制のポイント>

- ✓ 制度開始以前は、林務担当職員3～4名だったが、**市の体制を段階的に強化し、令和4年4月には17名（制度を主に担当する職員は7名）**となる。
- ✓ 県本庁では、「森林経営管理支援センター」を県庁内に設置し、市町村職員向け研修会等を実施。
- ✓ 県出先機関である北秋田地域振興局では、「新たな森林管理システム推進連絡会」を設置し、周辺市町村や森林組合と制度に係る情報共有や意見交換を実施。

2 取組の流れ

※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



3 取組のポイント

①説明会の出席率向上に向けた取組

- R1年度に、年12回の座談会を開催したが、**市報のみの周知**のためか、参加者が少なかった。
- R3年度は、**試行的に開催案内を每户配布**したところ、1会場当たりの参加者がR1年度に比べて倍増。
- R4年度は、**意向調査票の発送時に説明会の開催案内を同封**したところ、前年度比でさらに約2割増となった。

②森林筆界想定図の作成

- 制度開始以降、地籍調査実施済みの森林で優先的に意向調査を実施。
- 今後、**地籍調査未了の森林における取組を進めるため**、R3年度から「森林筆界想定図」の作成を航測会社に業務委託し、R4年度も継続。
- R5年度以降、その成果を事業説明や合意形成の場で活用していく方針。

③企画提案書作成マニュアルの共有

- 集積計画の策定が進む一方で、設定済みの集積計画の面積は小規模なものが多く、**林業事業体も企画提案をどのように行えばよいか分からず不安**を抱えている状況。
- また、主伐・再造林に対応可能な林業事業体が数者と限られていることや国有林での施業に注力している事業体も多く、**再委託が思ったように進んでいない**状況。
- このため、R2年度に、**市と林業事業体とで制度運用のための意見交換会**を実施。
- さらに、林業事業体に対して、市有林をフィールドとした**企画提案の作成演習**や**企画提案書作成マニュアル**を共有するなど、取組を工夫。
- その結果、R3年度に県内で初となる配分計画を策定。今後も、取組状況を踏まえて、マニュアルを充実させていく予定。

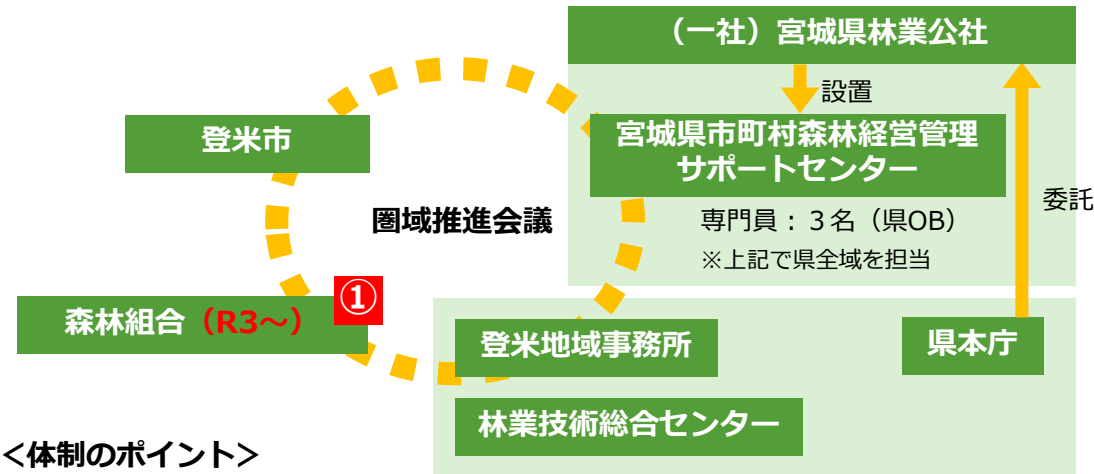
2. 宮城県登米市

<概要>

- 宮城県登米市は、総面積約5万4千haのうち、森林面積が約2万2千haを占め、うち私有林人工林は約1万haとなっている。
- 森林経営管理制度に係る事務は、必要に応じて外部委託することで事務の省力化を図るとともに、関係団体で構成する「圏域推進会議」において、意向調査の優先順位付けや対象森林等を決定。令和3年度からは地域林政アドバイザーを新たに確保して、体制を強化。
- 森林経営計画が作成されていない私有林人工林約4千5百haについて、10年間で意向調査を一巡させる計画。事前準備や意向調査、集積計画案の作成を外部委託により実施。県が設置したサポートセンターからの助言を受けながら、地域林政アドバイザーが中心となって取組を進めている。
- 管内の森林経営計画の認定率は高いことから、林業経営者への再委託による森林整備を念頭に、意向調査の結果、委託希望のあった森林は、原則、集積計画の対象として進める方針。

1 取組の体制

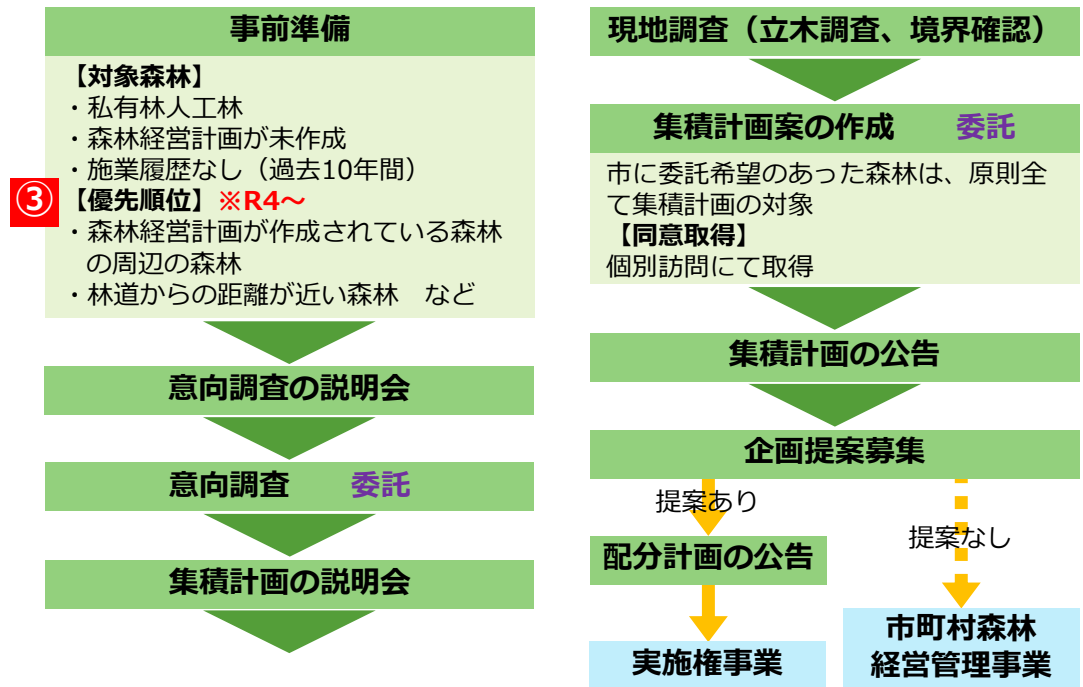
※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



<体制のポイント>

- 制度開始以降、担当職員を2名配置。うち1名を、令和3年度から専任の地域林政アドバイザーとして配置。
- 関係機関で構成する「圏域推進会議」で意向調査の優先順位等を決定。令和3年度からは管内の森林組合がメンバーに加わり、地域林業に精通している者の意見を取り入れながら取組を進めている。
- 県が設置するサポートセンターに配置された専門員が、関係書類の作成や現地確認などをサポート。登米地域事務所でもドローンを活用した現地調査や森林情報の解析等の業務を支援。

2 取組の流れ



3 取組のポイント

① 圏域推進会議の体制の見直し

- 地域林業に精通している者として、R3年度より、登米市管内の3森林組合が圏域推進会議に参画。
- 最終的な森林整備を担う森林組合には集積計画の策定までの業務に関与させない方針を転換し、R3年度からは、集積計画案の作成を森林組合に委託。

② 協定による森林整備の実施

- R2年度からの森林環境譲与税の増額を受け、災害リスクが高く早期に森林整備が必要な箇所の整備に着手。
- 意向調査の実施箇所とは別に、森林組合等の提供情報に基づき、公共施設が近接する森林等、災害の発生リスクが高い単独所有の森林を対象に、市と森林所有者の2者協定により間伐等を実施。
- 協定による間伐はR2~R3年で一旦終了し、R4年度以降は、制度により森林の集約化を進めていく予定。

③ 意向調査の優先順位の見直し

- R1年度に、市管内を16区分し、対象森林の条件をマトリクス表に整理し、点数化。得点の高い森林から順次、意向調査を実施。
- R2年度までに、対象森林の約1/2 (約2,200ha) の意向調査を終了したものの、集積計画の作成まで見通せておらず、集積計画の策定に至らなかった。
- このため、R3年度に、管内の森林組合に意向調査の結果の取扱いを相談し、有効な助言が得られた。
- R4年度からは、森林組合の意見も踏まえて、森林経営計画が作成されている森林の隣接森林や、林道からの距離が近い森林、集積の状況、地形などの観点から、再委託が想定される森林に絞って意向調査を実施することとした。

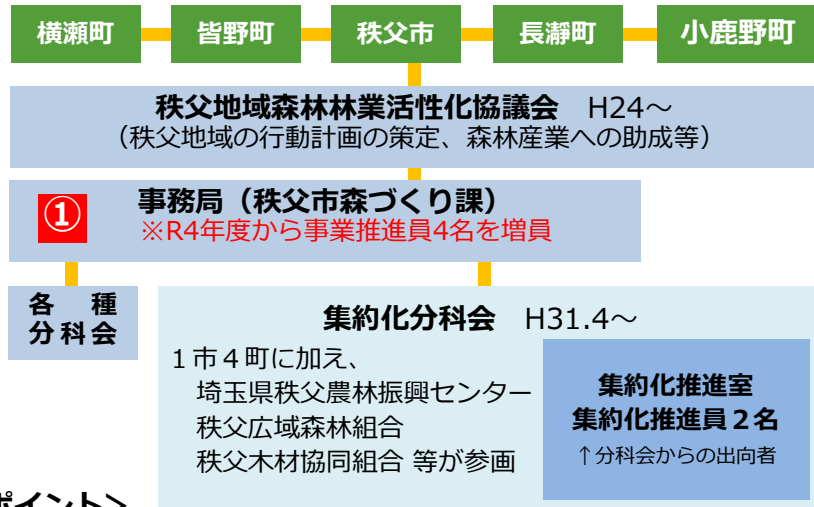
3. 埼玉県秩父市

<概要>

- 埼玉県秩父市は、総面積約5万8千haのうち、森林面積が約5万haを占め、うち私有林人工林は約1万haとなっている。
- 制度の開始にあわせて、秩父市の近隣1市4町で構成する既存の協議会内に**新たな組織（集約化推進室）を設置**。秩父市が地域の旗振り役となり、集約化推進室と共同で事業を推進。
- 森林経営計画が作成されていない私有林人工林について、**9年間で意向調査を一巡する計画**。意向調査の事前準備から集積計画案の作成までを、集約化推進室の集約化推進員（森林組合等からの出向者）が担う。
- 意向調査を実施した森林のうち、**団地化が見込める林班に絞り、集積計画の策定につなげていく考え**。森林経営計画の作成を見据え、林業事業者への再委託と、市町村森林経営管理事業を並行して進めることで森林の集約化の促進を図っている。

1 取組の体制

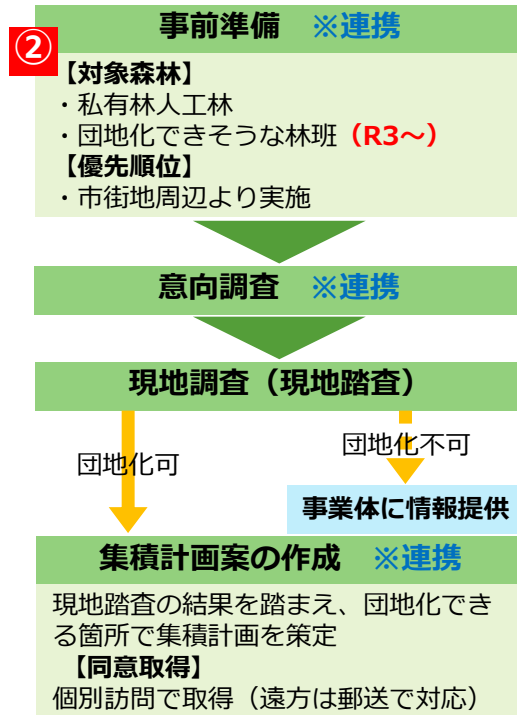
※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



<体制のポイント>

- 令和3年度までは**制度の実務は、集約化推進員2名で担当**していたが、令和4年度からは、協議会の事務局に新たに**事業推進員4名を増員**し、制度の実務も兼務している。
- 県出先機関である県秩父農林振興センターでは、木材搬出を担う林業事業者の育成を目的に、管内の林業事業者に対して、森林経営計画の作成支援や路網の設定方法等についての指導を実施。

2 取組の流れ



3 取組のポイント

①実施体制の強化

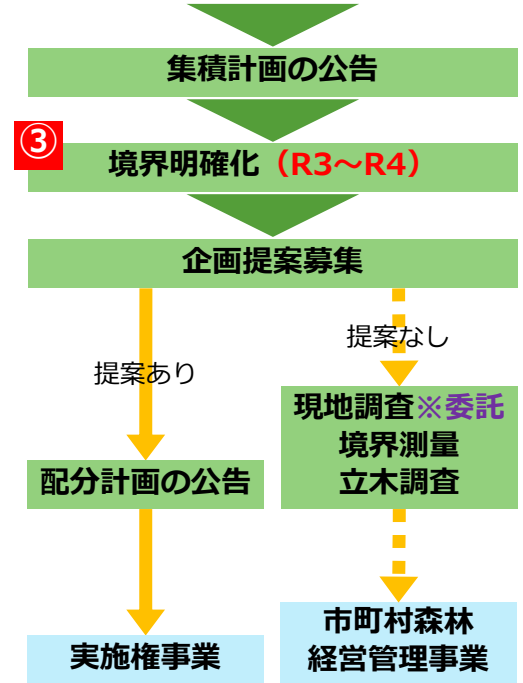
- R3年度までは、制度に係る実務は集約化推進員2名が担当し、1市4町をカバー。
- R4年度からは、森林環境譲与税の活用推進のため、**事務局に新たに事業推進員4名を増員**。制度に係る実務も兼務。

②意向調査の対象範囲の見直し

- R2年度までは、調査地区（森林経営計画の区域計画の単位）の全林班で意向調査を実施し、その結果を踏まえて団地化の可否を判断。
- しかし、調査結果が蓄積し、**意向調査の実施と同一年度内に集積計画の策定までつなげていくことが困難**になった。このため、**R3年度からは、団地化できそうな林班に絞って意向調査を実施**。
- 意向調査の対象外とした森林は、別途、協議会がR3年度に創設した補助金等を活用して整備を進めていく予定。

③境界明確化の推進

- R2年度までは、集積計画の策定前に境界確認や立木調査等の詳細な調査は実施せず、**市町村管理の場合のみ、事業発注前に現地調査を委託**。
- 経営管理実施権を設定した森林では、再委託後に、**林業事業者が境界測量や立木調査を実施**していた。
- 林業事業者からは、**境界測量の事務負担が大きい**との声が寄せられており、円滑な事業運営に支障をきたすことが懸念された。
- このため、R3～4年度にかけて、経営管理実施権を設定した森林を対象に、**試行的に境界明確化を外部委託により実施**。結果を林業事業者に提供し、企画提案を募集。
- このほか、境界明確化に係る林業事業者の負担を軽減し、再委託を促進するため、R3年度より、協議会が境界明確化にかかる補助事業を創設。

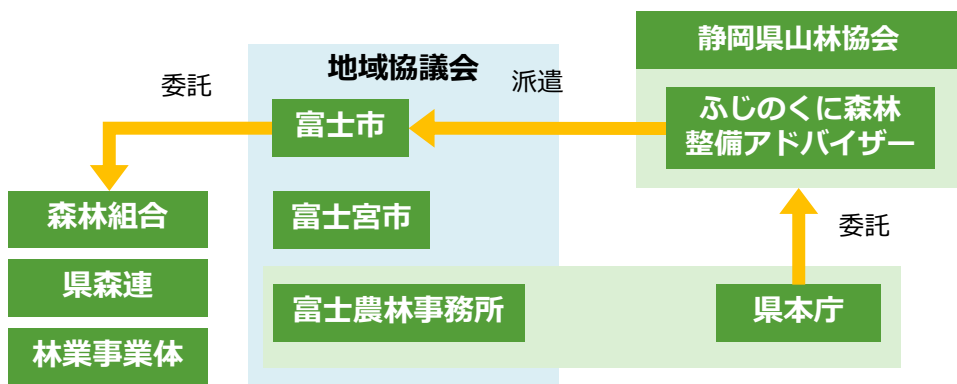


4. 静岡県富士市

<概要>

- 静岡県富士市は、総面積約2万4千haのうち、森林面積が約1万2千haを占め、うち、私有林人工林が約7千haとなっている。
- 静岡県が提供する「ふじのくに森林整備アドバイザー」の活用や県の出先機関等と連携しながら、森林経営管理制度の取組を推進。
- 森林経営計画が作成された森林等を除く私有林人工林約4千haを対象に、**再委託が見込める森林から優先的に意向調査を実施**。地域で施業集約化に取り組む林業事業体に、意向調査から集積計画の作成までを一括して業務発注することで、事務を効率化。
- 意向調査で**市に委託希望と回答があった森林のうち、集約化が可能な森林**について、集積計画を策定。さらに林業事業体への再委託を着実に進めることで、集積計画の計画期間満了後も林業事業体が関与した森林整備が継続するように配慮。

1 取組の体制

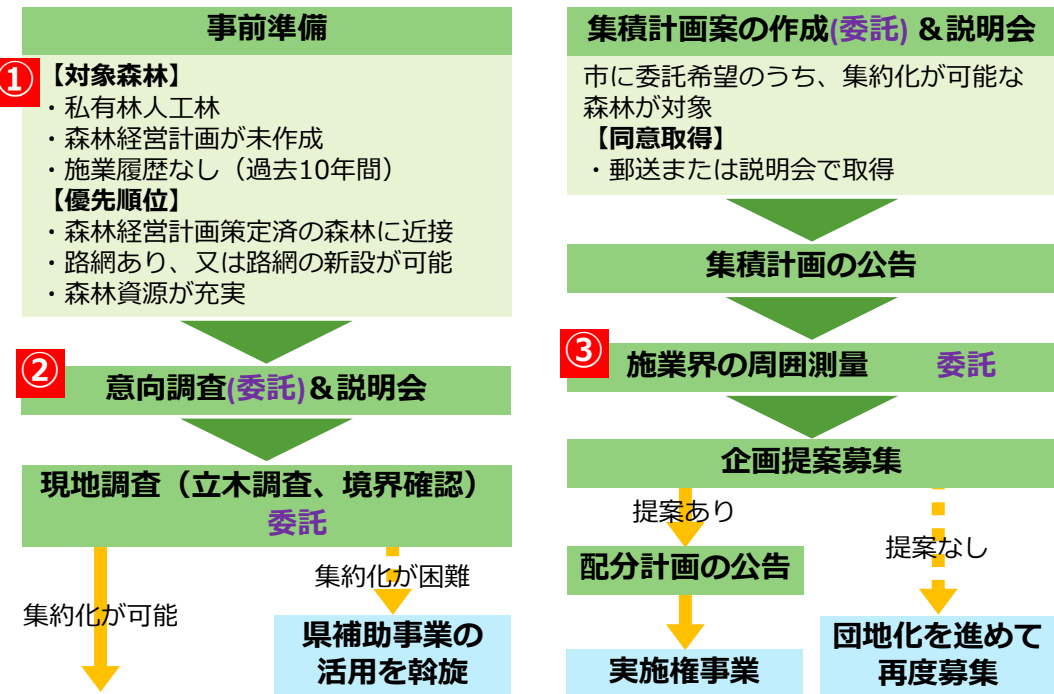


<体制のポイント>

- ✓ 制度開始に伴う市内部の職員体制の変更はないが、**富士市、富士宮市、県富士農林事務所の三者が共同で運営する「森林環境譲与税等に係る地域協議会」**において、関係者間で連携を図りながら、**市の基本方針や意向調査の対象森林、優先順位の考え方**等について決定し、その後も情報共有を図っている。
- ✓ 県本庁では、令和元年度から、制度に係る市町村の実務全般を支援する仕組みとして、静岡県山林協会に業務委託し、「**ふじのくに森林整備アドバイザー制度**」を運営。県が費用負担しているため、**市町村は費用負担なしで活用可能**。
- ✓ 県出先機関である富士農林事務所では、市が行う説明会や現地調査への職員の同行、企画提案の選定委員会の運営支援等を実施。

2 取組の流れ

※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



3 取組のポイント

①再委託に繋げるポイント

- 市では、集積計画を策定した森林は、**原則全て再委託で森林整備を実施する方針**。
- 確実に再委託に繋げるために、**意向調査の対象森林や優先順位を検討する段階で、林業事業体の意向や今後の事業展開等を踏まえて、再委託に繋げやすい森林を選定**。
- なお、集積計画の策定後、1年以上が経過してもなお再委託に繋がらない場合は、市管理による切捨間伐の実施を想定。

②説明会の開催方法の改善

- 意向調査実施時に意向調査の説明会を行い、意向調査実施後に集積計画の説明会を実施。
- R1年度は平日の夜と休日に実施していたが、平日の夜は参加者が少なかったため、R2年度からは、新型コロナウイルス感染症対策も含めて、**休日に事前予約・定員制で実施**。
- また、R4年度は、モデル的に**航空レーザデータの解析結果を、説明会の場で活用**。

③境界明確化における現地測量の省略

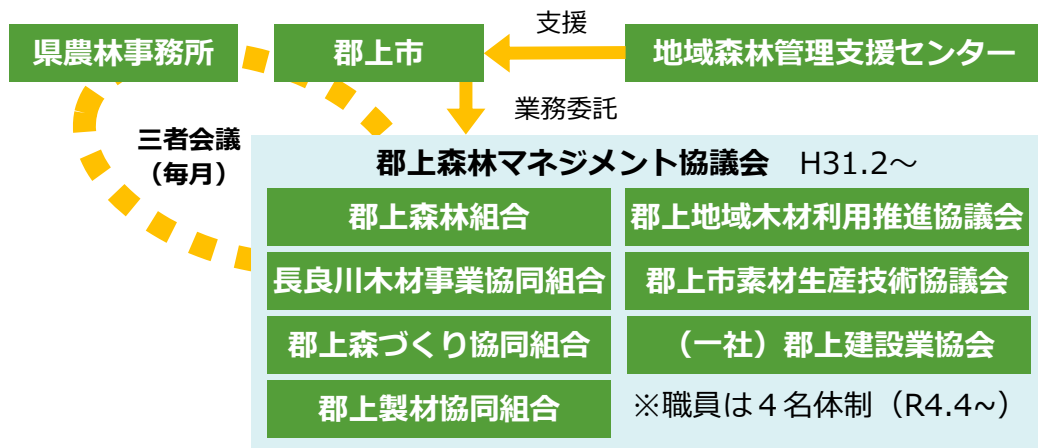
- 富士市では、地籍調査の進捗率が7%と低位に止まっており、境界明確化の取組が大きな課題。
- 森林所有者による境界確認作業について、**所有者の現地立会は原則全て省略し、税務部局が作成している地番図をもとに作成した林地台帳地図を用いて、図面上で境界確認**。
- 境界測量について、所有者ごとの測量は時間と労力を要するため、一団の**集積計画全体の周囲(施業界)の測量のみを実施**。
- 所有者への利益還元の方法は、一団の森林で実施した搬出間伐による木材収益を樹種ごとに分けて、それに対応する森林所有者ごとに**登記簿の面積をもとに按分し、所有者への還元額を算定**。
- 面積按分で利益還元を行う旨は、**事前に説明会等の場で、所有者に説明し、同意を得ている**。

6. 岐阜県郡上市

<概要>

- 岐阜県郡上市は、総面積約10万haのうち、森林面積が約9万2千haを占め、うち私有林人工林は、約4万2千haとなっている。
- 平成31年2月に、森林経営管理制度の推進母体として、**林業関係団体で構成される「郡上森林マネジメント協議会」**を設立。同協議会が制度に係る実務を担う。
- 郡上市森林整備計画で**環境保全林にゾーニングされた私有林人工林**のうち、**森林経営計画が作成されている森林等を除いた約1万1千haの森林を意向調査の対象とし**、そのうち、**森林整備を優先すべき森林として、山地災害のリスクが高く、民家周辺に所在する森林約1千haを抽出**（令和5年度に意向調査完了見込）。残りの1万haについては、令和4年度に、意向調査の優先順位付けをした全体計画を策定。
- 意向調査の結果、市に委託希望と回答があった森林のうち、森林整備の必要性がある森林は、原則、全てを集積計画を策定。未整備森林の解消を目的として、市町村森林経営管理事業による切捨間伐を基本として制度を運用。

1 取組の体制



<体制のポイント>

- ✓ 森林経営管理制度の推進母体として、**林業関係団体で構成される「郡上森林マネジメント協議会」**を設立。市・県・協議会の三者会議を通じて、実務面の情報共有や意見交換等を実施。
- ✓ 令和3年度に、県本庁では、市町村の実務全般の支援組織として、**県森林組合連合会への業務委託により、「地域森林管理支援センター」**を設立。弁護士等による相談会の開催や岐阜県地域森林監理士等の派遣、各種森林のデジタルデータの提供等を実施。

2 取組の流れ

※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



3 取組のポイント

①森林の将来目標区分 (ゾーニング)

- 市森林整備計画に基づき、管内民有林約9万haを、環境保全林約5.5万ha、木材生産林約3.5万haに区分。
- 環境保全林であり、なおかつ**未整備の私有林人工林 (約1.1万ha)**を意向調査の対象とし、そのうち、**防災の観点から特に重要な森林 (約1千ha)**を抽出して、**優先的に意向調査を実施**。
- 残り約1万haは、R4年度に策定した全体計画に基づき、R5年度以降に意向調査を実施。

②現地調査等のタイミングの変更

- R3年度までは、意向調査から集積計画の策定までを速やかに行うため、現地調査は集積計画の策定後に実施。
- 現地調査を後回しにしたことで、**森林整備の必要性が低い森林 (広葉樹等)**についても、集積計画に含まれていたことが判明。
- R4年度からは、**集積計画の策定前に、境界明確化や施業プランの作成等を実施し、森林整備の必要性が低い森林については、集積計画の対象から除外**。

③境界明確化の取組

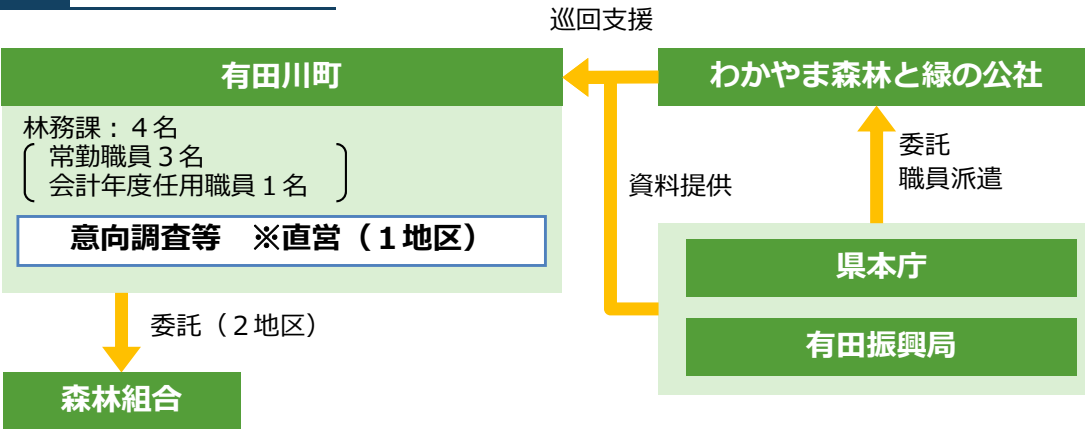
- 郡上市は、地籍調査の進捗率が4%と低位であり、制度の推進にあたっては境界明確化が課題。
- R1年度は、境界明確化の取組は、市から委託を受けた協議会が地元の測量会社に再委託して実施。コンパス測量により実施することとしており、測点には仮杭を打設。
- 所有者の現地立会を基本とし、**立会が困難な場合は、所有者の委任を受けた者が代理で立会**。必要に応じて、事後に図面等を郵送。
- R1年度の取組に加えて、R2年度からは、**協議会が森林組合OBを指導員として委任し、境界明確化の事前準備 (地元への聞き取り調査) を実施**。
- 境界確認の基となる線は、**公図をベースにして、森林計画図を重ね合わせた図面を作成し、それをもとに現地で境界を決めていく形**で実施。

7. 和歌山県有田川町

<概要>

- 和歌山県有田川町は、総面積約3万5千haのうち、森林面積が約2万7千haを占め、うち、私有林人工林が約1万8千haとなっている。
- 平成29年に産業課内に林務班を、令和2年には林務課を新設し、地域に精通した森林組合への委託と直営による実施の両輪で制度を運用している。
- 森林所有者の高齢化を背景に、できるだけ早く意向調査を実施する方針のもと、私有林人工林約1万8千haのうち、森林経営計画が未作成の森林について、**10年間で意向調査を一巡する計画（直営地域は4年で一巡する計画）**。旧町村単位で町内を3地域に区分し、森林の多い2地域の意向調査は森林組合に委託し、それ以外の1地域は町が直営で実施。
- 町に委託希望の回答のあった森林について、町が策定した「**集積計画策定方針**」に基づき、**集積計画の対象とどうかを判断**。町管理と林業経営者への再委託の両方を視野に入れ、森林の公益的機能の発揮と地域林業の活性化を目指していく考え。

1 取組の体制



<体制のポイント>

- 町林務課4名のうち、森林経営管理制度を主に担当する職員数は2名。**制度開始当初より2名で制度の実務全般を担当**。
- 県本庁では、「(一社)わかやま森林と緑の公社」への業務委託により、市町村職員を対象とした実務研修や、市町村への巡回支援等を実施。また、航空レーザ計測の解析結果や積算ツールなど、関連する情報や資料を提供。
- 県出先機関である有田振興局では、「(一社)わかやま森林と緑の公社」に同行して市町村を巡回しているほか、町からの個別相談に随時対応。

2 取組の流れ

※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



3 取組のポイント

① データ管理の改善

- R1年度は、意向調査の結果を紙図面上で色分けし、データをエクセル表で整理。処理件数が増加する中で、**意向調査の結果と集積計画等の情報をどのように連動させるかが課題**となっていた。
- R2年度からは、**森林GISの改修**を行い、新たに制度関連のレイヤを作成。意向調査の結果から、集積計画の策定箇所や森林整備の実施状況等について、**GIS上で一元管理**することが可能となった。

② 契約単価の見直し

- 意向調査と集積計画の作成業務について、林野庁が提示した「業務参考単価」を採用していたが、面積当たりの単価であるため、**一筆あたりの面積の大小によって、委託金額が大きく変動**するといった問題が生じた。
- R3年度からは、**町職員が直営で実施した作業工数を踏まえて、所有者数・筆数に応じて単価を設定**。意向調査の委託費は減少したものの、**集積計画の委託費は増加**するなど、実態に即したものとなった。

③ 担い手確保に向けた対応策

- 事業量の増加に伴い、林業事業者の担い手不足の課題が顕在化する可能性があるため、担い手の確保・育成に向けた取組を検討。
- R2年度に、**入札参加資格**として、「森林整備(役務)」を新たに設け、**小規模事業者も含めた町内の7事業者を登録**。
- さらに、R3年度からは、**森林整備事業を小ロットにして入札にかけるといった工夫**により、小規模林業事業者の参入に繋がった。
- 上記のほか、R3年度より担い手の確保を目的として、**町内事業者に新たに正規雇用される現場職員に奨励金**（「有田川町林業従事者就業奨励金」）を支給（R3：2件、R4：3件）。

【参考（奨励金の額）】

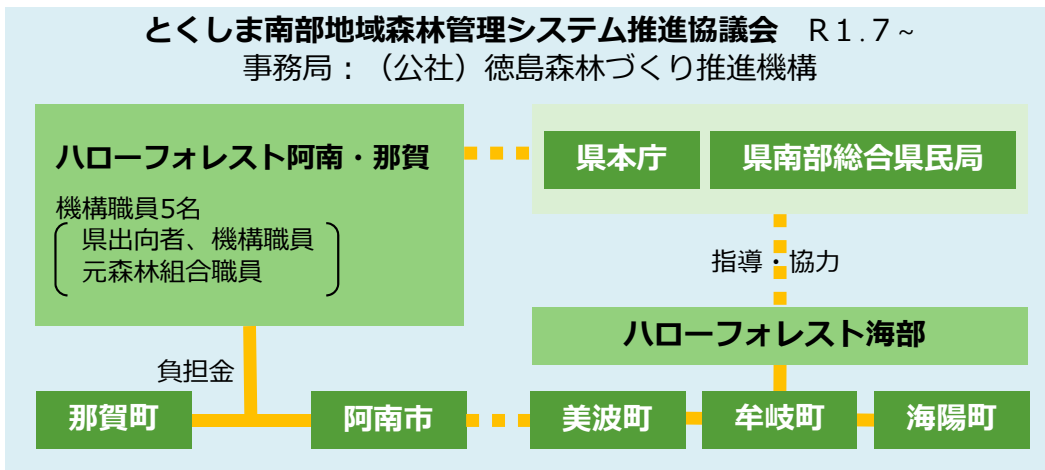
- ・就業者一時金：30万円
- ・月額奨励金：2万円（24か月間）
- ・総額：78万円

8. 徳島県那賀町

<概要>

- 徳島県那賀町は、総面積約6万9千haのうち、森林面積が約6万6千haを占め、うち、私有林人工林は約4万haとなっている。
- 森林経営管理制度の開始に当たり、令和元年度に、徳島県南部地域の1市4町で「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」を設置。各市町で共通する事務を協議会が一本化することで業務の効率化を図りつつ、ノウハウを集積。
- 森林所有者の高齢化と不在村者の増加を背景に、できるだけ早く制度を周知する必要があるとの考え、令和元年度に町内全域の森林所有者（約5千人）に対して、一斉に事前の意向調査（事前調査）を実施。その結果を踏まえて、地区ごとの意向調査（詳細調査）を順次進めている。地区ごとの意向調査については、5年で一巡する計画。
- 意向調査を実施した森林のうち、地籍調査や境界明確化が完了している森林から優先して集積計画を策定。町による経営管理を念頭に制度を運用しつつ、町と所有者との協定に基づく森林整備も並行して展開。

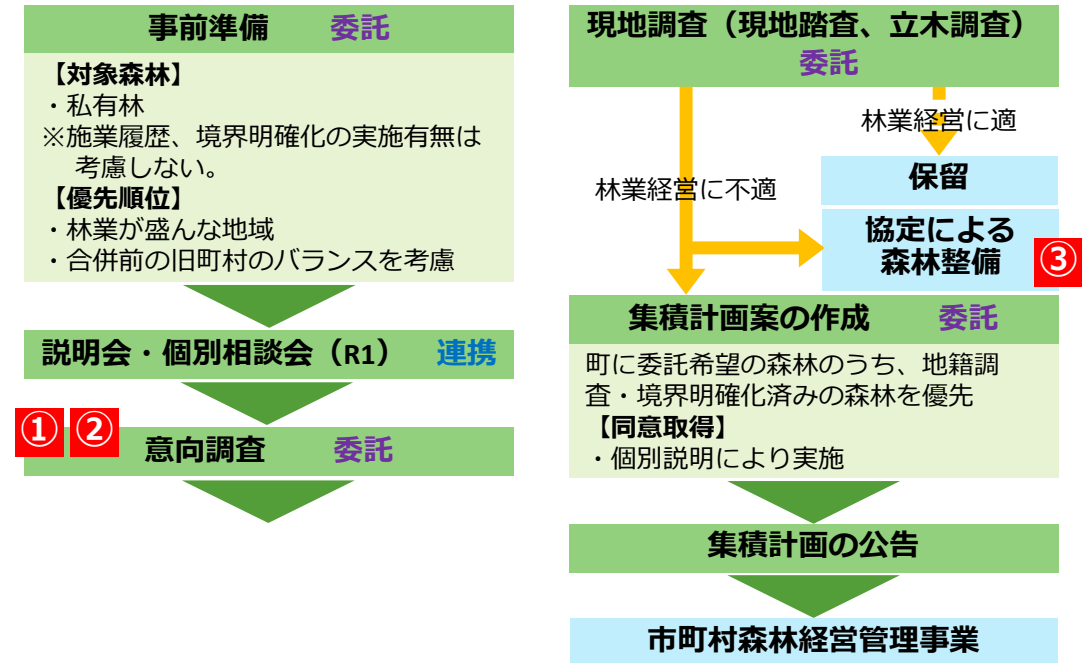
1 取組の体制



<体制のポイント>

- 令和元年度に、徳島県南部地域の1市4町で「とくしま南部地域森林管理システム推進協議会」を設置。さらに、同協議会の実働部隊として、那賀町内に「ハローフォレスト阿南・那賀」を設置し、専門員5名を配置。意向調査の事前準備、意向調査等を担う。
- 県本庁では、制度に係る助言や、施業履歴のGISデータ等の提供を実施。

2 取組の流れ ※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



3 取組のポイント

①所有者の意向把握の先行実施

- 森林所有者の高齢化と不在村者の増加が、地域の大きな課題となっており、できるだけ早期に意向調査を実施するため、R1年度に、全域の調査（事前調査）を実施。
- 事前調査の結果をもとに、R1.12から地区ごとの意向調査（詳細調査）を開始し、5年で一巡する計画を策定。
- R6年度以降は、二巡目の調査を実施し、一巡目で未回答だった所有者や宛名不在だった所有者にも対応していく考え。

②寄付・売却希望への対応

- 従前から、山林の寄付等の相談が町に寄せられており、意向調査の結果でも、約20%が寄付・売却の希望を有していたこと等から、R3年度に「とくしま森林バンク」を設立。ハローフォレストが相談窓口となって、寄付等の申し出に随時対応。
- 上記のほか、町による森林取得（公有林化）の取組も推進。境界が確定（予定）しており、面積が5ha以上であれば、町で購入（購入経費は県の支援を活用）。

③協定による森林整備との一体的な推進

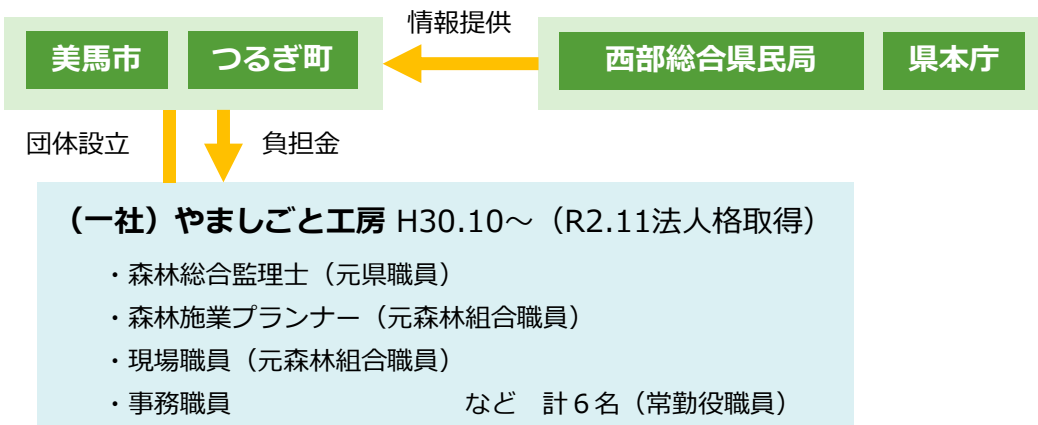
- 森林経営管理制度では、主に林業経営に適さない森林を対象として、町管理による切捨間伐を実施する方針。
- 林業経営に適さないと判断された森林は、制度による森林整備と町と森林所有者の2者協定による森林整備を両立して進めていく考え。
- 集積計画策定に係る事務を簡略化するため、①境界明確化済み、②森林所有者が明らか、③関係権利者全員の同意取得が可能といった条件に該当する森林のみ、集積計画を策定し、市による間伐を実施。R3年度末時点で17ha実施済み。
- 上記以外に、管理者が明確であるなど一定の条件の下、町と管理者との協定に基づく森林整備を実施。協定による間伐は、R3年度末時点で302ha実施済み。
- R4年度からは、とくしま森林バンクに委託し、町と所有者との3者協定により実施。

9. 徳島県美馬市・つるぎ町

<概要>

- 徳島県美馬市は、総面積約3万7千haのうち、森林面積が約2万9千haを占め、うち私有林は約2万5千haとなっている。徳島県つるぎ町は、総面積約1万9千haのうち、森林面積が約1万6千haを占め、うち私有林は約1万4千haとなっている。
- 平成30年10月に、美馬市、つるぎ町、徳島県が構成員となって「やましごと工房」を設立。マンパワー不足の市町に代わって、森林経営管理制度に係る事務を一括して担うことで、事務の効率化と制度の円滑な運用を図っている。同工房は令和2年11月に法人化。
- 私有林全てを意向調査の対象として、森林所有者の意向を幅広く確認し、所有者情報の把握も含めて情報基盤を強化していく考え。美馬市・つるぎ町ともに管内の私有林を15区域に区分し、地籍調査の実施状況や地域バランス等を考慮して順次、意向調査を実施。意向調査の準備から集積計画の策定、市町村森林経営管理事業の事業設計から監理まで一括してやましごと工房が担う。
- 意向調査の結果、市町への委託希望があった森林については、天然林や施業履歴のある森林等も含め、原則全て集積計画の対象とし、面的まとまりをもった森林の管理を推進。

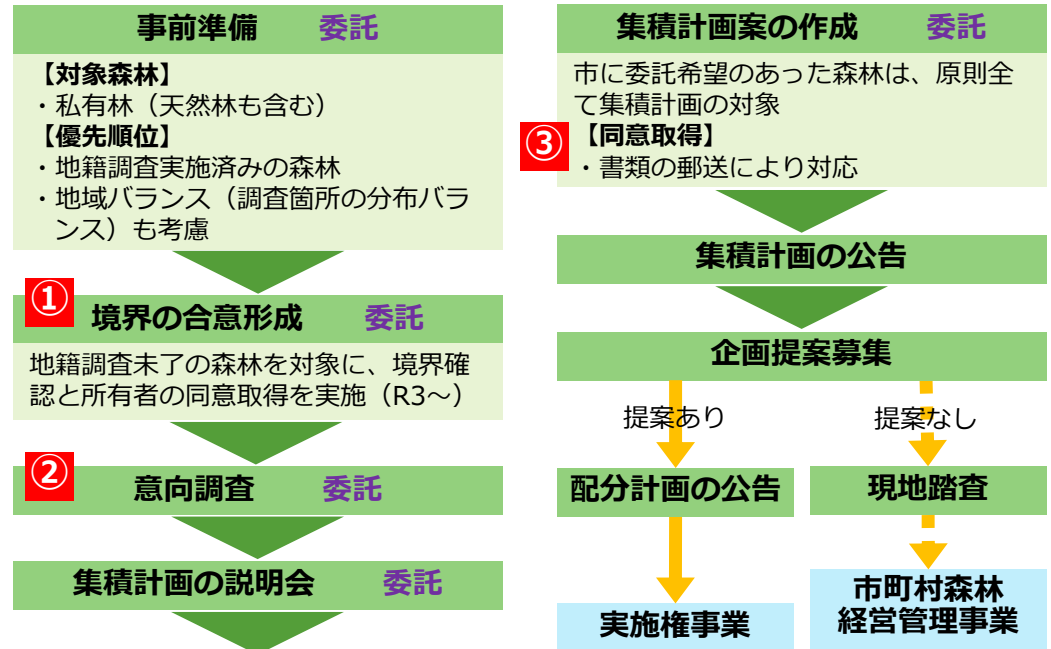
1 取組の体制



<体制のポイント>

- 平成30年10月に、美馬市、つるぎ町、徳島県で「やましごと工房」を設立。令和2年度の法人化を契機に常勤役職員の体制も3人から6人体制に強化。美馬市、つるぎ町が負担金を支払い、制度に係る事務全般（準備業務から意向調査、現地調査、集積計画の作成、所有者への同意取得）を担うほか、県外自治体の森林経営管理業務も受注。

2 取組の流れ ※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



3 取組のポイント

①境界確認と所有者の同意取得

- R1年度は、地籍調査によって、境界が明らかとなっている森林を優先的に実施。
- 既存の境界明確化事業の成果は、所有者の世代交代などで境界に対する認識が調査時と変わっていることが判明。
- R3年度より、意向調査の予定箇所の森林であって、地籍調査が未実施の森林を対象として、事前に境界の合意形成を実施（美馬市約410ha、つるぎ町約450ha）。「境界推定図」をもとに、所有者の同意を書面で取得し、意向があれば現地立会等も実施。

②意向調査の回収率向上に向けた取組

- R1年度は、意向調査の設問数が多いため、最後まで回答が記載されておらず、必要な情報を得られないといったケースがあった。
- R2～3年度は、R1年度の意向調査の結果を踏まえて、記入率・回答率向上のため、設問数の削減（11問→4問）や、分かりやすい選択肢の提示等の改善を図った。
- 上記の結果、回答の記入を途中でやめる方がいなくなり、必要な情報を漏れなく得ることができるようになった。

③全員同意の効率的な取得方法

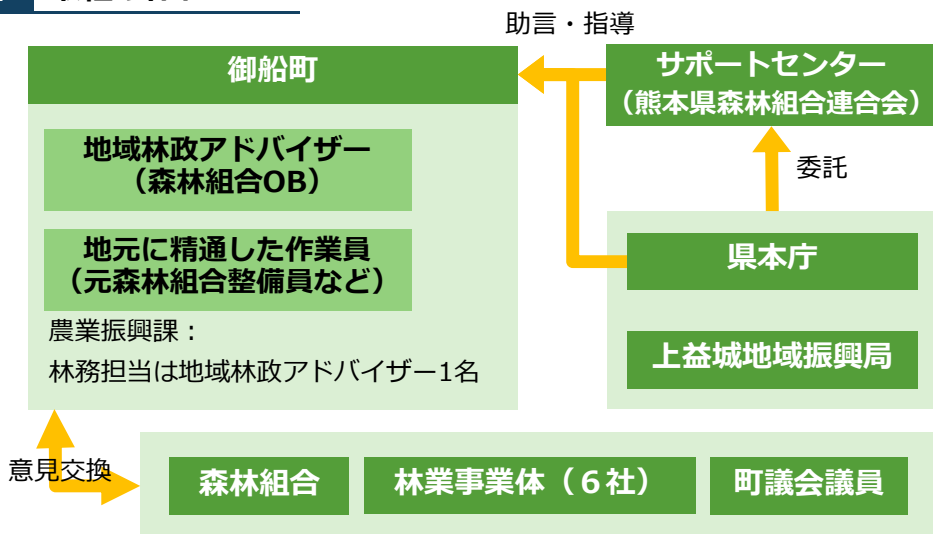
- 集積計画の策定に当たっては、対象森林に権利を有する者全員の同意が得られている必要があるものの、共有者が多数に及ぶ場合や相続人同士の折り合いが悪く、両者の同意を別々にとることが難しい場合は、全員同意が障害となり、集積計画の策定が困難な状況となることもあった。
- そのため、集積計画の策定に当たっては、対象森林の所有者に対して、「相続人等申告書」により、権限者全員の申告を要請。
- 申告した権限者以外から異議の申し立てがあった場合には、申告者の責任で処理する旨を誓約してもらうことで対応。
- これらの取組方法により、集積計画対象森林における相続人等の把握に要する業務量の大幅に削減につながり、業務効率化を実現。

10. 熊本県御船町

<概要>

- 熊本県御船町は、総面積約1万haのうち、森林面積が約5千6百haを占め、うち私有林人工林は約2千5百haとなっている。
- 町では、森林・林業を専門とする部署がないため、**地域林政アドバイザー制度を活用して、地域の森林に精通した元森林組合職員を雇用**。地域林政アドバイザーが中心となって、町が直営で意向調査等の取組を推進。
- 境界明確化を着実に進めていくため、森林経営計画の作成有無や施業履歴の有無を考慮せず、私有林人工林約2千haについて、**10年間で意向調査を一巡させる計画(200ha/年)**。
- 林業経営が成り立つ森林については、意向調査結果を**森林組合に情報提供**することで、森林経営計画の作成や集約化施業に繋げていく方針。林業経営が成り立たない森林については、**町・森林所有者・林業経営体で協定を締結し**、町単独補助事業の活用により、未整備森林の解消を目指す。

1 取組の体制

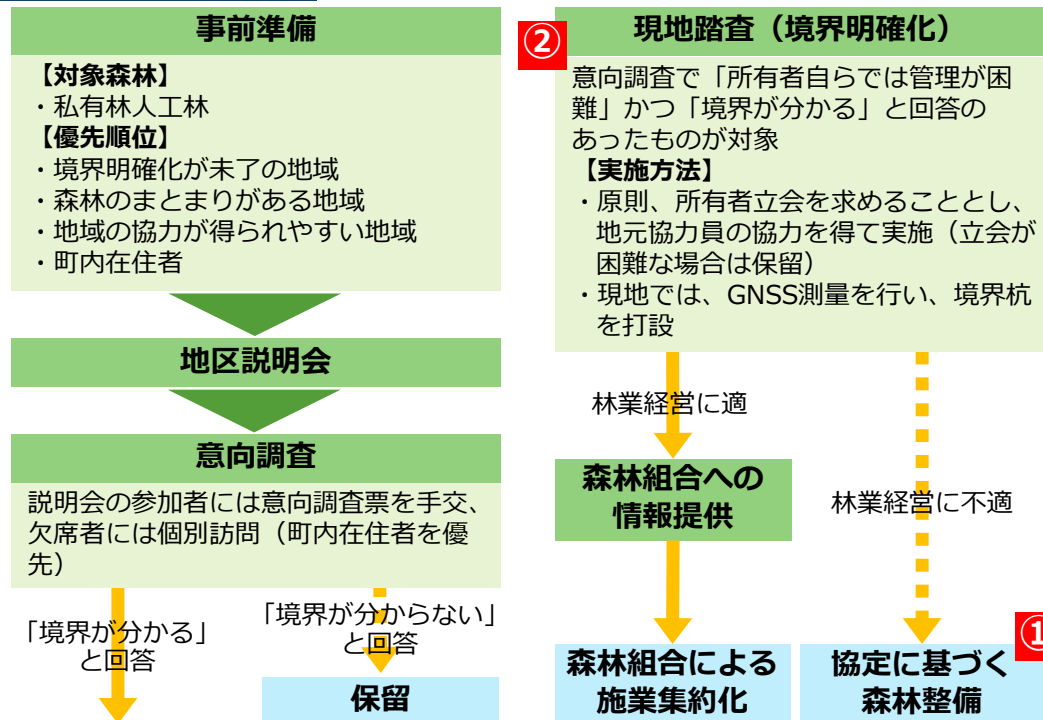


<体制のポイント>

- ✓ 平成31年4月に、**地域林政アドバイザー制度を活用し**、地元の森林に精通した元森林組合職員を雇用。さらに、**地域の森林や所有者に精通する人材も町が臨時雇用し**、境界明確化等を推進。
- ✓ 県本庁では、本制度に係る市町村への実務全般の支援を目的として、県森林組合連合会に委託して、「森林経営管理制度サポートセンター」を設置。相談デスク、巡回指導、森林GISサポート等の支援を実施。

2 取組の流れ

※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



3 取組のポイント

① 協定による間伐の実施

- 制度に係る事務を実質アドバイザー1人で進めている状況を踏まえ、**事務負担を限りなく少なくするために、集積計画を策定せずに森林整備を進める方針を決定**。
- 現地調査の結果をもとに、**林業経営の適否をアドバイザーが判断し、「森林組合への情報提供」と「協定による森林整備」を並行して実施**。

② 境界明確化の実施

- 森林所有者の高齢化や不在村化の進行により境界情報失われてしまう前に境界明確化を進めるべく、取組を重点化。
- 意向調査で、境界把握しているかどうかを確認し、**境界を把握しており、現地立会が可能な所有者の森林のみ境界明確化を実施**。
- 所有権界の把握を目的に、所有者立会によるGNSS測量を実施。**林相が明らかな外周部は片側（施業範囲内）の所有者の立会のみ**の同意で進めている。

③ 担い手育成の取組

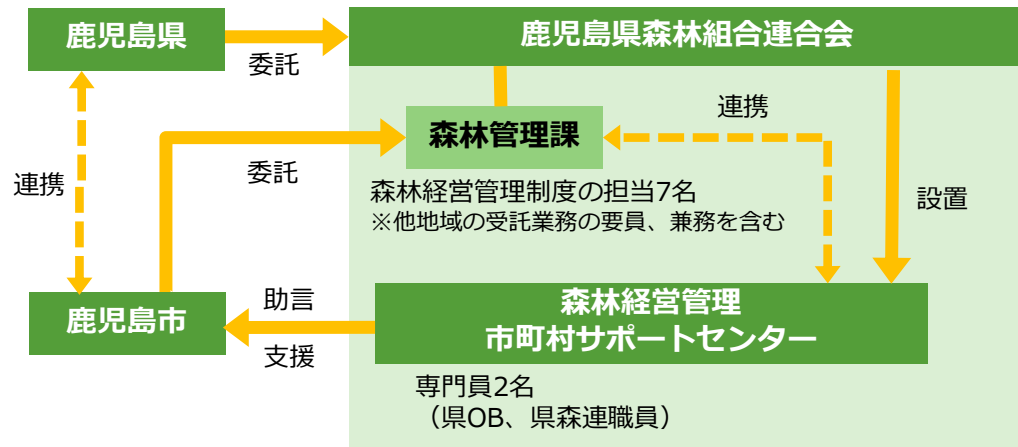
- 制度開始以前は、町と林業事業者との交流がほとんどなかったが、森林整備の円滑な実施のためには、**林業事業者との関係構築が重要と考え、R1年度から林業事業者との意見交換会を実施**。
- 協議会形式とはせずに、**町・県・森林組合・林業事業者・町議会議員がメンバーとなり、必要な時に集まり、自由に意見交換が行える場として設け、年2回程度開催**。
- 意見交換会で出された林業事業者の意見を参考に、R3年度からは、**雇用奨励金(2万円/人)や安全装備品等の購入補助(上限20万円)**を開始するなど、新規就業者の増加や労働災害発生防止等の取組を行っている。
- 現場の課題を踏まえ、作業道の新設・補修への補助や林業機械リース料等の助成、林業研修用装置の購入補助等についても、検討中。

11. 鹿児島県鹿児島市

<概要>

- 鹿児島県鹿児島市は、総面積約5万5千haのうち、森林面積が約3万haを占め、うち私有林人工林が約1万haとなっている。
- 同市では、市町村支援を目的として、県が設置した「森林経営管理市町村サポートセンター」から実務に係るノウハウの提供を受けつつ、森林経営管理制度を推進。
- 森林経営計画が作成された森林等を除く私有林人工林約7千haを対象に、旧市町単位で意向調査を実施。意向調査から集積計画の作成、所有者の同意取得に至るまで、鹿児島県森林組合連合会に一括発注することで事務を効率化。
- 意向調査で、市に委託希望と回答があった森林は、一部を除き、原則集積計画を策定。林業事業者への再委託を念頭に置きつつ、再委託が見込まれない森林は、市による間伐を実施することで、未整備森林の解消を進めている。

1 取組の体制



<体制のポイント>

- 制度開始当初は、市の林務担当職員が7名（うち制度担当6名）だったが、令和4年4月には9名（うち制度担当7名）に増員。令和3年度には、制度担当として地域林政アドバイザー1名を雇用。
- 鹿児島県では、先端技術を活用した森林資源調査手法等の確立（マニュアルの作成）、地域林政アドバイザーの育成研修等を実施。また、令和元年度に作成した森林経営管理市町村業務マニュアルの改訂作業を行っている。

2 取組の流れ

※白抜き数字の番号は、「3取組のポイント」の丸囲い数字に対応



3 取組のポイント

①所有者情報の把握・更新

- R1年度に林地台帳ベースで説明会の案内文書を発出したところ、約5割が宛名不明で届かなかった。説明会出席者や近隣住民への聞き取りを経て、宛名不明を約2割解消。
- R2年度以降、市が直営で登記、戸籍、固定資産課税台帳情報をもとに情報を更新。R4年度は、R1年度比で林地台帳情報を約2割更新し、課税情報の更新作業を業務発注予定。

②小規模・分散した森林の集積

- R1年度は、地籍調査実施済みで、地元の協力が得やすい場所から意向調査に着手。意向調査の結果、市に委託希望と回答した森林の多くが、小規模・分散しており、再委託に繋がらない状況。
- R2年度以降、委託希望の森林と再委託が見込まれる森林については、再度所有者の意向を確認し、集積計画に繋げていく考え。

③再委託のための事業者への意見聴取

- 制度開始当初は、集積計画を策定した森林については、全て企画提案を求めるとしており、企画提案の有無により、林業経営の適・不適を判断していた。
- 企画提案がなかった森林については、林業経営に不適と判断して、市の管理による切捨間伐を実施。
- R2年度に、集積計画から配分計画の策定まで繋げるため、事前に森林組合と協議を重ね、市内初となる配分計画（5.07ha）を策定。
- R4年度からは、取組の成果をもとに、再委託の可否を事前に林業事業者に聞いた上で、企画提案の募集を行うこととした。
- 企画提案がなかった場合でも、再度、企画提案の公募を検討するが、再委託が見込まれないことが明らかとなった段階で、市の管理に移行することとした。

令和4年度森林経営管理制度実施円滑化事業

委託者：林野庁

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6744-2126

メール：shinrin_keieikanri@maff.go.jp

受託者：公益財団法人 日本生態系協会